

令和 2 年度 認証評価

札幌国際大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和 2 年 7 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	17
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	21
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	21
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	30
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	38
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	48
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	48
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	76
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	91
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	91
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	103
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	108
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	111
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	124
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	124
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	127
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	129
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～17] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、札幌国際大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 2 年 7 月 28 日

理事長

上野 八郎

学長

平野 良明

ALO

河本 洋一

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

大正 11 年	札幌区立女子職業学校同窓会（静修会）の活動によって札幌静修会女学校の認可を得て開校
昭和 8 年	職業学校規程により札幌静修会女学校から札幌静修女学校と改める
昭和 9 年	文部大臣から財団法人札幌静修女学校として認可され法人組織に改める
昭和 21 年	札幌静修女学校を廃止、札幌静修高等女学校設置を認可される
昭和 22 年	新学制に基づき札幌静修中学校を併置して発足する
昭和 23 年	新制高等学校の制度がしかれ北海道知事認可により札幌静修高等学校に改称
昭和 26 年	財団法人札幌静修女学校を学校法人札幌静修学園と改める
昭和 44 年	札幌静修短期大学（家政学科 幼児教育学科）を開学
昭和 45 年	札幌静修短期大学が厚生省より保母を養成する学校としての指定を受ける
昭和 46 年	札幌静修短期大学幼児教育学科を児童教育学科（初等教育専攻 幼児教育専攻）に名称変更
	札幌静修短期大学附属幼稚園を設置
昭和 49 年	札幌静修短期大学教養学科を設置
	札幌静修短期大学が図書館司書講習の担当科目の単位を認可される。
昭和 51 年	学校法人札幌静修学園を学校法人静修学園に名称変更
	札幌静修短期大学を静修短期大学に名称変更
	札幌静修短期大学附属幼稚園を静修短期大学附属幼稚園に名称変更
	学校法人静修学園から高等学校を除く
	札幌静修短期大学家政学科を静修短期大学生活科学科に名称変更
静修短期大学聴講生課程を設置	
昭和 55 年	北海道生活研究所を設置
昭和 58 年	静修短期大学秘書科を設置
昭和 61 年	総合情報館 LIM(LIVE INFORMATION MEDIA) 竣工
平成 元年	静修短期大学英語学科を設置
	静修短期大学児童教育学科初等教育専攻を募集停止
平成 2 年	静修短期大学秘書科を秘書学科に名称変更
平成 3 年	静修短期大学児童教育学科を幼児教育学科に名称変更
平成 4 年	北海道生活研究所を北海道環境文化研究センターに名称変更
平成 5 年	静修女子大学（人文・社会学部 国際文化学科 社会学科）を開学
平成 9 年	学校法人静修学園を学校法人札幌国際大学に名称変更

札幌国際大学短期大学部

平成 9 年	静修女子大学を札幌国際大学に名称変更
	静修短期大学を札幌国際大学短期大学部に名称変更
	静修短期大学附属幼稚園を札幌国際大学附属幼稚園に名称変更
	札幌国際大学大学院地域社会研究科地域社会専攻を設置
平成 11 年	札幌国際大学観光学部観光学科を設置
	札幌国際大学男女共学化
	札幌国際大学短期大学部専攻科幼児教育専攻を設置
	札幌国際大学短期大学部秘書学科を募集停止
平成 12 年	札幌国際大学短期大学部生活科学科を総合生活学科に名称変更
	札幌国際大学短期大学部秘書学科を廃止
平成 13 年	札幌国際大学大学院観光学研究科観光学専攻を設置
	札幌国際大学人文・社会学部心理学科（臨床心理専攻、社会心理専攻）を設置
	札幌国際大学人文・社会学部、観光学部教職課程を設置
平成 14 年	札幌国際大学短期大学部英語学科を英語コミュニケーション学科に名称変更
	札幌国際大学人文・社会学部メディアコミュニケーション学科を設置
	札幌国際大学短期大学部教養学科を募集停止
平成 15 年	札幌国際大学人文学部（国際文化学科、心理学科）、社会学部（社会学科、メディアコミュニケーション学科）を設置
	札幌国際大学人文学部、社会学部教職課程を設置
	札幌国際大学短期大学部教養学科を廃止
	札幌国際大学人文・社会学部を募集停止
平成 16 年	札幌国際大学社会学部社会学科をビジネス社会学科に名称変更
	札幌国際大学短期大学部幼児教育学科を幼児教育保育学科に名称変更
平成 17 年	札幌国際大学大学院心理学研究科臨床心理実務専攻を設置
平成 18 年	札幌国際大学人文学部国際文化学科を現代文化学科に名称変更
	札幌国際大学社会学部を現代社会学部に名称変更
	札幌国際大学社会学部ビジネス社会学科を現代社会学部ビジネス実務学科に名称変更
	札幌国際大学社会学部メディアコミュニケーション学科を現代社会学部マスコミュニケーション学科に名称変更
	札幌国際大学大学院心理学研究科臨床心理実務専攻が、(財)日本臨床心理士資格認定協会から第1種の指定を受ける。
平成 20 年	札幌国際大学人文学部心理学科社会心理専攻を子ども心理専攻に改組
	札幌国際大学現代社会学部ビジネス実務学科及びマスコミュニケーション学科並びに観光学部観光学科を募集停止
平成 21 年	札幌国際大学スポーツ人間学部（スポーツビジネス学科、スポーツ指導学科）を設置

札幌国際大学短期大学部

平成 21 年	札幌国際大学観光学部観光ビジネス学科、観光経済学科を設置
	札幌国際大学スポーツ人間学部スポーツ指導学科教職課程を設置
	札幌国際大学人文学部心理学科子ども心理専攻が、厚生労働省北海道厚生局長より指定保育士養成施設の指定を受ける
平成 22 年	札幌国際大学大学院地域社会研究科を募集停止
平成 23 年	札幌国際大学大学院心理学研究科臨床心理実務専攻を臨床心理専攻に名称変更
平成 24 年	札幌国際大学短期大学部英語コミュニケーション学科を募集停止
平成 25 年	札幌国際大学観光学部観光経済学科を国際観光学科に名称変更
	札幌国際大学短期大学部総合生活学科を総合生活キャリア学科に名称変更
	札幌国際大学現代社会学部ビジネス実務学科及びマスコミュニケーション学科並びに観光学部観光学科を廃止
平成 26 年	札幌国際大学短期大学部英語コミュニケーション学科を廃止
	札幌国際大学短期大学部専攻科幼児教育専攻を募集停止
平成 28 年	札幌国際大学大学院スポーツ健康指導研究科スポーツ健康指導専攻を設置
	札幌国際大学大学院スポーツ健康指導研究科教職課程を設置
	札幌国際大学短期大学部専攻科幼児教育専攻を廃止

<短期大学の沿革>

昭和 44 年	札幌静修短期大学（家政学科 幼児教育学科）を開学
昭和 45 年	札幌静修短期大学が厚生省より保母を養成する学校としての指定を受ける。
昭和 46 年	札幌静修短期大学幼児教育学科を児童教育学科（初等教育専攻 幼児教育専攻）に名称変更
	札幌静修短期大学附属幼稚園を設置
昭和 49 年	札幌静修短期大学教養学科を設置
	札幌静修短期大学が図書館司書講習の担当科目の単位を認可される。
昭和 51 年	札幌静修短期大学を静修短期大学に名称変更
	札幌静修短期大学附属幼稚園を静修短期大学附属幼稚園に名称変更
	札幌静修短期大学家政学科を静修短期大学生活科学科に名称変更
	静修短期大学聴講生課程を設置
昭和 58 年	静修短期大学秘書科を設置
平成 元年	静修短期大学英語学科を設置
	静修短期大学児童教育学科初等教育専攻を募集停止
平成 2 年	静修短期大学秘書科を秘書学科に名称変更
平成 3 年	静修短期大学児童教育学科を幼児教育学科に名称変更

札幌国際大学短期大学部

平成 9 年	静修短期大学を札幌国際大学短期大学部に名称変更
	静修短期大学附属幼稚園を札幌国際大学附属幼稚園に名称変更
平成 11 年	札幌国際大学短期大学部専攻科幼児教育専攻を設置
	札幌国際大学短期大学部秘書学科を募集停止
平成 12 年	札幌国際大学短期大学部生活科学科を総合生活学科に名称変更
	札幌国際大学短期大学部秘書学科を廃止
平成 14 年	札幌国際大学短期大学部英語学科を英語コミュニケーション学科に名称変更
	札幌国際大学短期大学部教養学科を募集停止
平成 15 年	札幌国際大学短期大学部教養学科を廃止
平成 16 年	札幌国際大学短期大学部幼児教育学科を幼児教育保育学科に名称変更
平成 24 年	札幌国際大学短期大学部英語コミュニケーション学科を募集停止
平成 25 年	札幌国際大学短期大学部総合生活学科を総合生活キャリア学科に名称変更
平成 26 年	札幌国際大学短期大学部英語コミュニケーション学科を廃止
	札幌国際大学短期大学部専攻科幼児教育専攻を募集停止
平成 28 年	札幌国際大学短期大学部専攻科幼児教育専攻を廃止

(2) 学校法人の概要

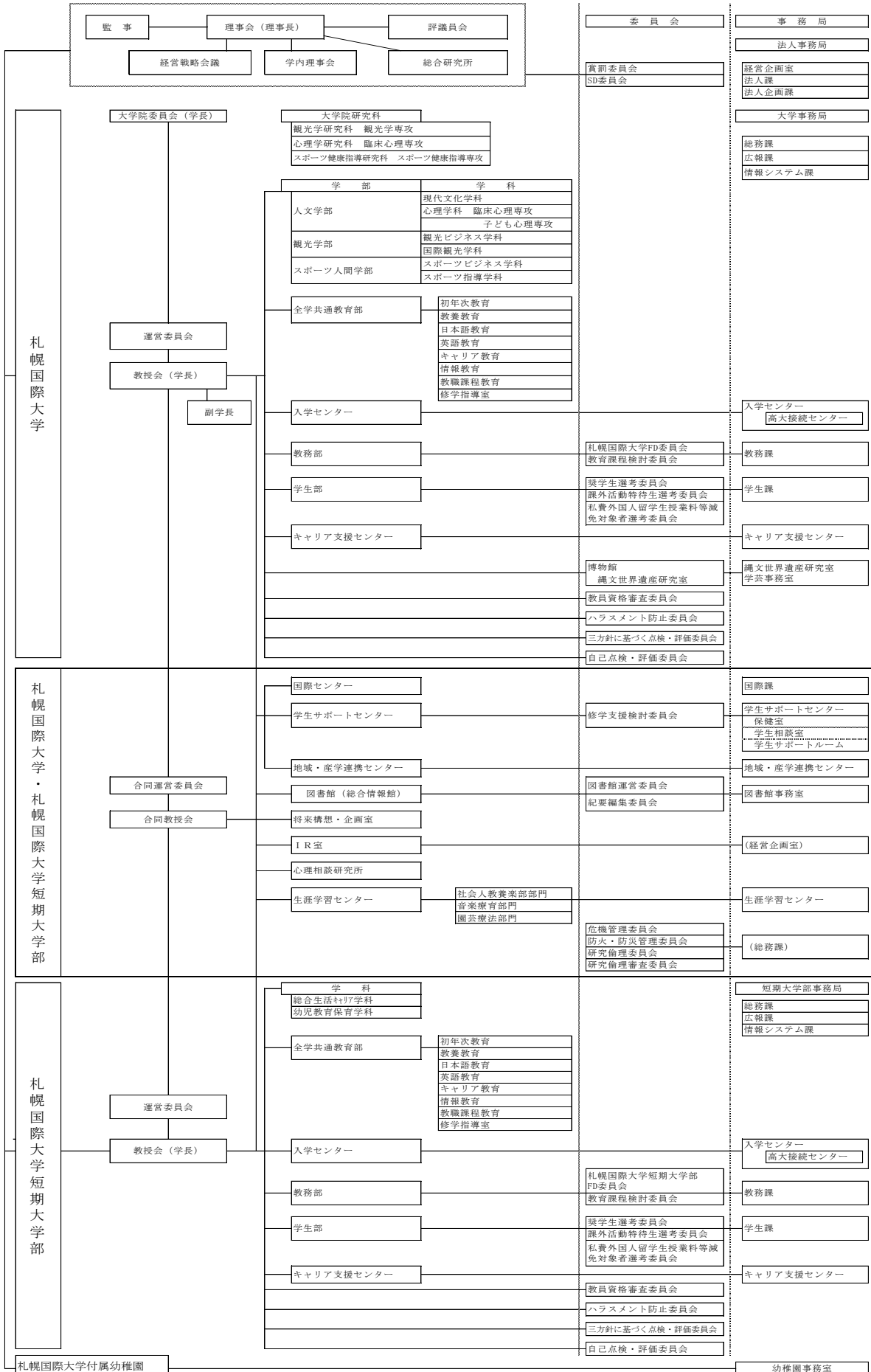
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 2 (2020) 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
札幌国際大学短期大学部	札幌市清田区清田 4 条 1 丁目 4 番 1 号	190 人	380 人	283 人
札幌国際大学	〃	440 人	1,760 人	1,433 人
札幌国際大学大学院	〃	25 人	50 人	35 人
札幌国際大学附属幼稚園	札幌市清田区美しが丘 3 条 1 丁目 2 番 1 号	—	210 人	178 人

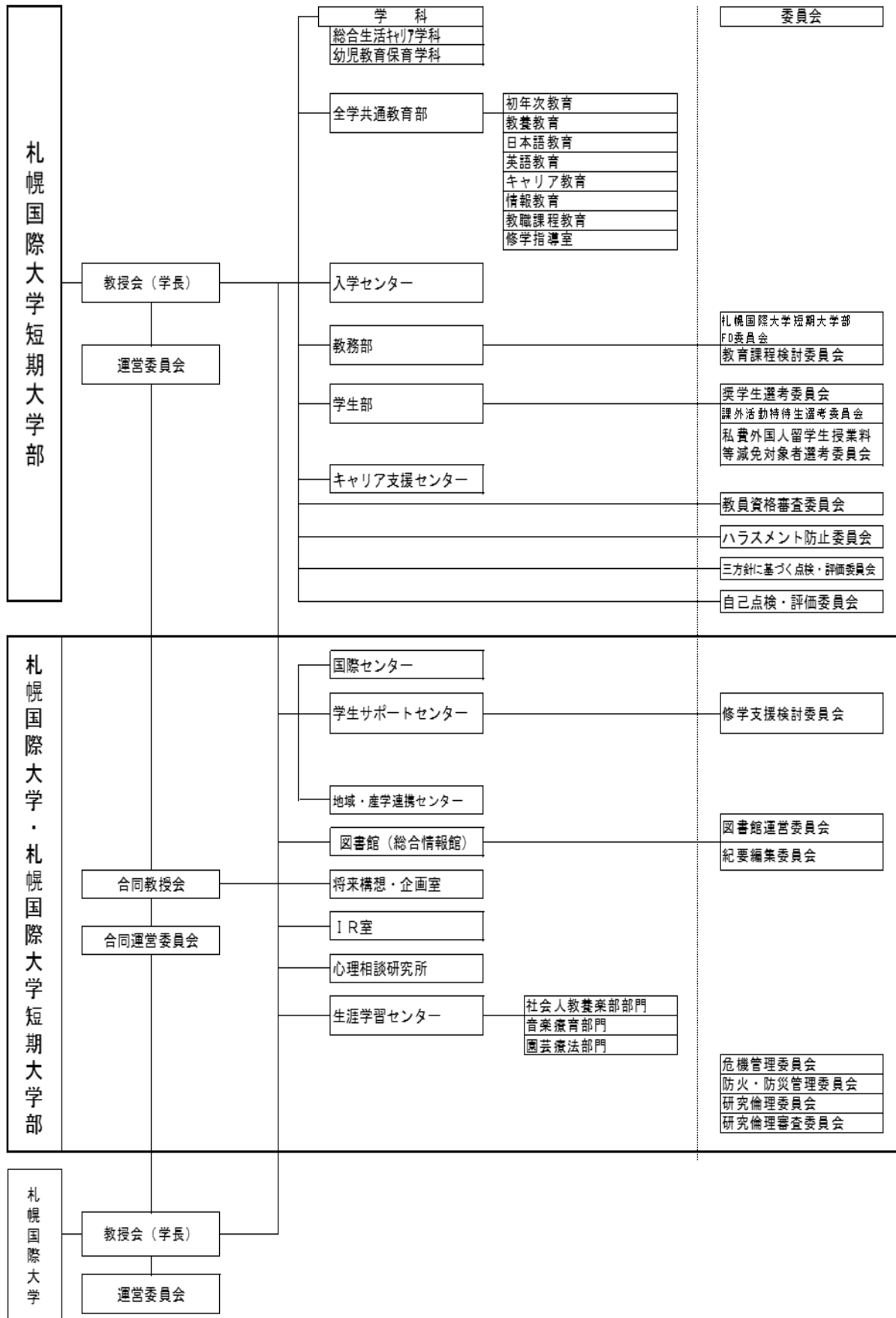
(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和 2 (2020) 年 5 月 1 日現在

札幌国際大学短期大学部



札幌国際大学短期大学部の教育研究上の組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

清田区は札幌市の南東に位置し、豊平区、白石区、厚別区、南区に隣接。高度成長期以降、地域開発や各種の大型民間宅地開発が進められ、計画的なニュータウンが次々と生まれて近代的な住宅地へと変貌した。そのため清田区はこれまで人口増加地域として位置づけられてきたが、近年はそうした増加も鈍化。下表の通り過去5年間の推移では、札幌市中心部に近い豊平区、白石区の人口増加とは対照的に、中心部から離れた厚別区と清田区の人口は若干の減少傾向にある。

札幌市、清田区および隣接区 人口推移表 ※札幌市住民基本台帳から抽出したデータを基に作成（南区は隣接地域が山林のみのため除く）

地域	平成27(2015)年度		平成28(2016)年度		平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
札幌市	1,934,649	0.3%	1,941,127	0.3%	1,946,407	0.3%	1,949,947	0.2%	1,953,883	0.2%
清田区	115,111	-0.2%	115,022	-0.1%	115,096	0.1%	114,733	-0.3%	114,038	-0.6%
豊平区	217,991	0.5%	219,085	0.5%	220,018	0.4%	221,570	0.7%	222,309	0.3%
白石区	210,153	0.4%	210,570	0.2%	211,489	0.4%	211,683	0.1%	212,661	0.5%
厚別区	129,429	-0.1%	128,682	-0.6%	127,928	-0.6%	127,658	-0.2%	127,466	-0.2%

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成27(2015)年度		平成28(2016)年度		平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道	182	98.9	195	98.0	163	97.0	162	99.4	132	97.1
（札幌）	(104)	(56.5)	(86)	(43.2)	(83)	(49.4)	(73)	(44.8)	(74)	(54.4)
（道南）	(3)	(1.6)	(3)	(1.5)	(4)	(2.4)	(5)	(3.1)	(2)	(1.5)
（道央）	(42)	(22.8)	(74)	(37.2)	(45)	(26.8)	(52)	(31.9)	(31)	(22.8)
（道東）	(25)	(13.6)	(22)	(11.1)	(24)	(14.3)	(26)	(16.0)	(14)	(10.3)
（道北）	(8)	(4.3)	(10)	(5.0)	(7)	(4.2)	(6)	(3.7)	(11)	(8.1)
青森県	1	0.5	4	2.0	4	2.4	0	0.0	1	0.7
宮城県	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.6	1	0.7
秋田県	1	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
山形県	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.7
千葉県	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
奈良県	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.7
その他	0	0.0	0	0.0	1	0.6	0	0.0	0	0.0
入学者数計	184	100.0	199	100.0	168	100.0	163	100.0	136	100.0

*その他＝外国の学校卒、高卒認定等

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和元年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

札幌市清田区の高等教育機関として、また唯一の短期大学として、地域に貢献する創造性豊かな人材の育成への期待は高い。特に近年は包括連携協定を締結している清田区と、地域住民のニーズが強い「食」と「健康」に関する協働的な取り組みが継続されている。例えば、清田区と連携し①高齢者のウォーキングを中心とした健康維持・増進の指導、②「食」と「音楽」という地域の魅力を発信するイベント（きよたマルシェ、きよフェス）の共催、③きよたスイーツや食べ物屋マップ作成等を具体例として挙げることができる。特に、「きよたマルシェ」「きよフェス」に関しては、本学の学生と教員が企画段階から清田区職員と協働的に準備を進め、地域社会のニーズに応えつつ学びのフィールドも確保するという関係性が、平成 29（2017）年以來続いている。

この他にも清田区では、PMF（パシフィック・ミュージック・フェスティバル）や子育て支援のイベントに学生がボランティアとして参加するなど、地域からのニーズに教育課程だけでなく、課外活動でも応える関係性が築かれている。

これらの取り組みには関係する清田区の職員だけでなく、学生と教員が教育課程に基づく教育活動の一環として参画しており、本学にとっては学びのフィールドとして、清田区にとっては諸課題を解決し清田区の魅力向上の活動の一端として互惠関係が成り立っている。

また、地域住民の生涯学習の場として本学大学と短期大学部の両方に帰属する生涯学習センターが、「社会人教養楽部」という名称で社会人に向けて授業（令和元年度は大学のみ）を開放している。開設当初は年間 21 科目、受講生は延べ 40 名ほどであったが、シニア世代を中心とした地域住民の学ぶ意欲は高く、受講者は年々増加し、現在では年間延べ 438 人（令和元（2019）年度）に上っている。本学では、こうした社会人の学ぶ意欲に応えるだけでなく、「学び」を通じた地域住民同士や行政機関、高等学校や企業等との繋がりにも目を向けながら、地域社会全体の人材育成に貢献できる授業や学外交流事業も展開している。

■ 地域社会の産業の状況

【表 1】の通り、清田区の第 1～3 次産業別従事者数の割合は、1 次産業 0.3%、2 次産業 13.9%、3 次産業 85.8%である。また産業分類別の就業人口は【表 2】の通りである。札幌市全体の構成比と比較して、建設業や運輸業、卸売業・小売業の比率が高い地域である。

【表 1】札幌市の産業別従事者数割合

		割合(28年)(%)		
		第1次産業	第2次産業	第3次産業
札幌市		0.1	11.4	88.5
清田区		0.3	13.9	85.8
1	北野	0.2	14.1	85.7
2	清田中央	—	24.3	75.7
3	平岡	—	10.4	89.6
4	清田	0.4	14.5	85.1
5	里塚・美しが丘	0.7	13.5	85.7

【表 2】札幌市の産業分類別就業人口

		J	K	L	M	N	O	P	Q	R
		金融業、 保険業	不動産業、 物品賃貸 業	学術研 究、専門 ・技術サ ービス業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関連サ ービス業 、娯楽業	教育、 習 学 支 援 業	医療、 福 祉	複合サー ビス事 業	サービス業 (他に分類さ れないもの)
札幌市		26,134	32,255	29,672	83,819	38,382	32,499	127,350	7,616	97,140
構成比 (%)		3.1%	3.8%	3.5%	10.0%	4.6%	3.9%	15.2%	0.9%	11.6%
清田区		366	599	430	2,808	2,003	952	5,854	116	1,693
構成比 (%)		1.2%	2.0%	1.4%	9.4%	6.7%	3.2%	19.7%	0.4%	5.7%
1	北野	72	116	97	508	180	134	1,165	20	235
2	清田中央	12	40	26	87	114	210	373	6	111
3	平岡	76	100	94	548	512	188	779	19	748
4	清田	191	164	138	921	782	287	2,331	41	307
5	里塚・美しが丘	15	179	75	744	415	133	1,206	30	292

		総数	A ~ B	C	D	E	F	G	H	I
			農林 漁業	鉱業、 採石業、 砂利 採取業	建設業	製造業	電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業
札幌市		838,911	894	68	59,550	36,190	3,019	29,973	42,158	192,192
構成比 (%)		100.0%	0.1%	0.0%	7.1%	4.3%	0.4%	3.6%	5.0%	22.9%
清田区		29,753	94	—	3,126	1,009	36	91	2,536	8,040
構成比 (%)		100.0%	0.3%	0.0%	10.5%	3.4%	0.1%	0.3%	8.5%	27.0%
1	北野	4,876	8	—	578	110	—	52	577	1,024
2	清田中央	1,784	—	—	408	26	—	2	97	272
3	平岡	6,590	—	—	385	299	—	2	471	2,369
4	清田	9,672	36	—	960	444	—	29	704	2,337
5	里塚・美しが丘	6,831	50	—	795	130	36	6	687	2,038

(参照：「札幌市の地域構造-平成 31 年地域統計報告書-」第 45 表(平成 28 年 6 月調査)を一部加工)

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



出典：白地図専門店 freemap



出典：札幌市まちづくり政策局企画部企画課
札幌市統計区域図

本学の所在地札幌市は、北海道の道央地方に位置し、北海道庁の所在する日本最北の政令指定都市である。北海道の政治・経済・文化の中心地であり、人口約 197 万人を有する北海道最大の都市である札幌市は、ビルや住宅が建ち並ぶ「都市」としての機能と、郊外に広がる「自然」という二つの要素を併せ持つ「都市と自然の調和」を特徴とする都市である。

本学は札幌市の南東に位置する清田区に所在する。市内には高速道路が整備され、一般道、地下鉄・バス路線網が敷かれている。本学への交通機関は、直近では地下鉄東豊線「福住」、地下鉄東西線「南郷 18 丁目」の各駅からバスにて 10 分、徒歩約 10 分の位置にある。



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

<p>(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)</p> <p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源</p> <p>[テーマ A 人的資源]</p> <p>○ 研究活動に関する規程については、具体的な目的に応じて規程が整備されているものの、研究の基本となる共通的な倫理規程が定められていない。また、独自のFD及びSDが実施されているにもかかわらず、その根拠となるFD及びSDの規程が整備されていないので、できるだけ早期に整備することが望まれる。</p>
--

(b) 対策
<p>研究に係る倫理規程については、規程集第4編庶務 に以下のとおり整備した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究の基本となる共通的な倫理規程として『研究倫理規程』（備付-規程集83）（平成26（2014）年4月1日施行）を整備した。 <p>FD及びSDの実施に係る規程については、規程集第9編各種委員会 に以下のとおり整備した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FDを実施する根拠として『札幌国際大学短期大学部FD委員会規程』（備付-規程集174）（平成26（2014）年4月1日施行）を整備した。 ・SDを実施する根拠として『学校法人札幌国際大学SD委員会規程』（備付-規程集175）（平成26（2014）年4月1日施行）を整備した。
(c) 成果
<p>研究に係る倫理規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部公的研究費運営・管理規程』（備付-規程集81）『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部研究活動上の不正行為防止に関する規程』（備付-規程集82）に加え、研究の基本となる『研究倫理規程』を整備した。本学の学術研究の信頼性と公正性を確保するため、研究活動に係る研究者の行動・態度の倫理的規準を定めたことにより、改めて研究対象者及びその関係者の人権を尊重するとともに、本学における研究の円滑な推進が図られることとなった。本規程は学内ポータルサイトに掲載するとともに、教授会等において教員へ周知している。 <p>FD及びSDの実施に係る規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『札幌国際大学短期大学部FD委員会規程』の整備により、本学の建学の礎、教育の基本的考え方及び学科等の教育目標に基づいて行う教育改善・向上に係る活動を支援する組織が明確になり、またその任務を示すことをもってFDを実施する根拠となった。 ・『学校法人札幌国際大学SD委員会規程』の整備により、事務局職員の能力開発及び資質の向上を図るための組織が明確になり、またその任務を示すことをもってSDを実施する根拠となった。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

- 令和2（2020）年5月1日現在

① 教育情報の公表について

本学公式ホームページ 情報公開 基本情報

<http://www.siu.ac.jp/01sougou/information/9297.html>

No.	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	http://www.siu.ac.jp/wp-content/uploads/2020/05/cb7be839e823e055a74200380f80bed1.pdf
2	卒業認定・学位授与の方針	http://www.siu.ac.jp/01sougou/policy_b/87.html
3	教育課程編成・実施の方針	http://www.siu.ac.jp/01sougou/policy_b/95.html
4	入学者受入れの方針	http://www.siu.ac.jp/01sougou/102.html
5	教育研究上の基本組織に関すること	http://www.siu.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/b7afe6bafc54da36187fa4a69ebb117d.pdf

6	<p>教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること</p>	<p>教員組織毎の教員数 http://www.siu.ac.jp/wp-content/uploads/2011/12/68b240ecf4d3fc47a2022a3694a3beb5.pdf 専任教員年齢構成・男女別構成 http://www.siu.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/55daa166874f479f66a14c2943cbf531.pdf 各教員が有する学位及び業績（専任教員一覧（保有学位・業績等）） http://www.siu.ac.jp/01sougou/kyouin/5438.html</p>
7	<p>入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</p>	<p>入学者数・収容定員・在学者数・収容定員充足率 http://www.siu.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/3b7f8312b20c85caa71ae4f111b7de01.pdf 卒業（修了）者数・進学者数・大学院進学率(大学)・大学編入学率(短大)・起業者数・就職者数・就職率 http://www.siu.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/17175af1c3fc4dd3df7979a39273d4a7.pdf</p>
8	<p>授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</p>	<p>授業科目、授業の方法及び内容（WEB シラバス） https://www2.siu.ac.jp/syllabus/ 年間計画表 http://www.siu.ac.jp/wp-content/uploads/2020/05/5f8c008631c764ce135806f5ab39ac0c.pdf</p>
9	<p>学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること</p>	<p>成績評価、卒業（修了）認定基準 http://www.siu.ac.jp/wp-content/uploads/2019/07/6a8c80893e7424fc1dde0e9422e9e908-1.pdf 学則 http://www.siu.ac.jp/wp-content/uploads/2020/04/0dca79f36408bf2e0a16adb7c0d8efe8-1.pdf 別表 http://www.siu.ac.jp/wp-content/uploads/2020/05/cd0a1b913007db661c3ba30ae63f1fe8.pdf 学位一覧 http://www.siu.ac.jp/wp-content/uploads/2011/12/6b4dd9b04ec72074f3dea77ec70f6aad2.pdf 卒業認定・学位授与の方針 http://www.siu.ac.jp/01sougou/policy_b/87.html</p>

10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	<p>施設等の概要 http://www.siu.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/45578ece6e65c8a36661d383335a0ba3-1.pdf</p> <p>施設の耐震化の状況 http://www.siu.ac.jp/wp-content/uploads/2018/02/taishin.pdf</p>
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	<p>入学手続費用 http://www.siu.ac.jp/07b_nyushi/2498.html</p>
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	<p>本学独自の入学支援制度 http://www.siu.ac.jp/07b_nyushi/2287.html</p> <p>その他の学生支援制度 http://www.siu.ac.jp/07b_nyushi/4186.html</p> <p>キャリア・就職支援 http://www.siu.ac.jp/careersupport/</p> <p>キャリア支援の取り組み http://www.siu.ac.jp/06shushoku/1427.html</p> <p>就職先の情報 http://www.siu.ac.jp/careersupport/data/</p> <p>学生相談 学生相談室 http://www.siu.ac.jp/05gakusei/8362.html</p> <p>学生サポートルーム http://www.siu.ac.jp/05gakusei/support/</p> <p>留学生支援 http://www.siu.ac.jp/05gakusei/8354.html</p> <p>障がい者支援 障がいのある学生の受入及び支援の基本方針 http://www.siu.ac.jp/wp-content/uploads/2020/03/1451bc9d38615bc1bd158560ed558de5-1.pdf</p> <p>学生サポートルーム http://www.siu.ac.jp/05gakusei/support/</p>

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	<p>本学公式ホームページ上の「大学案内」－「情報公開」－「基本情報」(http://www.siu.ac.jp/01sougou/information/9297.html#10) に示し、広く公開している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10 財務に関する情報： 監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書 ・11 寄附行為、役員名簿： 寄附行為 ・12 役員に対する報酬等の支給の基準： 役員に対する報酬等の支給の基準

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和元（2019）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

以下の規程を整備して、公的資金の適正管理に努めている。規程は学内ポータルサイト及び公式ホームページに掲載すると共に、教授会等において教員へ周知している。

『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部公的研究費運営・管理規程』

『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部における公的研究費不正防止に関する基本方針』

『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部における公的研究費不正防止計画』

『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部研究活動上の不正行為防止に関する規程』

『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部における競争的資金の間接経費使用に関する基本方針』

『学校法人札幌国際大学公益通報者の保護に関する規程』

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

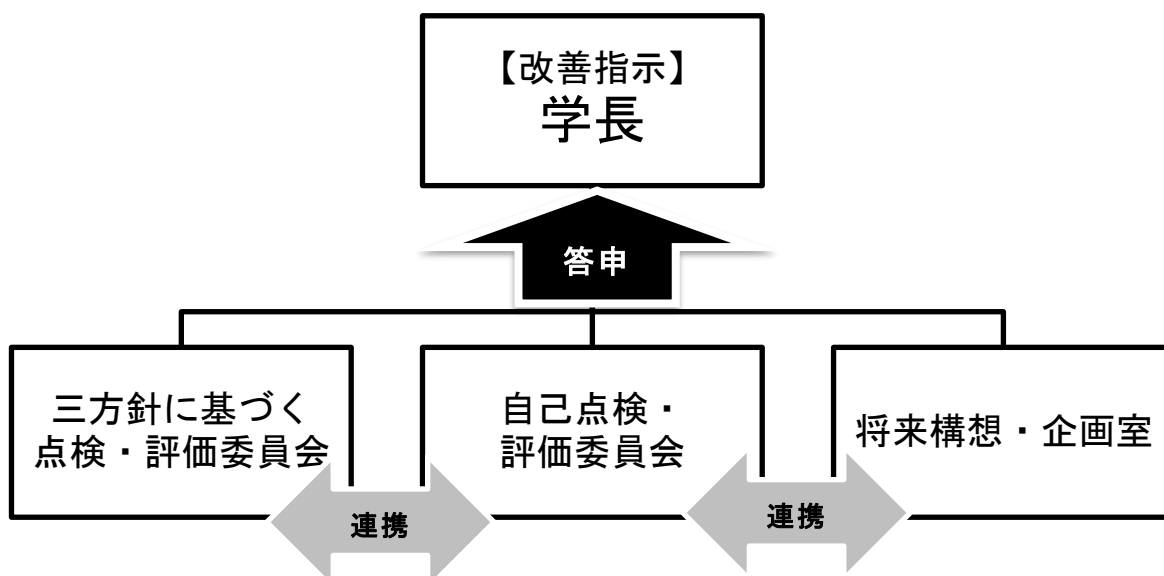
委 員 長	河本 洋一	教授	(ALO)
委 員	遊佐 順和	教授	(総合生活キャリア学科長)
	菅原 久美子	教授	(令和2年3月末退職)
	矢野 拓志	事務局次長	(ALO補佐)

※令和元（2019）年度『自己点検・評価報告書』ワーキング・チーム

上記の委員会構成員の他、学長の指示の下、自己点検・評価報告書作成業務のワーキング・チームの構成員として、下記の2名が令和2（2020）年4月から加わり、5名体制で自己点検・評価作業が進められた。

深浦 尚子	(幼児教育保育学科長)
野崎 剛毅	(教務部次長)

- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は、自己点検・評価委員会が、いわゆる「三方針」の点検・評価業務に特化した三方針に基づく点検評価委員会と将来構想・企画室と連携し、学長の改善指示に資する『自己点検・評価報告書』を年度末に答申している。

自己点検・評価委員会は、委員長及び必要に応じて学長が指名する教職員によって構成され、主に短期大学部教授会終了後に委員会が開催されている。また、三方針に基づく点検評価委員会は、学長、学科長、入学センター長、教務部長、自己点検・評価委員長及び事務局長で構成されており、自己点検・評価委員長が両委員会に所属することで、円滑な自己点検・評価が進められている。

また、将来構想・企画室では自己点検・評価報告書の答申を参考にしつつ、中期目標・計画を策定するほか、自己点検・評価委員会では、将来構想・企画室の動向を共有しつつ、学長の改善指示に結びつくべき答申をまとめている。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和元（2019）年度を中心に）

◆令和元（2019）年度（備付-1）（備付-2）（備付-3）

【平成31（2019）年4月22日】

◇第1回短期大学部教授会

自己点検・評価委員長から認証評価へ向けた計画（平成31年度活動方針）が示された。

◇第1回自己点検・評価委員会（期日同上）

学長より令和元（2019）年度の自己点検・評価委員会の構成員として、自己点検・評価委員長が4月1日付で任命されたほか、第1回短期大学部教授会終了後、委員として教員2名及び事務局次長が指名され、今後の自己点検・評価を滞りなく進めていくように指示があった。これ以降、自己点検・評価委員会は、短期大学部教授会終了後に原則として定期的開催されることが確認された。

【令和元（2019）年7月22日】

◇第4回短期大学部教授会

自己点検・評価委員長より、自己点検・評価報告書の作成方法及び作成担当者について説明があった。

◇第2回自己点検・評価委員会（期日同上）

自己点検・評価委員長より、中間総括へ向けた業務の進捗状況について報告があった。また、今後のスケジュールについて協議され、第5回教授会で連絡することとなった。

【令和元（2019）年9月9日】

◇第5回短期大学部教授会

令和2年度認証評価へ向けた今後のスケジュールの詳細について連絡があった。

◇第3回自己点検・評価委員会（期日同上）

令和2（2020）年度認証評価ALO説明会の報告及び今後の自己点検・評価業務の留意点について協議された。

【令和元（2019）年9月30日】

◇第6回短期大学部教授会

令和2（2020）年度認証評価へ向けた今後の業務に関する詳細な説明があった。

◇第4回自己点検・評価委員会（期日同上）：令和元年度『自己点検・評価報告書（中間総括）』（以下、「自己点検・評価中間総括」と表記）へ向けた草案が検討された。

【令和元（2019）年11月25日】

◇第8回短期大学部教授会

令和元（2019）年度『自己点検・評価中間総括』（基準Ⅰ・Ⅱ）について協議された。その結果、ステークホルダーを加えた改善のPDCAと成績評価（評価比率や成績評価試験）に関する改善事項に早急に着手することが承認された。

【令和元（2019）年12月3日】

学長より、各部・センター・学科へ向けて、基準Ⅰ・Ⅱに関する改善指示があった。また、学長の改善指示に関するブリーフィングを令和元（2020）年12月9日～12月18日の期間に実施し、令和2（2020）年2月12日までに改善案を自己点検・評価委員長が取りまとめることが学長から指示された。

【令和元（2019）年12月23日】

◇第9回短期大学部教授会

令和元（2019）年度『自己点検・評価中間総括』（基準Ⅲ・Ⅳ）について協議され、FDの実施の表記方法等に一部修正を加えた上での方向性が承認された。

◇第5回自己点検・評価委員会（期日同上）

基準Ⅰ～Ⅳまでの草稿が揃ったことから、未着手だったステークホルダーからの意見聴取を反映した改善のためのPDCAサイクルの構築が協議され、その方法について次回の教授会で提案することが確認された。

【令和2（2020）年1月27日】

◇第10回短期大学部教授会

三方針に基づく点検・評価委員会と自己点検・評価委員会が連携し、外部からの客観的な意見を取り入れた点検・評価を実施するために、令和2（2020）年2月21日に実施予定の『地域“共育”に関するラウンドテーブル』の実施要項が、自己点検・評価委員長から提案され承認された。この取組により、ステークホルダーから意見を聴取しながら、本学が地域社会と共に人材育成していくためのPDCAサイクルの構築を加速させていくことが確認された。

◇第6回自己点検・評価委員会（期日同上）

上記ラウンドテーブルの実施方法の詳細や人選について検討された。その結果、各部・センター・学科からラウンドテーブルの趣旨に合致する人物を推挙してもらうこととなった。

【令和2（2020）年2月17日】

◇第11回短期大学部教授会

自己点検・評価に関わる個人調書の記入上の留意点について説明があった。

◇第7回自己点検・評価委員会（期日同上）：ラウンドテーブルの実施に関する最終確認と実施後の情報の取り扱いについて協議され、各部・センター・学科とラウンドテーブルの成果を共有し、改善計画に資することが確認された。

【令和2（2020）年2月17日】

◇大学・短期大学部合同教授会

短期大学部教授会で承認された令和2（2020）年2月21日実施予定の『地域“共育”に関するラウンドテーブル』について、大学を含む全学的周知がなされた。

【令和2（2020）年3月23日】

◇第12回短期大学部教授会

上記ラウンドテーブルの発言を評価基準と対照させた『地域“共育”に関するラウンドテーブル・発言マトリックス（以下、「ラウンドテーブル発言マトリックス」と表記）が報告された。この成果も取り入れながら、各部・センター・学科が次年度以降の中期計画や教育課程やシラバスの改善に取り組むことが確認された。

◇第8回自己点検・評価委員会（期日同上）

上記の『ラウンドテーブル発言マトリックス』の内容も反映させながら、『自己点検・評価報告書（第1校）』の草稿の作成の開始が確認された。

◆令和2（2020）年度

【令和2（2020）年4月27日】

◇第1回短期大学部教授会

『自己点検・評価報告書（基準Ⅰ・Ⅱ）』の第1校の草稿について協議され、承認された。

◇第1回自己点検・評価委員会

昨年度と同じく、自己点検・評価委員長を議長に、学科長2名、教務部次長、短大事務局次長で自己点検・評価委員会が構成されることが学長から指示され、基準Ⅰ・Ⅱに関する詳述の方向性が確認された。また、基準Ⅲ・Ⅳについては、7月1日発行の提出用第1校完成時に、関係者で査読をすることが確認された。

【令和2（2020）年6月22日】

◇第2回短期大学部教授会

自己点検・評価委員長より、短大基準協会に提出予定の『自己点検・評価報告書』（第1校）の査読依頼について、日程及び分担について書面で説明があった。

【令和2（2020）年7月1日】

◇第2回自己点検・評価委員会

認証評価用の『自己点検・評価報告書』（第1校）が完成し、自己点検・評価委員長（ALO）より、各部・センター・学科長に査読の依頼が成された。

【令和2（2020）年7月15日】

◇査読結果が反映され『自己点検・評価報告書』（第2校）が完成し、学長へ報告されこれを決定稿とした。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

＜根拠資料＞

提出資料 1. 札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部の三方針に基づく点検・評価
 規程、2. 本学公式ホームページ [大学案内] [教育理念]

<http://www.siu.ac.jp/01sougou/83.html>、3. SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY
 JUNIOR COLLEGE 2019 CAMPUS GUIDE (受験生向け) [令和元 (2019) 年度]、4. SAPPORO
 INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 STUDY GUIDE [令和元 (2019) 年度]、
 5. 令和元 (2019) 年度 保護者懇談会実施計画 [令和元 (2019) 年度]、6. 地域“共
 育”に関するラウンドテーブル エビデンス集 [令和元 (2019) 年度]、7. SAPPORO
 INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 CAMPUS GUIDE (在学生向け) [令和
 元 (2019) 年度] p. 2、8. 本学公式ホームページ [大学案内] [研究所・附属機関]
 [地域・産学連携センター] 札幌国際大学短期大学部産学官連携方針

<http://www.siu.ac.jp/04organ/researchchiiki/1829.html>、9. 札幌国際大学短期大学
 部自己点検・評価報告書 (中間総括：基準 I・II) [令和元 (2019) 年度]、10. 札幌国
 際大学短期大学部自己点検・評価報告書 (中間総括：基準 III A～C) [令和元 (2019)
 年度]

備付資料 なし

備付資料-規程集 194. 札幌国際大学地域・産学連携センター規程、195. 札幌国際大学
 生涯学習センター規程

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

『教育基本法』第一条では、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、心身ともに健康な国民の育成を期することが定められている。また、『私立学校法』第一条では、私立学校としての特性と自主性が尊ばれている。令和元 (2019) 年に開学 50 周年を迎えた札幌国際大学短期大学部 (以下、「本学」と表記) は、これらの法律に基づいた建学の精神を「建学の礎」という名称で三点に凝縮し『札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部の三方針に基づく点検・評価規程』(提出-1) の中で明記している。

【建学の礎】

◇真理を探ね、自由を愛し、自らを省みる自立した人間を育成する。

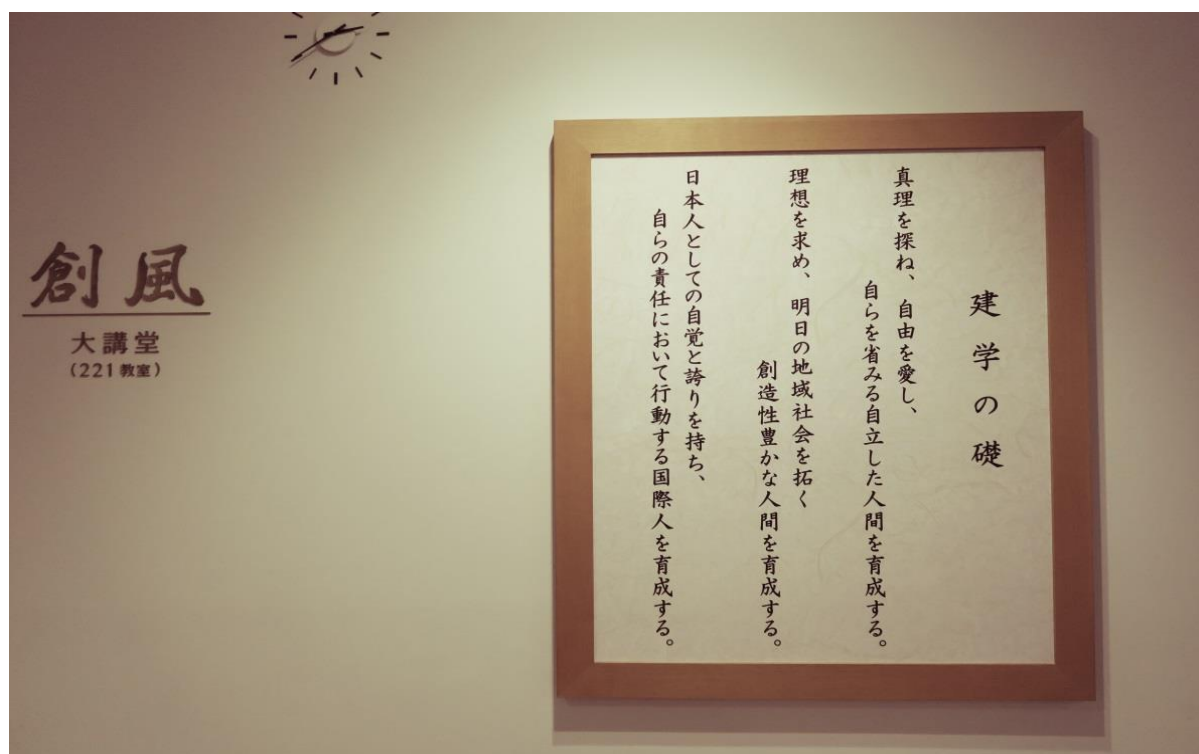
「自由」「自省」の二つのキーワードに始まるこの礎には、自らが主体的に思索し、他者に過度に依存することなく協調しながら自己を確立する人間を育成するという、開学以来貫かれてきた「自立した人格の完成」という強いメッセージが込められている。

◇理想を求め、明日の地域社会を開く創造性豊かな人間を育成する。

本学が位置する札幌市清田区、道央圏、北海道と広がる地域社会との関係基盤を強固に築いた上に、自らが地域の未来について主体的に関わりを持てる人間を育成するという理想が込められている。

◇日本人としての自覚と誇りを持ち、自らの責任において行動する国際人を育成する。

『教育基本法』第二条でも示されているように、国際社会の平和と発展に寄与する人材育成には、自国の伝統と文化の尊重と郷土愛の涵養が必要である。この礎には、地域に根ざしながらも他国の人々と価値を認め合える人間を育成するという理想が込められている。



【2号館2階大講堂「創風」入口前に掲げられた「建学の礎」】

本学では、いわゆる「三つの方針」（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）に「建学の礎」を明確に反映させるために、具体的な教育の指針となる「教育の基本的考え方」を定め、「建学の礎」と同様に『札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部の三方針に基づく点検・評価規程』の中に明記している。

【教育の基本的考え方】

◇個性を尊重し、多様な生き方に応える生涯学習を推進する。

本学の教育の中心的な理念である「自立した人格の完成」という考え方は、一人ひとりの個性や興味・関心を導き出すことの上に成り立つ理念である。したがって、学生の個性や興味・関心を尊重した上で、生涯にわたって学び続けられる姿勢を涵養する教育を求めている。

◇学ぶ楽しさや表現する喜びを通し、真理を探究する心と豊かな感性を養う。

学びへの興味・関心を伸長させるためには、自己を表現する楽しみや真理を探究する喜びを味わわせる学修を展開することが重要である。したがって、個性の尊重に立脚した生涯学習の理念と共に「学ぶ楽しさや表現する喜び」を実感できる教育を求めている。

◇日本の歴史や文化を理解し、世界の動きに目を向け、すすんで社会に貢献する態度を養う。

歴史や文化の理解また、国際社会の動向への関心は、それ自体が目的なのではなく、広い視野を持った社会貢献のための基盤である。したがって、歴史や文化、国際社会への学びから自らがすすんで社会貢献するための糸口を発見できる教育を求めている。

これまで述べてきた本学の「建学の礎」と「教育の基本的考え方」は、大きく分けてWeb媒体と紙媒体の二つによって学内外に表明されている。

Web媒体としては、本学公式ホームページ [大学案内] [教育理念]

(<http://www.siu.ac.jp/01sougou/83.html>) (提出-2) において、「建学の礎」と「教育の基本的考え方」が明記されている。特に本学の名称にも用いられている「国際」という用語の捉え方については、初めてこのサイトを閲覧する人に配慮し、次のような分かりやすい文章で解釈が述べられている。

【本学が目指す「国際性」】(本学公式ホームページより)

◇「地域(北海道)」を知り、「日本」を知り、その上で「世界」を理解することが本学の考える「国際性」です。

真の「国際性」とは何でしょう。単に海外を知る＝「国際性」とは言えません。北海道に根ざし、日本を深く知り、これからの地域社会の発展に目を向けて、社会貢献を志す。それが、ひいては世界につながっていくことこそ真の「国際性」です。

◇地域、日本、世界が、互いに手を取り合えるように力を発揮できることこそ本学が目指す「国際性」です。

地域と日本を十分に理解した上で、世界に目を向けて異文化や人々をつなぐことができる人が、現代社会では強く求められています。足元はしっかりと地域に根ざしながら、確実に社会に羽ばたく力を身につけ、豊かな国際性をもとに活躍できる人材を育成します。

紙媒体としては、『SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 CAMPUS GUIDE (受験生向け)』(提出-3)、在学生向けには『SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 STUDY GUIDE』(提出-4)の冒頭で、「建学の礎」と「教育の基本的考え方」が明記されている。また、学生の保護者(保証人)に対しては、毎年10月に開催される『保護者懇談会』(提出-5)においてこれを周知している。

これら二つの媒体による学内外への表明に加え、令和元（2019）年度からは、『地域“共有”に関するラウンドテーブル』（以下、「ラウンドテーブル」と表記）（提出-6）という査定（アセスメント）のエビデンス集にも明記し、近隣自治体、近隣高等学校、就職先等といったいわゆるステークホルダーに対しても、「建学の礎」と「教育の基本的考え方」を丁寧に表明している。この「ラウンドテーブル」は、本学が一方的に陳情的な意見を聴取するのではなく、産官学が人材育成という観点で課題認識を共有するというねらいがある。その成果は、これまで本学が実施してきた自己点検・評価のPDCAサイクルになお一層の客観性を与え、ステークホルダーとの共通認識に立った活動計画の立案を可能にしている。

なお、「ラウンドテーブル」で得られた成果については多岐に渡るため、各評価基準の現状を記述する中で、適宜取り上げていく。

【地域“教育”に関するラウンドテーブルの概要】

1. 目的

『札幌国際大学自己点検・評価委員会規程』に定められた認証評価基準に準じた定期的な自己点検に資するために、ステークホルダーからの地域・産学連携（社会貢献）、高大接続（教育課程）、人材育成（教育の質保証）に関するアセスメント（意見聴取）を実施する。

なお、本学が一方的に依頼するのではなく、産官学が共に知恵を出し合い人材を育成するという理念を打ち出すために、本事業は「共有」という名称を使用する。

2. 実施方法

ステークホルダーに事前に資料を配付し、本学の教育活動等について座談形式で意見を聴取する。

【日時】令和2（2020）年2月21日（金）13：00～16：00

全体会 13：00～13：50 学長挨拶、趣旨説明（委員長から）

移動 13：50～14：00

分科会 14：00～15：20（①地域・産学連携部会、②高大接続部会、③人材育成部会）

まとめ 15：30～16：00 各部会報告、学長より御礼のご挨拶

全体司会：自己点検・評価委員長

【場所】1号館6・7階

3. 本学からの出席者と参加部会 ○印：ファシリテーター

①地域・産学連携部会

○河本洋一、遊佐順和、佐久間章

②高大接続部会

○小林 純、須藤宏志、横田久貴、野崎剛毅

③人材育成部会

○千葉里美、深浦尚子、石田麻英子

4. 学外からの出席者と参加部会（順不同・敬称略）

阿部 恵輔（札幌市清田区市民部地域振興課まちづくり推進係長）①

西條 英嗣（札幌市清田区市民部地域振興課地域活動係長）①

河田 寛史（石狩市企画経済部農政課）①

佐々木 博一（北海道札幌厚別高等学校進路指導部長）②

澤田 卓也（北海道札幌真栄高等学校進路指導部長）②

菅 俊昭（北海道札幌西陵高等学校進路指導部長）②

桑原 修平（札幌静修高等学校進路指導部長）②

田島 剛（北海道千歳高等学校進路指導部主任）②

竹島 鉄也（株式会社ジュアン・ペルル）③

白井 宣行（札幌プリンスホテル）③

内藤 松代（大谷地たかだ保育園園長）③

中村 みどり（札幌白樺幼稚園園長）③

遠藤 光博（ノビロ学園園長）③

ところで、学内外に明確、かつ丁寧に表明されている「建学の礎」と「教育の基本的考え方」は、適切な時期と方法によって学内で共有されている。本学におけるこれらの共有には、学生向けと教職員向けの二通りの流れがある。

まず、学生向けには、入学式の「学長のことば」の中で、本学の「建学の礎」や「教育の基本的考え方」から抽出される「自立」「自由」「自省」等のキーワードを取り上げている。また、入学後の基礎科目である『基本演習』の中で、本学の「建学の礎」や「教育の基本的考え方」を学生に伝えたり、具体的な理解を促したりする機会を設けている。また、この科目の中に学長講話も取り入れ、開学からの本学の沿革も含め、入学時に本学の教育理念を共有する場を毎年設けている。

一方、教職員は、定期的開催される教授会や合同運営委員会、学科会議やFD、SD等の場を通じて本学の「建学の礎」と「教育の基本的考え方」を本学の教育における最上位理念として認識した上で、毎年度の活動計画を策定している。

そして、「建学の礎」や「教育の基本的考え方」が適切に具現化されているかどうかについては、自己点検・評価委員会が関連規程に基づいて半期毎に点検し、その結果を学長に報告し、学長はその報告を基に改善を指示している。

『SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 CAMPUS GUIDE（在学生向け）』（提出-7）では、これまで述べてきた「建学の礎」や「教育の基本的考え方」また、『札幌国際大学歌』（作詞・作曲：青島広志）が掲載されている。本学の学歌は、和野内崇弘前理事長と作詞・作曲の青島広志氏が本学の教育理念について懇談し、本学の立地環境を織り込んで創られた。その歌詞の中で、「札幌のこの地で」「世界を結ぶこの学び舎」「青春をひらく」「理想を築くこの学び舎」「無限の未来へ飛び立ってゆく」「心に誓うこの学び舎」などの言葉によって、本学の教育理念が象徴的に謳われている。そして、この『札幌国際大学歌』は新入生研修や音楽系の授業（『子どもの音楽』等）の中で日常的に歌われている。また、入学式や学位記授与式等では学長をはじめ教職員と学生が一体となって歌唱する機会が設けられている。学歌をこのように定期的に歌唱することは、本学の教育理念や理想の共有及び帰属意識の涵養に寄与している。

ただし、学生においても教職員においても、「建学の礎」や「教育の基本的考え方」が単に唱えるだけのお題目的位置づけになってしま

うことは避けなければならない。本学では、先述の「ラウンドテーブル」において、学外者からの意見も聴取しながら本学の教育理念を定期的に確認するPDCAサイクルを構築したが、今後は学生を含む確認方法について、さらに工夫していく必要がある。

【札幌国際大学歌】

- 一 白樺の葉が 光る
北国の空 透みわたる
とりどりの 知らせの中かから
いのちの鼓動が 響いてくる
あなたと 学んだことを
札幌の この地で
世界を結ぶ この学び舎
札幌国際大学
- 二 ナナカマドの実が 熟れる
実りのときが すぐそこに
いくたびの 季節の巡りに
わたしたちは 青春をひらく
あなたと 出会えたことを
札幌の この地で
理想を築く この学び舎
札幌国際大学
- 三 新しい陽が のぼる
輝く時代 今ここに
人々の想い かけめぐり
無限の未来へ 飛び立ってゆく
わたしが 巣立ったことを
札幌の この地で
心に誓う この学び舎
札幌国際大学

（作詞・作曲 青島広志）

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

本学は「建学の礎」において、「理想を求め、明日の地域社会を開く創造性豊かな人間を育成する。」と表明しており、昭和 44（1969）年の開学以来、「地域」と「社会」という二つの概念は、本学の教育を語る上で、根幹に位置づけられている。

まず「地域」に関しては、地理（行政）的区分により本学が位置する札幌市清田区が最も基礎単位となる地域であり、そこからさらに道央（北海道中央）圏、北海道全体へと範囲を広げ、地域（行政）との強固な関係基盤を築き続けている。これらの地域には、本学と包括連携協定を締結している自治体もあり、互惠関係をもたらす地域貢献を推進している。さらに、近年では、台湾や中国等のアジア圏にまでその交流の範囲を広げつつある。

また「社会」に関しては、本学がいわば“ハブ空港”（人や物流の中継拠点型空港）のような役割を果たし、本学の学生の就職やインターンシップ先企業や公益法人、高等学校や地域の住民といった本学のステークホルダーの様々な属性間の交流や多様な関係性の形成に貢献している。

これら「地域」や「社会」への貢献を推進するために、本学では学内組織に、「地域・産学連携センター」と「生涯学習センター」の二つのセンターを設置している。これらのセンターは次頁に示す学内規程で位置づけられていると共に、それぞれに「建学の礎」や「教育の基本的考え方」に基づく設置方針が掲げられている。

地域・産学連携センターは地域が抱える諸課題の解決を目指し、昭和 55（1980）年に「北海道生活研究所」として設置され、その後名称変更を重ねながらも、「建学の礎」に掲げられて

いる地域（北海道）に根ざした活動を継続し、地域の課題解決に貢献してきた。そして、現在では、地域・産学連携センターにおける『札幌国際大学短期大学部産学官連携方針』（提出-8）を明示し、「建学の礎」を具現化するような産学官連携を目指している。

【地域・産学連携センターのあゆみ】

- ・昭和 55（1980）年：静修短期大学北海道生活研究所を設置
- ・平成 4（1992）年：北海道生活研究所から北海道環境文化研究センターに名称変更
- ・平成 12（2000）年：北海道環境文化研究センターから札幌国際大学地域総合研究センターに名称変更
- ・平成 15（2003）年：札幌国際大学地域総合研究センターを札幌国際大学北海道地域・観光研究センターに改組
- ・平成 28（2016）年：札幌国際大学北海道地域・観光研究センターを札幌国際大学地域連携センターに改組
- ・平成 30（2018）年：札幌国際大学地域連携センターを札幌国際大学地域・産学連携センターに改組

【札幌国際大学地域・産学連携センター規程】（備付-規程集 194）

（目的）

第1条 この規程は、札幌国際大学学則第67条、札幌国際大学大学院学則第48条及び札幌国際大学短期大学部学則第61条の規定に基づき、札幌国際大学地域・産学連携センター（以下「連携センター」という。）の組織及び運営等について定めることを目的とする。なお、英文名はCenter for Community Cooperationとする。

（事業）

第2条 連携センターは、札幌国際大学、同大学院、同短期大学部（以下「本学」という。）の文化、観光、スポーツ、保育、キャリアに関する教育研究に資するため、また、前記の教育研究を通じて地域への貢献、高等学校との連携推進を図るため第3条に示す事業を行う。

（事業内容）

第3条 連携センターは、その目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 北海道における文化・観光振興・スポーツ・保育・人材育成に関する研究
2. 地域・産学との連携・協力事業の企画及び地域・社会貢献の推進に関する一切の事業
3. 高等学校等との連携に関する事業
4. 1に関わる公開講座、講演会等の企画、運営事業
5. 1に関わる図書・資料収集、出版活動
6. 地域や産業界の課題に係る調査・研究
7. 地域・産学との共同研究、受託研究
8. 地方自治体からの依頼・相談を担当する窓口及び地方自治体のためのワンストップサービス事業
9. その他本センターの目的達成に必要と思われる事業

【地域・産学連携センターにおける産学官連携方針】

札幌国際大学短期大学部は建学の礎にある「自立」、教育の基本的考え方にある「社会への貢献」に基づき、学生、大学、社会の良好な関係構築に努めてきました。今後も、この方向性を維持し、より良い関係構築を目指します。なお、本学が目指す産学官連携の柱を以下に示します。

◇地域が抱える諸課題の解決に向けた連携～地域共創を目指す～

北海道に根差す私立大学として、地域共創は大きなテーマであり、北海道が抱える諸課題に本学は地域と共に取り組むことが必要だと考えています。学生と教職員が様々な機会を通じて、地域の諸課題解決に向け力を発揮する機会を提供します。

◇学生の教育機会充実のための連携～学生の自立を促す～

建学の礎にある社会で自立できる人材を育成するためには、大学内の教育に加え、社会との関わりが肝要と考えます。学生には様々な機会を通じて自己研鑽の機会を提供します。

◇点検、検証を通じた産学官連携活動の充実、強化

産学官の連携による各般の取組については、関係者の意見や評価などを踏まえ、実施結果を点検、検証した上で、課題や成果を明らかにし、課題の解決とともに、成果を拡大するよう努めていくことが必要であり、こうした一連の作業を系統立って実施していくため、自己点検サイクルを確立します。

◆包括連携協定の現状（名称と開始年月日）

◇企業

- ・(株) レバンガ北海道
【産学連携】平成 30（2018）年 10 月 26 日～
- ・日本航空（株）
【産学連携】平成 29（2017）年 7 月 1 日～
- ・野口観光
【産学連携】平成 29（2017）年 6 月 22 日～
- ・札幌国際観光（株）
【産学連携】平成 28（2016）年 4 月 1 日～
- ・(株) 知床グランドホテル
【産学連携】平成 28（2016）年 4 月 1 日～
- ・(株) 北樹
【産学連携】平成 28（2016）年 4 月 1 日～
- ・(株) シィービーツアーズ
【産学連携】平成 25（2013）年 9 月 25 日～

◇地方公共団体

- ・蘭越町
【地域連携】平成 29（2017）年 11 月 1 日～
- ・留寿都村
【地域連携】平成 29（2017）年 5 月 1 日～
- ・浦河町
【地域連携】平成 28（2016）年 4 月 15 日～
- ・札幌市清田区
【地域振興】平成 21（2009）年 10 月 1 日～
- ・美唄市
【地域活性化、人材育成】平成 21（2009）年 7 月 15 日～令和 2 年 3 月 31 日（終了）

◇公益法人

- ・一般社団法人北海道コンサドーレススポーツクラブ
【産学連携】平成 28（2016）年 5 月 28 日～
- ・一般社団法人北海道商工会議所連合会
【人材育成に関する連携】平成 27（2015）年 4 月 2 日～
- ・特殊法人 帯広商工会議所
【産学連携】平成 24（2012）年 4 月 17 日～

◇高大接続

- ・北海道南富良野高等学校
【高大連携】平成 24（2012）年 3 月 7 日～

一方、生涯学習センターは次頁に示す学内規程により、正課授業の開放講座として平成 18（2006）年度に始まった「社会人教養楽部」や、学生の資格（こども音楽療育士、園芸療法士）取得のためのワークショップや、市民向けの公開講座を総合的に所管する部署として、平成 27（2015）年に設置された。現在では、春学期に 43 科目、秋学期には 31 科目の正課授業が社会人教養楽部として開放されている。また、『学校教育法』第一〇五条及び『学校教育法施行規則』第一六四条に基づき、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラム（履修証明プログラム）を開設し、その修了者に対して履修証明書を交付している。令和元（2019）年度は、「北海道における地域活性化・まちづくり人材育成コース」として、開設された。これは、大学の有する教育資源を活用し、地域・社会貢献の一環として、社会人等に対する多様なニーズに応じた体系的な教育、学習機会を提供すると共に、北海道における人材育成

に資するためのプログラムである。なお、社会人教養楽部や「履修証明プログラム」は大学と短期大学部全体の取組ではあるが、令和元（2019）年度については、短期大学部の教員の担当はなかった。



【器楽活動 ドラムサークル】

また、音楽療育部門の音楽療育ワークショップは、平成 11（1999）年度に始まり、歌ったり、楽器を演奏したり、身体を動かしたりして遊びながら「音楽とつながる・人とつながる」プログラムを用意し、多くの感覚と運動の機能が使われるように企画されている。このワークショップは、幼児教育保育学科のこども音楽療育士の実習の場としても活用されている。（左写真）

さらに、園芸療法部門では、札幌国際大学人文学部心理学科の園芸療法士の資格取得のため実習で活用しているイネーブルガーデンを、地域の方が集まることでコミュニティを広げ、居場所づくりができる憩いの場として開放している。イネーブルガーデンは、地域の方が美しい緑を背景に楽器演奏やコーラスを演奏したり、公開講座で学ぶことを楽しんだりするために訪れる場となっており、大学と地域をつなぐ場としても機能している。（下写真）



【イネーブルガーデン・コンサートの様子】

【札幌国際大学生涯学習センター規程（抜粋）】（備付-規程集 195）

（目的） 第 1 条

この規程は、札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部（以下「本学」という）が生涯学習に関する教育研究、社会人（シニア世代を含む）等への生涯学習機会の提供を通じて、地域社会に貢献するため、札幌国際大学学則第 67 条及び札幌国際大学短期大学部学則第 61 条の規定に基づき、本学に札幌国際大学生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という）を設置し、その組織及び運営等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(部門・事業内容) 第2条

生涯学習センターに、次に掲げる部門を置き、それぞれ以下に定める事業を行うことによって、地域・社会貢献をはかる。

- (1) 社会人教養楽部部門 シニア世代を対象とした公開講座で生涯学習機会の提供を担う。
- (2) 音楽療育部門 音楽療育ワークショップ活動を通じて、障がい児・者の特別支援・家族支援を行うとともに、学生の保育者としての資質向上と実践力を養う。
- (3) 園芸療法部門 社会人を対象とし、園芸療法を通じて、障がい児・者等の心や体のケアができる人材を育成する。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

建学の精神それ自体には課題はない。しかし、令和元(2019)年度『自己点検・評価中間総括』(提出-9、提出-10)では、「ステークホルダーを意識した建学の礎の公表と定期的な確認方法の確立」と「地域貢献の意義と効果の的確な把握と評価方法の確立」について学長へ答申し、具体的な改善方法が検討された。その方法の一つが「ラウンドテーブル」であり、改善のPDCAサイクルを促進する外部評価の確認及びその結果の次年度計画への反映の仕組みが構築された。

ただし、地域貢献の効果測定に関しては課題が残る。地域・社会への貢献に関しては、札幌国際大学大学と短期大学部の双方にまたがる事業もあるため、予め短期大学部における事業目標を明確にしておく必要がある。

今後は、文部科学省・国立教育政策研究所が作成した『社会教育推進のPDCAサイクルを確立するために必要とされる評価指標の在り方に関する調査研究報告書』(平成27年(2015)年3月)などを参考に事業目標を明確化し、「ラウンドテーブル」等を活用して、適切な事業評価尺度を用いて点検・評価する仕組みを確立することが課題である。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料 11. 札幌国際大学短期大学部学則、12. 地域“共育”に関するラウンドテーブル・発言マトリックス [令和元(2019)年度]、1. 札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部の三方針に基づく点検・評価規程、13-1. 本学公式ホームページ [大学総合案内] [札幌国際大学短期大学部卒業認定・学位授与の方針]

http://www.siu.ac.jp/01sougou/policy_b/87.html、3. SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 CAMPUS GUIDE (受験生向け) [令和元(2019)年度]、7. SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 CAMPUS GUIDE (在学生向け) [令和元(2019)年度] p.68~70、5. 令和元(2019)年度 保護者懇談会実施計画 [令和元(2019)年度]、14. 学習成果マトリックスと到達度の相関表 [令和元(2019)]

年度]、15. 静修短期大学開学 20 周年記念誌 [平成元 (1989) 年度] 巻頭言
備付資料 なし

備付資料-規程集 152. 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部優秀授業実践教員表彰に関する規程、153. 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部教員の授業改善に関する規程

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準 II-A-6)

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学には、「総合生活キャリア学科：入学定員 50 人」と「幼児教育保育学科：入学定員 140 人」の二つの学科を設置している。総合生活キャリア学科は、それまでの総合生活学科から、平成 25 (2013) 年度に名称変更し、幼児教育保育学科は、平成 16 (2004) 年度に「幼児教育学科」から名称変更した。

これら二つの学科には、本学の「建学の礎」と「教育の基本的考え方」に基づき、『札幌国際大学短期大学部学則』(提出-11) 第 3 条において、教育目的・目標を次のように定めている。

【学則における 2 学科の教育目的・目標】

◇総合生活キャリア学科は、自立した職業人を養成するため、現代生活を主体的に創造する知識と技術を身に付けるとともに、自ら課題を見つけ解決する、多様な場で活躍できる実務能力を持った人材を養成する。

◇幼児教育保育学科は、現代の保育に必要な理論や技術を見つけ解決する、共感的な感性と知性に支えられた、人間性豊かな保育者を養成する。

学則で定められたこれらの教育目的・目標は、後述するいわゆる「三つの方針」に有機的に関連付けられ、両学科は平成 28 (2016) 年度に新たな教育課程を開始した。これらの教育目的・目標は、「建学の礎」や「教育の基本的考え方」と同様に、Web 媒体と紙媒体を通じて高等学校の生徒や教員、地域・社会や就職先などのステークホルダーへ表明されている。

また、本学では学科の教育目的・目標に基づく人材養成について、札幌市近郊の就職先訪問の際に担当者への対面調査を実施したり、前述の「ラウンドテーブル」において意見交換したりする中で、地域・社会の要請に的確に対応しているかどうかを確認している。特に「ラウンドテーブル」では、①地域・産学連携部会 ②高大接続部会 ③人材育成部会の三つの部会を設定し、教育目的・目標に対してステークホルダ

一から外部評価の意見を聴取している。これらの結果は一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価基準との関係性が示された『ラウンドテーブル・発言マトリックス』（提出-12）に整理され、次年度の活動計画や令和6（2024）年度までの中期計画の策定に活かされるように、各部・課・センター・学科に示されている。

以下に「ラウンドテーブル」の出席者との間で意見が交わされた内容で、[基準 I-B-1] に関連性の高い発言内容の一部を列挙する。

【ラウンドテーブルで話題となった [基準 I-B-1] 関連の内容（抜粋）】

- ◇学生にとっての学びのフィールドとして地域を活用する教育目的・目標を設定すべきである。
- ◇行政側から「これをテーマにした地域貢献を」という投げかけは難しい（札幌市の場合）。したがって、人材養成や地域の要請とは何かを短大側が把握し、それを教育目的・目標にすべきである。
- ◇社会人を含め、学んだ成果（履修証明プログラムも含む）に基づき、例えば「清田学」という称号を与えるなど、学習成果に客観性をもたらす教育目的・目標を設定すべきである。
- ◇これまで定期的な点検は実施してこなかったが、今回の「ラウンドテーブル」のような取組を定期的に行い、教育目的・目標がどのように活かされているのかを告知していくことが大切である。
- ◇地域や産学連携についての効果を図る指標は、参加人数や参加前と参加後の意識の変化等を測ることが有効であろう。
- ◇アウトプット（結果）とアウトカム（成果）の違いを踏まえた上での点検が必要である。
- ◇働き方改革導入による労働時間の徹底により、業務の効率性が求められている。そのような効率化に対応できる教育目標も必要ではないか。
- ◇働き方改革以降、企業内保育園などに転職する人が増えており、多様な保育に対応した保育者養成が必要である。
- ◇雑談ができない先生（卒業生）が増えており、子どもの教室内行動ばかりを重視し、子どもとの深い心の結びつきといった福祉的視点に立った対応が教育目標にも含まれてほしい。
- ◇インバウンドマーケットの拡大による語学対応が採用時に求められている。特に短大においては、この点をきちんと教育目的・目標に織り込むべきである。
- ◇教育目的・目標に、コンプライアンスに関する内容を含めるべきではないか。
- ◇SNS など新しい広告媒体への移行とビジネス的な効果的発信手法の理解と戦略が求められる時代に突入しており、時代の変化スピードに対応できる教育目的・目標が求められる。

これらの発言内容は抜粋であるが、全ての発言内容を基に作成した『ラウンドテーブル・発言マトリックス』を取り込み、学長の指示の下で教育効果の改善のためのPDCAサイクルを機能させる仕組みが、令和元（2019）年度末までに整った。

[区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

本学は「建学の礎」や「教育の基本的考え方」及び学科の教育目的・目標に基づき、学生の学習成果を「卒業認定・学位授与の方針」に包摂するかたちで『札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部の三方針に基づく点検・評価規程』（提出-1）として規程上で定めている。

【札幌国際大学短期大学部の学習成果】

- ①真理を探究し、自由を愛し、自らを省みる姿勢を身に付けている。
- ②一般教養に関する広い教養を身に付けている。
- ③自立して生きていくための社会人基礎力を身に付けている。
- ④自立して生きていくための専門知識、技能を身に付けている。
- ⑤大学生活における諸活動を通じて、自主、自律、協同の精神を身に付けている。

上記の5つに集約された短期大学部全体としての学習成果は、〈態度・姿勢〉、〈知識・教養〉、〈技術・技能〉といった側面から示されている。これらの学習成果は、学科毎にさらに具体的に示されている。

【総合生活キャリア学科の学習成果】

総合生活キャリア学科は学習成果として、自立した職業人としての態度や姿勢、現代生活を主体的に創造する知識や教養、自ら課題を見つけ解決し多様な場で活躍できる実務能力としての技術・技能の側面から、次の三つを示している。

- ①生活創造と就業に必要な基礎的知識、技能およびそれを基にした専門知識、技能
- ②広い視野と社会人としての教養を持ち、自らの職業生活・社会生活のあり方を設計する能力
- ③多様な人々と協働するためのコミュニケーション能力および課題を発見し解決する能力

【幼児教育保育学科の学習成果】

幼児教育保育学科は学習成果として、保育者養成を基本に据えた上で、現代の保育に必要な理論と技術、共感的な感性と知性を挙げ、次の六つを示している。

- ①子どもの安全を守るための適切な配慮
- ②子どもの発達段階にあった保育ができる知識と技術

- ③子どもの健やかな育ちのために、必要な保護者支援
- ④保育者の社会的な使命を自覚した、責任ある行動
- ⑤保育者に求められる態度・姿勢と、社会人に必要な教養
- ⑥地域の国際化をふまえ、価値観の多様化を理解し、差別のない多文化共生の態度

これらの学習成果は、「建学の礎」や「教育の基本的考え方」と同様に、Web 媒体と紙媒体によって、学内外に表明されている。具体的には Web 媒体としては、本学公式ホームページ ([http:// http://www.siu.ac.jp/01sougou/policy_b/87.html](http://http://www.siu.ac.jp/01sougou/policy_b/87.html)) の [大学総合案内] [札幌国際大学短期大学部卒業認定・学位授与の方針] (提出-13-1) で表明している。また、紙媒体としては、『SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 CAMPUS GUIDE (受験生向け)』(提出-3)、在学生向けには『SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 CAMPUS GUIDE』(提出-7) の「教育目標・教育課程の仕組み」の中で、カリキュラムマップと共に示されている。また、シラバスでは学習成果が各科目の到達目標により具現化され、その合理的な評価の方法と共に明記されている。また、学生の保護者(保証人)に対しては、毎年10月に開催される『保護者懇談会』(提出-5)において「建学の礎」や「教育の基本的考え方」と共に周知している。

これら二つの媒体による学内外への表明に加え、令和元(2019)年度からは「ラウンドテーブル」のエビデンス集にも明記し、ステークホルダーからの意見を自己点検・評価のPDCAサイクルの中に取り込み、より客観性をもった学習成果の点検を定期的に実施している。以下に「ラウンドテーブル」の出席者との間で意見が交わされた内容で、[基準 I-B-2]に関連性の高い発言内容を列挙する。

【ラウンドテーブルで話題となった [基準 I-B-2] 関連の内容】

- ◇本学公式ホームページや「大学案内」からしか大学の様子を知ることができないので、エビデンス集で学習成果に関する理解度が深まった。
- ◇学生の学びのひとつ一つを積み重ねて社会側が繋いでいけばいいのであり、無理に社会から評価することはないのではないか。

【学習成果の獲得状況を示すエビデンス】

①学習成果マトリックスと到達度の相関表(通称:到達度マトリックス)(提出-14)

本学では各学科が目指す〈態度・姿勢〉〈知識・教養〉〈技術・技能〉という“三大学習成果”がどの科目の学習成果によって得られるかをマトリックスで示している。このマトリックスに、科目毎の到達度を比較できるように評価平均値(最高値4.0 最低値0.0)を表示した表が「学習成果マトリックスと到達度の相関表」(通称:到達度マトリックス)である。この「到達度マトリックス」は、開設科目毎の学習成果の獲得状況を把握すると共に、各学科が掲げる“三大学習成果”の獲得バランスを客観視することを目的としている。

②学習成果に関する主観的評価の調査（通称：学びの実感調査）

本学では、学生に対して学習成果の獲得の実感度合いに関する調査を実施している。この調査は、各学科が掲げる学習成果に対して、学生がどれくらい自分自身で実感しているかを主観的な尺度（4段階の尺度評価）で測定し、学習成果毎の平均値（最高値 4.0 最低値 1.0）を示したものである。この「学びの実感調査」は、各科目における学生の満足度の評価ではなく、各学科が目指す〈態度・姿勢〉〈知識・教養〉〈技術・技能〉が身についたかどうかの自己認識度を測ることを目的としている。

「到達度マトリックス」に示される評価平均値と、「学びの実感調査」の各平均値を基に、各学科では学習成果の獲得状況の判定が実施されている。その判定結果は「ラウンドテーブル」のエビデンス集にも掲載されており、ステークホルダーから意見を聴取した上で、次年度の活動計画に反映させる仕組みが令和元（2019）年度から始まった。この仕組みを使った分析の結果、総合生活キャリア学科では、協働のためのコミュニケーション能力が、幼児教育保育学科では保護者支援の能力が、比較的低いことが見いだされた。これらの課題は、学科の次年度計画及び、教育課程や授業改善に活用される。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

本学では、いわゆる「三つの方針」（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）を、「建学の礎」と「教育の基本的考え方」を上位概念として、短期大学部全体として「卒業認定・学位授与の方針」と「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受け入れの方針」を定め、これらを踏まえた上で二つの学科がそれぞれに「三つの方針」を定めており、その内容は『札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部の三方針に基づく点検・評価規程』で定められている。

「三つの方針」の策定に際しては、「建学の礎」や「教育の基本的考え方」を上位概念としてそれぞれの方針間の整合性が図られていることが重要である。したがって、二つの学科では平成 25（2013）年度以降、「卒業認定・学位授与の方針」と「教育課程編成・実施の方針」の検討が議論（基準Ⅱで詳述）され、新しい教育課程を編成した。そして、平成 26（2014）年度には、「入学者受け入れの方針」と共に「三つの方針」が一体的に整備された。そして、平成 29（2017）年度には、「入学者受け入れの方針」の中の「求める学生像」に、より明確に「入学までに身に付けておくべき能力」を示した。この能力は、「建学の礎」と「教育の基本的考え方」に基づき、実際的な専門教育と職業教育を施すために、高大接続の観点から二つの学科に共通して重要とされるべき事

項である。(下記参照)

【本学への入学を希望する人が、入学までに身に付けておくべき能力】

- ①高等学校の教育課程等で学んだ知識、技能、特に資料を読み解き、考えを表現し、他者との円滑なコミュニケーションを図るための、国語の基礎的能力及び国際化が進展する社会への対応に鑑み、英語の基礎的能力
- ②高等学校の教育課程等で学んだ豊かな心、他者を尊重する社会性
- ③高等学校の教育課程等で学んだ協同する心と探究心

◇「学科スタンダード」という概念を用いた総合生活キャリア学科の議論

総合生活キャリア学科は、平成 25 (2013) 年度に、「総合生活学科」から学科の名称を変更し、それと同時に学科長を中心としたカリキュラム検討が繰り返し議論された。そして、平成 28 (2016) 年度に、「三つの方針」に基づく教育活動を推進するための新しい教育課程と共に「学科スタンダード」という科目群が設定された。「学科スタンダード」とは、社会に必要な基礎力や学修に必要な基礎となる能力、社会常識やスキルを身につけるための科目群を示す概念であり、四つのセメスター (1 年春学期・秋学期、2 年春学期・秋学期) を横断するように設定されている。これらの科目は全員が履修するよう指導されており、「三つの方針」を踏まえた教育活動を徹底するための基盤を形成している。

◇「カリキュラム・ステップ」という概念を用いた幼児教育保育学科の議論

幼児教育保育学科は、平成 26 (2014) 年度から 2 年間をかけて、「三つの方針」の整合性や関連性に不備がないかどうかを確認し、「カリキュラム・ステップ」という概念を用いた議論を重ねてきた。「カリキュラム・ステップ」とは、社会 (主に保育関連業種) からの期待に応える人材育成と学生の資質の変化を背景に、学科独自の教育内容を加えた新しい教育課程を通してどのような学習成果が得られるかを、階段状に可視化する概念である。「カリキュラム・ステップ」については、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」で詳述するが、ステップ (学びの段階) を「ステップ 0: 学びへの期待を高める」「ステップ 1: 保育という仕事を知る」「ステップ 2: 子どもを知る」「ステップ 3: 保育の方法を知る」「ステップ 4: 保護者支援を知る」「ステップ 5: 保育者としての仕上げをする」は、学習成果から導かれる到達度を明記し、科目間の有機的な連関の中で教育目的・目標を達成していこうとするねらいがある。

このように、本学では前回の認証評価 (平成 25 (2013) 年度) 以降、「三つの方針」に関する多くの組織的な議論を重ねてきた。その成果は総合生活キャリア学科と幼児教育保育学科共に、平成 28 (2016) 年度から開始された学科独自の新設科目の設定を含む新しい教育課程に反映されている。なお、幼児教育保育学科では、平成 31 (2019) 年度に教育職員免許法・同施行規則の改正に伴う再課程認定と、保育士養成施設の修業教科科目及び単位数と履修方法の変更が全国的に実施されたにより平成 28 (2016) 年度から実施してきた教育課程から、科目名や期別配置の一部が変更されている。そ

のため、教育課程の設計当初から用いてきた「カリキュラム・ステップ」との間に、一部不整合が生じている。この点については、教育の効果の課題ではなく、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」で点検・評価することとした。

<テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の課題>

外部評価を取り入れた改善のための PDCA サイクルが「ラウンドテーブル」の開始によって令和元（2019）年度により明確となった。この仕組みを活用するために用意されたエビデンスの合理性については、継続的に検証していく必要がある。また、「ラウンドテーブル」などから把握される社会から求められる人材像については、これまでも就職先御礼訪問等を通して把握することに努めてきたが、そもそも学生が何を学びたいと感じているかという「学びのニーズ」に関しては、本学ではこれまであまり重要視されてこなかった。教育の効果をより一層高めるためには、「社会（出口）からのニーズ」だけでなく「学び（入口）のニーズ」を的確に把握し、両者のマッチングを検討していくような仕組み作りが課題である。特に、前回の認証評価時と比較すると定員充足率が低下してしまった幼児教育保育学科では、あらゆるステークホルダーに門戸を広げ、教育の効果について多角的な意見聴取と戦略的な教育改革が急務である。

<テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項>

本学では規程上の位置づけではないものの、大切にされてきたフレーズがある。それは、「教えることに傾斜しない」というフレーズである。今日の「アクティブ・ラーニング」と軌を一にするこのフレーズは、本学の『静修短期大学 開学 20 周年記念誌』（平成元（1989）年）（提出-15）の中の「総合情報館の設立の意義」に初出する和野内崇弘前理事長による言葉であり、本学の教育の根幹を成す「自立」を目指す教育とは何かを問い続けるためのフレーズとして根付いている。

「教えることに傾斜しない」というこのフレーズは、本学の教育の効果を高めるための教員側の教育の姿勢を端的に示しているだけでなく、学生側の学ぶ姿勢も包含している。したがって、このフレーズは、学長から教員に対して教授会や FD などを通じて語られるだけでなく、学生に対しても各種式典や入学生向けのガイダンス、『基本演習』などの授業の中で繰り返し語られている。また、「教えることに傾斜しない」というフレーズを象徴する授業（教育活動）として、総合生活キャリア学科では『課題解決演習Ⅰ・Ⅱ』や『ボランティア』があり、幼児教育保育学科では、『表現課題演習（基礎・応用）』や『保育プロジェクト演習』がある。これらの授業では、学生の学びのファシリテーターや支援者として教員が学生に関わる姿が象徴的に現れている。

また、教育の効果を高めるためには、授業の質の向上が欠かせない。本学では、授業の質の向上のために、授業公開や授業改善に特化した FD を学科毎に定期的実施している。また、卓越した指導力で教育効果の高い授業を実践した教員に対しては、『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部優秀授業実践教員表彰に関する規程』（備付-規程集 152）に基づき、優秀授業実践表彰を実施している。一方、学生からの授業評価が 3.0 未満（最高値 5.0）だった教員に対しては、『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部教員の授業改善に関する規程』（備付-規程集 153）に基づき、適切な指導の下で自己点検を実施することにより、教員自らが授業改善に主体的に取り組めるような仕組みが

ある。このように、教育の効果を高めるための授業の質の担保する仕組みが年間を通して機能している。

教育の効果は、特定科目だけではなく、教育課程に基づく教育活動と本学の教育理念全体に裏打ちされた学生支援とが“両輪”となり醸成される。したがって、日々の教育活動や学生の生活状況について、適宜・的確に把握しておく必要がある。そのために本学では、学生をアドバイザー・グループという集団に分け、その集団毎にアドバイザー（指導担当教員）を配置している。アドバイザーは、それぞれの月例の学科会議において、学生の状況を共有すると共に、教育の効果の阻害要因となりやすい生活上の諸問題（友人関係、生活困窮、学習意欲の低下等）について、定期的に教員間で把握するように努めている。

さらに、学長は総合生活キャリア学科と幼児教育保育学科の両方の学科会議に適宜参加し、両学科の教育の効果の課題について必要に応じて関係する部・課・センター長へ指示や助言をしている。なお、このほかにも、教育の効果を高めるための多岐多様な学生を支援している、これらに関しては、[基準Ⅱ]で詳述する。

[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料 16. 札幌国際大学自己点検・評価規程、9. 札幌国際大学短期大学部 自己点検・評価報告書（中間総括：基準Ⅰ・Ⅱ）[令和元（2019）年度]、10. 札幌国際大学短期大学部 自己点検・評価報告書（中間総括：基準ⅢA～C）[令和元（2019）年度]、1. 札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部の三方針に基づく点検・評価規程、17. 札幌国際大学将来構想・企画室規程、18. 平成25年度 札幌国際大学短期大学部自己点検・評価報告書[平成25（2013）年度]、19. 令和元年度自己点検・評価中間総括（基準Ⅰ・Ⅱ）に基づく改善指示[令和元（2019）年度]

備付資料 なし

備付資料-規程集 174. 札幌国際大学短期大学部FD委員会規程

[区分 基準Ⅰ-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学には内部質保証に関わる組織として、「自己点検・評価委員会」「三方針に基づく点検・評価委員会」「将来構想・企画室」という三つの組織が存在する。

【自己点検・評価委員会】

本学には、一般財団法人大学・短期大学基準協会などの認証評価機関が定める基準に従い自己点検と評価を実施することを定めた『札幌国際大学自己点検・評価規程』（提出-16）がある。本規程の第1条では、「この規程は、札幌国際大学学則第2条、同大学院学則第2条及び同短期大学部学則第2条の規定に基づき、教育研究活動等の状況について本学が行う点検及び評価等に関し必要な事項を定める。」とされており、規程の名称は「札幌国際大学」ではあるが、本学の自己点検・評価の指針を定めており、これを担う組織として自己点検・評価委員会を設置している。また、本規程第3条では、この委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成されており、学長がこれを任命する。この委員会では、次の四つの業務を扱うこととされている。

- (1) 自己点検・評価に関する基本方針の策定及び実施に関すること。
- (2) 第三者評価への対応及び実施に関すること。
- (3) 評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。
- (4) 評価に基づく改善に関すること。

また、本規程第5条では、「自己点検・評価の項目は、認証評価機関が定める基準を参考に、委員会が定める。」とされている。これを受けて、本学では自己点検・評価の項目を、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価基準に従って自己点検と評価を実施している。

そして、本規程第8条では、自己点検・評価委員会委員長は、点検・評価の結果を取りまとめ、必要に応じ意見を付して学長に報告し、学長はその報告を基に、関係する組織にその改善策の検討を指示することとされている。

学長からの指示を受けた各学科・部・課・センター等の組織は、その改善策について、それぞれの組織の教職員が定例会議で検討し、その結果を年度末や年度初めの教授会で協議事項として議論する。会議の時間は毎週月曜日の5講目の時間、第1月曜日に部・センター、第2月曜日に学科、第4月曜日に教授会というように会議が重ならないように時間が割り当てられており、全教職員がそれぞれの立場から自己点検・評価活動に関与できる仕組みができています。

なお、自己点検・評価委員会は、毎月開催される定例教授会の終了後に定期的に開催され、年間計画に沿った自己点検・評価活動の確認をおこなっている。そして、春学期末（9月）には、『自己点検・評価中間総括』（提出-9、提出-10）を発行し、学長からの改善指示の遂行状況を取りまとめ、教授会で報告している。また年度末には年間を通じた『自己点検・評価報告書』を発行し、学長へ報告している。

このように本学は、月例、半期、年間という三つの期間（月例、半期は令和元（2019）年度より）及び全教職員が関与する様々な組織で日常的に自己点検・評価を実施しており、年度末の『自己点検・評価報告書』はWeb媒体で公表されている。

【三方針に基づく点検・評価委員会】

本学には、「三つの方針」に基づいてステークホルダーから意見を聴取した上で点検・評価を実施することを定めた『札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部の三方針に基づく点検・評価規程』（提出-1）がある。本規程の第2条では、「学長、学科長、入学センター長、教務部長、自己点検・評価委員会委員長及び事務局長、その他学長が指名する者」が構成委員とされており、次の四つの業務を扱うこととされている。（上記規程第2条）

- (1) 点検・評価に関する計画の策定及び計画の推進
- (2) 点検・評価の実施及び結果報告書の作成
- (3) 点検・評価の結果に基づく改善計画の策定並びに各学部・学科及び各部署等への指示
- (4) その他点検・評価に関し必要と認められる事項

また、この委員会では、次の六つの事項について点検・評価を行うこととされている。（上記規程第3条）

- (1) 入学者選抜
- (2) カリキュラムの内容、学修方法、学修支援及び学修成果
- (3) 教員組織
- (4) 施設・設備
- (5) 社会との接続
- (6) その他委員会が必要と認めた事項

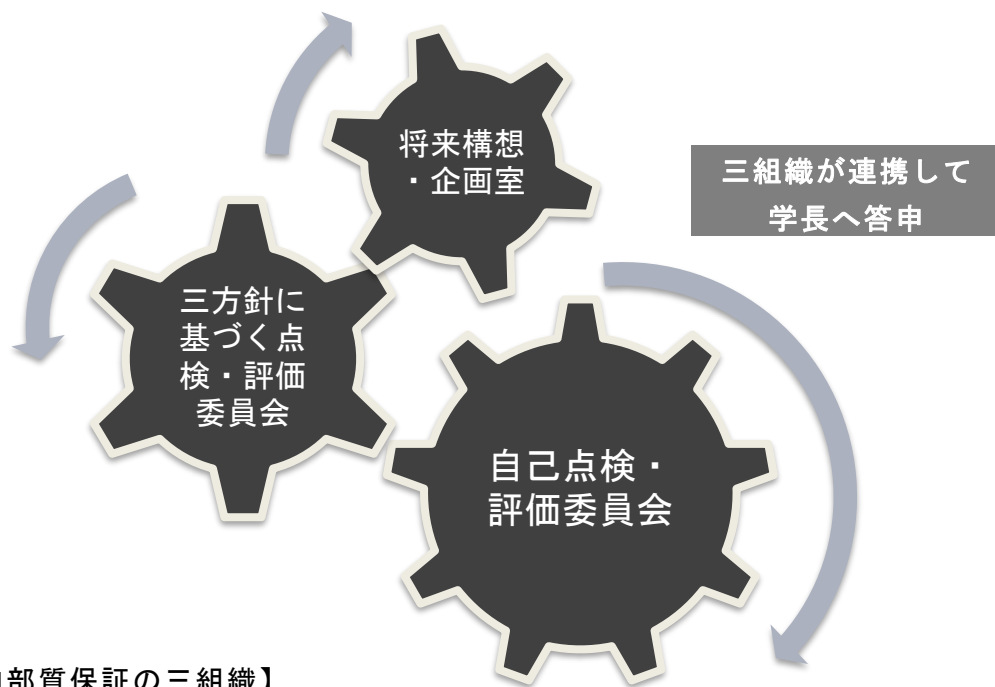
本規程の第4条では「地方自治体や産業界（商工会、企業等）の意見聴取」を毎年1回実施することが定められており、本報告書の〔基準 I -A-1〕で初出の「ラウンドテーブル」は、この意見聴取も兼ねている。

このように、三方針に基づく点検・評価委員会は、『札幌国際大学自己点検・評価規程』の内容を受け、「三つの方針」に基づく教育の質保証に特化し、学外（地域社会や産業界等）の客観的視点を取り入れた具体的な点検と評価を実施している。

【将来構想・企画室】

本学には、各学科・部・課・センター等から学長へ報告された改善計画を基に、教学の中長期的な計画や目標を全学的に取りまとめ、法人の「経営企画室」と一体となり本学全体の改善を加速させるための将来構想・企画室という部署を設けている。将来構想・企画室は、自己点検・評価委員会や三方針に基づく点検・評価委員会とは別の組織であり、『札幌国際大学将来構想・企画室規程』（提出-17）に基づき、複数年度にまたがる中長期的な計画や目標を策定し、学長へ答申している。将来構想・企画室は、室長と副室長及び室員を大学と短期大学部共同の組織として構成し学長がこれを任命するとされており、次の三つの業務を扱うこととされている。（上記規程第2条）

- (1) 中長期計画（教育の質の向上及び充実）の企画・検討・策定に関する業務
- (2) 中長期計画（教育の質の向上及び充実）の実施に関する点検・確認
- (3) その他将来構想等に関する業務



【内部質保証の三組織】

本学では、教学の将来構想・企画室と法人の経営企画室が緊密な連携を図りながら、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの中期的展望を記した目標や中期的な行動計画が策定されている。その計画の基盤を形成しているのが、自己点検・評価委員会と三方針に基づく点検・評価委員会である。

【地域“共育”に関するラウンドテーブル】

〔基準 I-A-1〕で前述の「地域“共育”に関するラウンドテーブル」は、近隣自治体、近隣高等学校、就職先等といったいわゆるステークホルダーと本学とが共に知恵を出し合い人材を育成するという理念の下で令和元（2019）年度から開催されている。このような理念の背景には、「明日の地域社会を開く創造性豊かな人間を育成する」という「建学の礎」がある。そして、「ラウンドテーブル」が敢えて“共育”という造語を会議の名称に使用しているのは、本学とステークホルダーが共に人材を育てる（＝共育）ことに関して課題を共有し、互惠関係を見込める中で意見を交換しなければ、本学側が一方的に意見聴取をすることにしかならないと考えるためである。

「ラウンドテーブル」の成果は、自己点検・評価委員会によって評価基準に沿って分類され、これを通知された各学科・部・課・センターが、「早急改善事項」「中長期的改善事項」「参考意見」「所管外」に取り扱いを仕分けし、「早急改善事項」は次年度の活動計画に反映させ、「中長期的改善事項」は将来構想・企画室が中期的展望に基づいた計画の策定に反映させている。反映の結果は、自己点検・評価委員会、三方針に基づく点検・評価委員会及び将来構想・企画室によって点検・評価されるほか、「ラウンドテーブル」の参加者にフィードバックされ、次年度の「ラウンドテーブル」の際に再評価を受けたり、新たな課題の共有に活用したりすることが予定されている。

このように本学では自己点検・評価委員会を中心に、三方針に基づく点検・評価委員会と将来構想・企画室が有機的に連携し、全教職員が点検・評価活動に関わると共に、ステークホルダーとの互惠関係の中で意見を交換している。さらに、その結果を本学の年次計画や中長期計画へ反映させる仕組みが備わっている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

教育の質を保証する査定（アセスメント）の一つとして、本学では学生による授業評価を半期毎に実施している。この授業評価は、次に挙げる九つの項目について学生が5段階の尺度評価で回答した数値の平均値を集計しており、その結果は担当教員のコメントと共に本学公式ホームページ上で公開し、各教員が教育の向上に活用している。

- ①授業はわかりやすいか
- ②教員の声は聞き取りやすいか
- ③教員の熱意はあるか
- ④教室内の秩序は保たれているか
- ⑤教材・配付資料の使い方は良いか
- ⑥知識や技能は身についたか
- ⑦授業に興味を持てたか、刺激されたか
- ⑧質問はしやすいか
- ⑨総合的にこの授業に満足しているか

ただ、この授業評価は学生の主観に基づいており、授業に対する満足度を測ることはできるものの、教育の質を測るための学習成果の到達度については測ることが困難であるという指摘が自己点検・評価委員会から令和元（2019）年度の間接総括でなされ、学長からはその改善指示が出された。そこで、[基準 I-B-2] で示した「到達度マトリックス」の作成が、令和元（2019）年12月に「教育支援センター」から提言された。「到達度マトリックス」は、「卒業認定・学位授与の方針」に即したカリキュラムマップの作成のみならず、当該科目の履修者の評定平均をもとに、本学学生がどのような学習成果を獲得しているか（＝到達度）を可視化した客観的指標である。

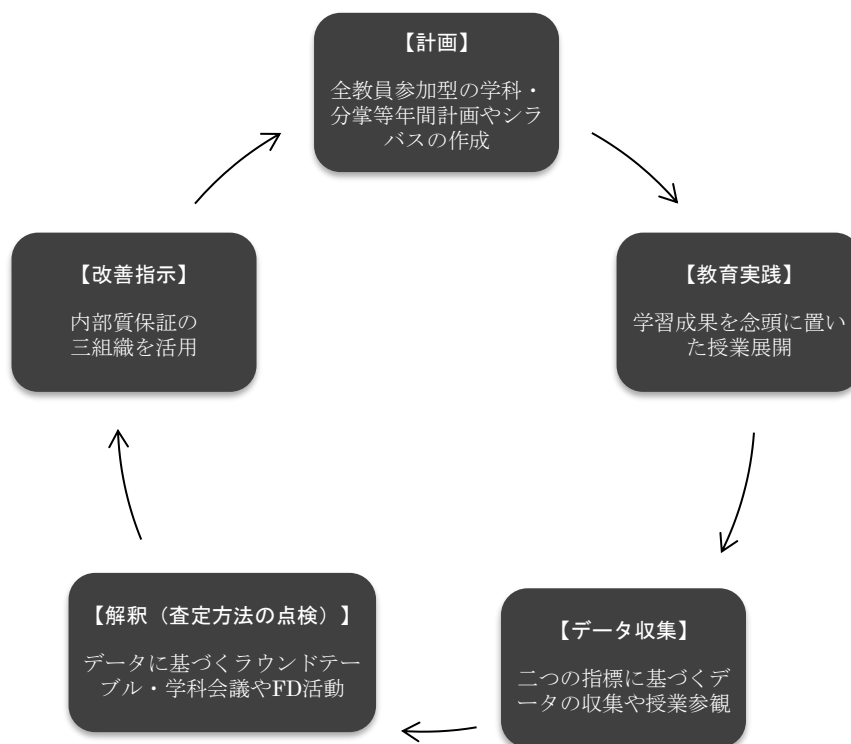
さらに、これまでの授業評価では教員が担当する科目の中から1科目だけしか評価対象となっていないことや、クラスサイズや演習と講義等が混在する中で同一の評価項目が用いられていることについても見直す必要性が自己点検・評価委員会の中間総

括で指摘されていた。そのため、これについても学長の指示の下、教育支援センターから、令和元（2019）年12月に「学習成果に関する主観的評価の調査」（通称：学びの実感調査）が提言された。「学びの実感調査」は、学生自身が「卒業認定・学位授与の方針」の項目毎にどれだけ能力を身につけられたかどうかをアンケート調査によって計測し、平均値を算出した主観的指標である。

これら二つの指標が揃ったことで、これまで自己点検・評価委員会から指摘されていた授業評価の問題点がある程度解決され、教育の質を保証する査定（アセスメント）の仕組みの基盤が完成した。この査定（アセスメント）の結果を基に、令和元（2019）年度から教育の向上・充実のためのPDCAサイクルをスタートさせた。

教育の質の保証のためのPDCAサイクルは、【計画】：学科や分掌といった様々な側面からの全教員参加型の年間活動計画やシラバス作成→【教育実践】：学習成果を念頭に置いた授業展開→【データ収集】：「到達度マトリックス」と「学びの実感調査」に基づくデータ収集や授業参観→【解釈（査定方法の点検）】：学科やFD活動及び「ラウンドテーブル」による外部評価→【改善指示】：自己点検・評価委員会、三方針に基づく点検・評価委員会、将来構想・企画室からの答申（内部質保証の三組織の活用）を基にした学長の指示→【計画】というサイクルである。

本学においては、このような学習成果の向上のためのPDCAサイクルの取組は、まだ始まったばかりであり、教育支援センター及び経営企画室が担っていた学習成果に関するデータ収集は、令和2（2020）年度から新設される、IR（Institutional Research）室にその業務が引き継がれることになった。



【全教員参加型の教育の質の向上のためのPDCAサイクル】

また、本学では二つの学科に関連する文部科学省や厚生労働省からの法令や省令等の改正を踏まえ、法人と教学とが一体となってコンプライアンスの維持に努めている。なお、幼児教育保育学科は、『教育職員免許法の改正及び同法施行規則の改正に伴う教職課程再課程認定』及び『指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法の変更』を受け、教職課程委員会が中心となり教務部と学科が連携を図りながら、科目名を含む学習成果（到達目標）の見直しを実施し、令和元（2019）年度から実施する新しい教育課程を、平成 30（2018）年度内に策定している。特に、アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善については、授業法の FD だけでなく、この授業法が実施しやすいような教室環境の整備も実施している。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

◇学習成果の獲得を評価・判定しその結果をフィードバックする仕組みの実質化

本学では教育の向上・充実のための PDCA サイクルが構築されたものの、学習成果の獲得を評価・判定する仕組みとその結果をフィードバックする仕組みについては、課題が残されている。中でも、入学前（受講前）と卒業時（受講後）の客観的な能力について比較し、その変化を把握する仕組みが確立できていない。本学は中長期計画で学生の“伸びしろの日本一”を掲げており、これは、学生が本学に入学し、本学の教育を受けることによってどのように変化したのかを客観視できなければ、学内外から理解を得ることは難しい。したがって、「卒業認定・学位授与の方針」に照らし合わせ、学生の入学時の学習準備性（レディネス）を、学外の客観テストなども積極的に活用しながら、的確に把握しておくことが求められる。なお、令和元（2019）年度までは日本語の学力レベルを測るプレイスメント・テストのみを実施してきたが、その結果については学内で共有されているものの、そのデータを活用した授業展開の工夫や受講後（卒業後）との比較などには活用されてこなかった。

また、学習成果の評価・判定の結果をフィードバックする仕組みについては、「ラウンテーブル」の活用やその結果の公表及び学科の活動計画やシラバスへの反映の確認に留まっており、フィードバックの実質化については、内部質保証の課題の一つに挙げられる。

◇刻々と変化する社会や高等学校からの要請を迅速に反映させる仕組み作り

一方、学習成果の査定（アセスメント）の手法については、刻々と変化していく社会から求められる人材とは何かを常に把握し即応していく柔軟性が求められる。例えば、総合生活キャリア学科は自立した職業人を養成するため、現代生活を主体的に創造する知識と技術を身に付けるとともに、自ら課題を見つけ解決する、多様な場で活躍できる実務能力を持った人材を育成することを目的としており、幼児教育保育学科は現代の保育に必要な理論や技術を身に付け、共感的な感性と知性に支えられた、人間性豊かな新しい時代に対応する保育者を養成することを目的としている。これらは、いずれも経済産業省が平成 18（2006）年に提唱した「社会人基礎力」における「前に踏み出す力」、「考え抜く力」、「チームで働く力」の 3 つの能力（12 の能力要素）に繋がっているが、今や我が国も「人生 100 年時代」を迎え、学習の成果が単なる「就職指

導」に直結するという考え方から、「主体的に自分のキャリアを考えさせる指導」に変わりつつある。

この点について、教職員が共同して学生の就職支援や調査統計を実施するための「キャリア支援センター」を中心に、学内業界研究セミナーを教育支援センターとキャリア教育部とが共同で企画・運営し、次年度（令和3（2021）年度）卒の学生向けだけでなく、学年学科問わず開放し、早期からの就業意欲の醸成を試みている。このような試みは、学習成果そのものの再定義にも繋がる取組であり、内部質保証の三組織のPDCAサイクルだけでは迅速な対応が難しい面でもある。しかしながら、本学は短期大学であるがゆえに、刻々と変化していく社会からの要請に迅速に対応できるという優位性もある。

そこで、二つの学科にキャリア支援センター所属の教員を配置し、それ以外の学科教員の協力も得ながら就職先訪問を実施することで、「卒業認定・学位授与の方針」に基づいた学習成果が本学の卒業生に十分浸透しているかどうかを教員自らが確認する作業をしてきた。その結果は、書面にてキャリア支援センターに報告されている。しかし、その結果を本学の教育活動の改善に迅速にフィードバックする仕組みはまだ構築されておらず、学科内に留まっている情報を、学科外との組織と横断的に共有化していくことも、内部質保証の課題の一つに挙げられる。

このように、本学では内部質保証に関わって三つの組織が有機的に連関することで教育の向上・充実を図るためのPDCAサイクルは構築されつつあるが、学科をはじめとする様々な部署に点在・埋没化する量的・質的データを開示することが求められる。また、それらのデータの客観性を担保する上でも、教育に直接携わる学科教員だけでなく、第三者的な立場によるステークホルダーからの意見聴取や、学内における部署横断的な人事配置も必要である。そして、そのような仕組みによって得られたデータは、今後開設が予定されているIR室によって一元管理され、内部質保証に適宜適切に活用していくことが求められる。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特になし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価（平成25（2013）年6月）に提出した『札幌国際大学短期大学部自己点検・評価報告書』（提出-18）には、改善に関する行動計画として、次の四点を掲げた。

【行動計画①】本学の個性を明確にした教育活動の推進

本学の伝統である実務・実学教育を推進するため、教養教育、専門教育、キャリア教育の充実を図る。平成25（2013）年度からは、総合生活キャリア学科と幼児教育保育学科の2学科において、本学の個性を明確にした教育活動を推進する。

◇実施状況

総合生活キャリア学科と幼児教育保育学科では平成 28（2016）年度から新しい「教育課程編成・実施の方針」の下、新しい教育課程を開始した。それぞれの本学及び各学科の個性を明確にするために、「建学の礎」と「教育の基本的考え方」と「教育課程編成・実施の方針」の整合性を精査し、総合生活キャリア学科では「学科スタンダード」といった考え方や『課題解決演習』等の特色のある科目を設定したほか、幼児教育保育学科では、「カリキュラム・ステップ」という考え方や『子どもの遊び演習』『保育プロジェクト演習』等の特色ある科目を設定した。

これらの取組から総合的に判断すると、行動計画①については達成されていると判断できる。

【行動計画②】教育課程における「建学の礎」の徹底

地域社会を良く理解し、地域の人々とよく協働して地域に貢献する人材を養成すること、また、広く国際的な視野を持って、地域社会から他の国々へと積極的に発信する人材を養成することは、本学の建学の精神でもあり、また、北海道という地域に対する時代の要請でもある。教育課程編成においても、日頃の教育活動においても、建学の精神の一層の徹底を図ってゆく。

◇実施状況

二つの学科は共に「建学の礎」と「教育の基本的考え方」と「教育課程編成・実施の方針」の連関について詳細に議論した上で新しい教育課程を編成しており、各科目のシラバスの隅々に至るまで「建学の礎」が徹底されていると言える。ただし、その教育成果を客観的に図る仕組みについては、令和元（2019）年度にようやく仕組みができあがった状況であり、今後はその査定（アセスメント）の手法の合理性についての継続的改善が必要である。したがって、行動計画②に関しては、一部達成されているが今後の継続課題も内包していると判断できる。

【行動計画③】各種エビデンスの統合による教育の効果の査定（アセスメント）

学習成果の評価は、科目の履修状況、資格取得状況、また、就職内定状況などに基本的に現れるが、ただそれぞれの評価を寄せ集めるのみではなく、建学の精神を十分反映した教育活動の評価・点検に取り組む。

◇実施状況

本学では、教育の成果に関する各種データはそれぞれの担当がもっており、必要に応じて集約するということが繰り返されてきた。今後は、令和 2（2020）年度から開設される IR 室を中心に、各種の点検・評価に資するエビデンスを統合的に管理し、迅速な改善へと結びつけていく仕組み作りが必要である。したがって、行動計画③については、準備段階にあると判断できる。

【行動計画④】自己点検・評価の全体化

自己点検・評価報告書の作成により多くの教職員がかかわるとともに、点検・評価で顕在化した課題について、教務部主催の FD でより一層議論していく。

◇実施状況

自己点検・評価委員会は、令和 2（2020）年度より、短大教授会の終了後に定例で実施しており、自己点検・評価委員長、副委員長、学科長、事務局次長を基本に、必要に

応じて教務部所属教員を交えて議論を重ね、月例の点検・評価結果の報告とその妥当性について学長へ随時報告している。また、学長からの指示（提出-19）に基づきその詳細を各学科・部・センター長などへ伝えるブリーフィングを実施した。その結果、月例の各学科会議等で自己点検・評価の全体化が促進され活発な議論が実施されるようになった。また、FD に関しては平成 26（2014）年に『札幌国際大学短期大学部 FD 委員会規程』（備付資料-規程集 174）を整備し、年に 4 回程度の計画的な FD を実施している。FD は札幌国際大学との共同主催で実施される場合も多いが、自己点検・評価委員会から指摘され学長から指示のあった課題に関しては、必要に応じて取り上げるような仕組みができています。

なお、授業改善に関する FD については、学科単位の FD で授業参観と一体的に取り組むことが通例となっており、授業公開週間を設けた上で、授業改善に特化した FD を実施している。これらのことから、行動計画④については、規程の整備や定期的な実施状況から、達成されていると判断できる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

前回の行動計画にも掲げた「各種エビデンスの統合による教育の効果の査定（アセスメント）」に関しては、今後の最優先課題である。そのために、本学では令和 2（2020）年度より IR 室を新設し、学内に点在する各種のデータを統合的に管理し改善に活用していく。なお、IR 室の運用に関しては内部質保証の三組織との関係性を早急に明確化し、令和 2（2020）年度からの自己点検・評価の必要な PDCA サイクルに組み入れていくことが必要である。具体的には、下記の事項を今後の自己点検・評価の課題についての改善計画として掲げておく。

【改善計画①】

規程に定められている、自己点検・評価委員会、三方針に基づく点検・評価委員会、将来構想・企画室の“内部質保証の三組織”の役割及び関係性を明確化する。

【改善計画②】

学長を中心とし、学科長、教務部・学生部・各センター長、短大事務局、法人事務局等からなる全学的な教学マネジメント体制を推進し、「伸び（学習成果）の可視化システム」を構築する。

【改善計画③】

学科内に点在する各種データ（エビデンス）を統合的に管理するための方法を明確化する。

【改善計画④】

統合化された各種データ（エビデンス）に基づく点検・評価の PDCA サイクルを明確化する

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

＜根拠資料＞

提出資料 1. 札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部の三方針に基づく点検・評価
 規程、13-2. 本学公式ホームページ[大学案内][札幌国際大学短期大学部教育課程編成・
 実施の方針] http://www.siu.ac.jp/01sougou/policy_b/95.html、11. 札幌国際大学短
 期大学部学則、4. SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 STUDY
 GUIDE[令和元(2019)年度]、20. 成績評価及び出席日数に関する内規、9. 札幌国際大
 学短期大学部 自己点検・評価報告書(中間総括:基準Ⅰ・Ⅱ)[令和元(2019)年度]、
 10. 札幌国際大学短期大学部 自己点検・評価報告書(中間総括:基準ⅢA～C)[令和
 元(2019)年度]、21. 教育課程検討委員会規程、7. SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY
 JUNIOR COLLEGE 2019 CAMPUS GUIDE(在学生向け)[令和元(2019)年度]、22. 2019
 年度 札幌国際大学 年間計画表[令和元(2019)年度]、13-3. 本学公式ホームペー
 ジ[大学案内][札幌国際大学短期大学部入学者受入れの方針]

http://www.siu.ac.jp/01sougou/policy_a/102.html、23-1. 2019 年度入学試験要項
 [令和元(2019)年度]、23-2. 2020 年度入学試験要項[令和2(2020)年度]、23-3.
 2019 A0 入学ガイド[令和元(2019)年度]、23-4. 2020 A0 入学ガイド[令和2(2020)
 年度]、24. 札幌国際大学短期大学部入学者選抜規程第6条、25. シラバス[令和元(2019)
 年度][令和2(2020)年度]CD-R、26. 学生生活に関するアンケート調査[令和元(2019)
 年度]

備付資料 5. アセスメント・ポリシー、6. 授業評価、7. ビジネス社会から見た本学
 キャリア教育科目の検証と外国人キャリア教育に向けた提案

備付資料-規程集 150. 授業実施規程、89. 札幌国際大学短期大学部教員資格審査基準
 及び資格審査規程、153. 札幌国際大学短期大学部教員の授業改善に関する規程

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)
 を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応し
 ている。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の
 基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性があ
 る。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1の現状＞

本学では、短期大学部全体として、『札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部の三方針に基づく点検・評価規程』（提出-1）の中で学習成果に対応した「卒業認定・学位授与の方針」を定め、本学公式ホームページ上で公開している。（提出-13-2）

札幌国際大学短期大学部は建学の精神に則り、実際的な専門教育と職業教育を施すとともに、教養に関する広い知識を授け、人格を磨き、生活および社会に貢献して文化の向上に寄与する良き社会人を育成することを目的としており、所定の期間在学し、学科の教育理念、教育目標に沿って設定した授業科目を履修して、所定の単位数を修得し、卒業までに下記に示す姿勢や能力を身に付けた学生に卒業を認定し、学位規則に従い短期大学士の学位を授与する。

- ①真理を探究し、自由を愛し、自らを省みる姿勢を身に付けている。
- ②一般教養に関する広い教養を身に付けている。
- ③自立して生きていくための社会人基礎力を身に付けている。
- ④自立して生きていくための、専門知識、技能を身に付けている。
- ⑤大学生活における諸活動を通じて、自主、自律、協同の精神を身に付けている。

また、各学科においてもさらにより具体的な学習成果に応じた「卒業認定・学位授与の方針」を次のように定めている。

◇総合生活キャリア学科 学位：短期大学士（総合生活）

総合生活キャリア学科は自立した職業人を養成するため、現代生活を主体的に創造する知識と技術を身に付けるとともに、自ら課題を見つけ解決する、多様な場で活躍できる実務能力を持った人材を育成することを目的としており、所定の期間在学し、学科の教育理念、教育目標に沿って設定した授業科目を履修して、所定の単位数を修得し、卒業までに下記に示す姿勢や能力を身に付けた学生に卒業を認定し、学位規則に従い短期大学士の学位を授与する。

- ①生活創造と就業に必要な基礎的知識、技能およびそれを基にした専門知識、技能を修得した学生
- ②広い視野と社会人としての教養を持ち、自らの職業生活・社会生活のあり方を設計できる学生
- ③多様な人々と協働するためのコミュニケーション能力および課題を発見し解決する能力を身に付け北海道に貢献できる学生

◇幼児教育保育学科 学位：短期大学士（幼児教育）

幼児教育保育学科は現代の保育に必要な理論や技術を身に付け、共感的な感性と知性に支えられた、人間性豊かな保育者を養成することを目的としており、所定の期間在学し、学科の教育理念、教育目標に沿って設定した授業科目を履修して、所定の単位数を修得し、卒業までに下記に示す姿勢や能力を身に付けた学生に卒業を認定し、学

位規則に従い短期大学士の学位を授与する。

- ①子どもの安全を守るための適切な配慮ができる学生
- ②子どもの発達段階にあった保育ができる知識と技術を身に付けている学生
- ③子どもの健やかな育ちのために、必要な保護者支援ができる学生
- ④保育者の社会的な使命を自覚し、責任ある行動をとることができる学生
- ⑤保育者に求められる態度・姿勢と、社会人に必要な教養を身に付けている学生
- ⑥地域の国際化をふまえ、価値観の多様化を理解し、差別のない多文化共生の態度を身に付けている学生 ※⑥に関しては、令和2(2020)年度に開設される「保育英語コース」に対応して追加

本学では、『札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部の三方針に基づく点検・評価規程』に基づき、外部評価も取り入れながら、「卒業認定・学位授与の方針」を定期的な点検している。これについては、[基準Ⅰ-C-1]で先述した仕組みと同様である。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

本学では、短期大学部全体として、『札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部の三方針に基づく点検・評価規程』（提出-1）の中で「教育課程編成・実施の方針」を定め、本学公式ホームページ上で公開している。（提出-13-2）

【本学の教育課程編成・実施の方針】

札幌国際大学短期大学部は建学の精神に則り、実際的な専門教育と職業教育を施すとともに、教養に関する広い知識を授け、人格を磨き、生活および社会に貢献して文化の向上に寄与する良き社会人を育成することを目的としており、学生が卒業までにこの目的を達成するための教育課程を下記に示す教育課程編成・実施の方針に基づき設定する。

- ① 高大接続の観点から、短大教育への円滑な移行を促すために、各学科に初年次教育科目を設定し、組織的な初年次教育の充実を図る。
- ② 建学の礎(自立・自由・自省の精神)による人間形成を重んじ、学科の教育目的に応じて自主、自律、協同の精神修得のための科目を設定する。
- ③ 実際的な専門教育と職業教育を目的として、各専門分野の知識、技能修得のための科目を設定する。
- ④ 生活・社会・文化への貢献のために、学科の教育目的に応じて、修得した知識、技能を用いて諸課題の解決に資する科目を設定する。
- ⑤ 演習、実習、インターンシップ等を通じた実践的・体験的な学びを重視し、能動的・自主的な学修の充実を図る。
- ⑥ キャリア形成の観点から、社会人基礎力修得のためのキャリア科目を設定し、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育む。
- ⑦ 成績評価の公正さと透明性を確保するため、シラバスに記載する成績評価基準・方法等および学則、規程等に定める所定単位修得により学修成果を評価し、その客観性を担保するため、複層的な積み上げによる多面的・総合的な成績評価を実施する。

上記の「教育課程編成・実施の方針」は短大全体としての考え方を示しており、各学科においてもさらに具体的な「教育課程編成・実施の方針」を次のように定めている。

◇総合生活キャリア学科

総合生活キャリア学科は、自立した職業人を養成するため、現代生活を主体的に創造する知識と技術を身に付けるとともに、自ら課題を見つけ解決する、多様な場で活躍できる実務能力を持った人材を育成しており、学生が卒業までにこの目的を達成するための教育課程を下記に示す教育課程編成・実施の方針に基づき設定する。

- ① 高大接続の観点から、短大教育への円滑な移行を促すため、初年次教育の充実を図る。
- ② 建学の礎(自立・自由・自省の精神)による人間形成を重んじ、学科の教育目的に応じて自主、自律、協同の精神修得のための科目を設定する。
- ③ 質保証の基礎固めのため学科スタンダードを設定し、1年次の早期に、必修教養科目で基礎知識や技能を身につける。
- ④ 学科教育の2本柱を明確化するため4セメスターにわたり、生活・キャリア科目を配置し、教養教育の中心軸とする。
- ⑤ 体験を通して学習させるアクティブ・ラーニング(フィールドワーク、インターンシップ、教室内PBL、課題解決演習等)を通して、生活とキャリアについて学習する。記憶して覚える学習ではなく、体験と経験を通して気づき、定着する深い学びを設定する。

- ⑥教養科目群に3つのコースユニットを設定し、コースの学びの方向性を意識する。コースの特色を明確にし、多様な学びの中に一つ芯を通す。
- ⑦成績評価の公正さと透明性を確保するため、シラバスに記載する成績評価基準・方法等および学則、規程等に定める所定単位修得により学修成果を評価し、その客観性を担保するため、複層的な積み上げによる多面的・総合的な成績評価を実施する。

◇幼児教育保育学科

幼児教育保育学科は、現代の保育に必要な理論や技術を身に付け、共感的な感性と知性に支えられた、国際感覚と人間性が豊かな保育者を養成することを目的としており、学生が卒業までにこの目的を達成するための教育課程を下記に示す教育課程編成・実施の方針に基づき設定する。

- ①高大接続の観点から、短大教育への円滑な移行を促すため、初年次教育の充実を図る。
- ②2年間の学修により保育者として必要な基礎力を身に付けることを目的として、子どもの健やかな成長を支えるための科目、子どもへの教育をおこなうための科目、保護者を支援するための科目、社会人として必要な教養を身に付けるための科目を設定する。
- ③本学科の教育を特徴づけるため、学びの土台を育てる『子どもの遊び演習』、『ことばの力』や、学生の興味・関心をさらに高める『保育プロジェクト演習』、『表現課題演習(基礎)』などを設定する。
- ④理論、演習、実習のそれぞれの科目を適切に配置し有機的に関連させることを目的として、自分が学んでいる科目がどのような意味をもち、どのような到達目標があるのかを自覚できる「カリキュラム・ステップ」を設定し、科目を配置する。
 - ステップ0「学びへの期待を高める」
 - ステップ1「保育という仕事を知る」
 - ステップ2「子どもを知る」
 - ステップ3「保育の方法を知る」
 - ステップ4「保育者支援を知る」
 - ステップ5「保育者としての仕上げをする」
- ⑤演習、実習、インターンシップ等を通じた実践的・体験的な学びを重視し、能動的・自主的な学修の充実を図る。
- ⑥キャリア形成の観点から、キャリア科目を体系的に設定し、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育む。
- ⑦成績評価の公正さと透明性を確保するため、シラバスに記載する成績評価基準・方法等および学則、規程等に定める所定単位修得により学修成果を評価し、その客観性を担保するため、複層的な積み上げによる多面的・総合的な成績評価を実施する。
- ⑧地域社会の多文化化、国際化に対応し、様々な背景をもった人々との交流を図れるようにするため、英語力、コミュニケーション能力、多文化理解を促す科目を設定する。

さらに、幼児教育保育学科では、[基準 I -C-2] で示したように、『教育職員免許法の改正及び同法施行規則の改正に伴う教職課程再課程認定』及び『指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法の変更』を受け、科目名を含む学習成果（到達目標）の見直しを実施し、令和元(2019)年度から実施する新しい教育課程を、平成 30

(2018) 年度内に策定した。

各学科においては、上記の『札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部の三方針に基づく点検・評価規程』で規定されている「教育課程編成・実施の方針」に沿って、学習成果に応じた授業科目を設置しており、教育課程もこの方針に対応するように設計されている。

【単位の実質化】

本学では単位について、『札幌国際大学短期大学部学則（以下、「学則」と表記）』第11条で次のように定めている。（提出-11）

第11条 1単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

（授業期間）

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

また、学生の履修上限単位数（以下、「CAP 制」と表記）を年間 48 単位と定めている。（ただし、幼児教育保育学科の保育士資格要件科目のうち、必修科目を除く）これについては、規程化に向けて準備中であるが、『SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 STUDY GUIDE』（提出-4）の「履修計画の立て方」のページではすでに学生に示されている。

しかし、中央教育審議会答申『学士課程教育の構築に向けて』（平成 20（2008）年 12 月 24 日）の第 2 章第 2 節「教育課程編成・実施の方針について～学生が本気で学び、社会で通用する力を身に付けるよう、きめ細かな指導と厳格な成績評価を～」で示されている「単位の実質化」という理念に照らし合わせると、上限の 48 単位という数値は学生にとって極めて困難な長時間の学修量を求めなければならないことになり、現実的には「単位の実質化」は難しいという現状がある。

中央教育審議会において「単位の実質化」は、これまでも指摘されており、その改善策として、本学でもシラバスの記載内容の変更や CAP 制の導入、GPA (Grade Point Average) の活用などの方法が取り入れられてきた。ただ、幼児教育保育学科では三つの免許資格（幼稚園教諭 2 種免許、保育士資格、こども音楽療育士）が 2 年間で取得することが可能であることに加え、学科独自の卒業必修科目や専門科目が設定されていることもあり、必然的に過密な時間割にならざるを得ないという実態がある。このような過密な時間割になっている背景には、他学との差別化のために学科独自の科目を多数設定しているという事情もあり、単位の実質化と他学との差別化という課題に

については、二つの学科共に本学の「中期目標・中期計画」の「教育改革の推進」の中に位置づけている。したがって、「単位の実質化」については、将来構想・企画室との連携を図りながら、自己点検・評価の重要な項目に位置づけ、内部質保証のPDCAサイクルの中で検討を重ねていく必要がある。

【成績評価】

本学では、『札幌国際国際大学及び札幌国際大学短期大学部の三方針に基づく点検・評価規程』に規定されている「教育課程編成・実施の方針」の中で、成績評価について「複層的な積み上げによる多面的・総合的な成績評価を実施する。」としており、15回の授業実施後の定期試験 1 回のみで単位の授与や成績の評価をしないことを基本としている。また、単位の授与と評価に関して、学則第 13 条で、次のように定めている。

（単位の授与）

第 13 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前項の試験は筆記試験・実技試験・レポート・作品等によるものとし、その評価は優+（100～90 点）、優（89～80 点）、良（79～70 点）、可（69～60 点）、不可（59 点以下）をもって表し、可以上を合格とする。

評価の方法や出席の扱いについては、『成績の評価及び出席時数に関する内規』（提出-20）第 2 条及び第 5 条で次のように定めている。なお、令和元（2019）年度のシラバスの中に、15 回の授業の中で実施する授業内試験やレポート等の配点が 60 点以上となっている科目が散見されたため、令和元（2019）年度『自己点検・評価中間総括』（提出-9、提出-10）で早急な改善を指摘した。その後学長の指示により、教務部が科目の到達目標と評価の方法をシラバス上で点検し、令和 2（2020）年度以降のシラバスでは改善されている。

さらに、幼児教育保育学科では、その科目の到達目標を測る方法の合理性を担保するために「アセスメント・ポリシー」（備付-5）を学科独自で設け、試験的に運用している。

（評価の方法）

第 2 条 評価の方法は、筆記試験、実験・実習、実技、レポート等の結果による。ただし、必要に応じて授業科目担当者は、定期試験以外に随時試験を行うことができる。

（素点と評定）

第 3 条 素点と評定及び合格・不合格の基準は次のとおりとする。

90 点～100 点 優+

80 点～89 点 優

70 点～79 点 良

60 点～69 点 可

59 点以下 不可 不合格

各学期の成績評価を定期試験で実施している場合、定期試験時の成績が不合格となった学生に対しては、次に述べる措置が『成績の評価及び出席時数に関する内規』の第4条及び第5条で定められている。

(再試験・追試験)

第4条 再試験は、各学期の定期試験時の成績が不合格の者に対し行う。

2 追試験は病気（診断書提出）又は事故（保証人の証明書提出）等のため、止むを得ず定期試験を受験できなかった者に対し行う。

(出席時数)

第5条 定期試験の受験資格は、受講科目の開講授業時間数の3分の2以上出席している者に与える。

2 開講授業時間数の3分の1以上5分の2迄の欠席時数は、補充講義・レポート等によって補充することができる。

3 病気（診断書提出）その他特別の事情があると認められる場合、学長は開講授業時間数の2分の1まで特別に補充措置を講ずることができる。この際、クラスアドバイザー、学科長及び教務部が審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。決定の結果については、教授会に報告するものとする。

本学の『成績の評価及び出席時数に関する内規』第5条に示されている「開講授業時間数の3分の2以上出席」という基準は、受講カードリーダーによる出席管理システムによって厳格に運用されている。

なお、第5条第2項に示されている「開講授業時間数の3分の1以上5分の2迄の欠席時数は、補講講義・レポート等によって補充することができる。」という条文は、学則第9条第2項に規定された「前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。」という条文に基づいており、免許資格の取得に関わる実習等の日程の変更による授業の欠席や、冬期間の交通機関の運休等による欠席等、学生本人の責に帰さない欠席に適用し、当該授業の実施日（時間帯）及び実施場所以外での補充措置を講じるものである。

【シラバス】

本学のシラバスには、学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等といった必要な項目を明示している。また、シラバスは Web 上で公開されており、学生がスマートフォンやパソコン等からいつでも閲覧できる。

しかしながら、「単位の実質化」のための表記内容に関して、下記の事項を令和元（2019）年度の『自己点検・評価中間総括』で指摘した。

◇単位の合否認定のための定期試験が授業内で実施されていると誤解されかねない表記のシラバスが散見された。

◇事前・事後の学修について各回の表記がなされていなかった。

これらの点については、令和2（2020）年度のシラバスから改善されている。

【授業の実施方法】

本学では、『授業実施規程』（備付-規程集 150）の規程で、授業時間や授業期間、出欠の確認方法や授業環境等が規定されており、この規程に基づいて適切に授業が実施されている。しかしながら、令和2（2020）年2月28日に、北海道知事の判断による緊急事態宣言が出され、本学においては知事の要請に応えるべく、幼児教育保育学科の施設実習を即座に中断・延期した。実習の実施に際しては、保育者養成を所管する省庁から実習中の面談指導（いわゆる実習巡回）が義務づけられており、元来通信による教育を前提としていない本学においても、遠隔授業に準ずるような面談指導が必要となった。

さらに、本自己点検・評価報告書を作成している令和2（2020）年4月の段階では、法的根拠をもった国の緊急事態宣言が発出され、文部科学省の通知に従い、遠隔授業の教室環境や配信装置の拡充、またインターネット回線の緊急増強や学生側と教員側の機器操作をサポートする「遠隔授業サポート・デスク」を設置し、電話でのサポート体制を充実させたほか、遠隔授業の特性や留意点についての緊急FDを実施するなど、春学期の全科目を遠隔授業で実施できる環境を迅速に整備した。さらに、令和元（2020）年3月末にはインターネットを介したビデオ会議システムZoomの有償アカウントを本学全体で取得し、全教員が同じシステムを使用することで、規格の乱立による遠隔授業の混乱を避けることに努めた。そして、遠隔授業専用ポータルサイトを本学公式ホームページのトップページ上に立ち上げ、学生がワンクリックで授業に参加できる仕組みを構築した。

なお、通常時に実施されている授業は、二つの学科共に演習科目は受講学生数が50名未満になるようにしているほか、講義科目においても可能な限り受講学生数が多くならないように、授業実施のクラス編成について配慮している。

また、科目の特性を活かすための必要な設備が整った適切な教室（フィールドワークの場合は〈場〉）を用意し、効果的な授業の実施に努めている。

さらに、授業の実施環境については学生の『授業評価』（備付-6）でも把握し、学科毎に統計的に処理されたデータは本学公式ホームページ上で公開しているほか、教員の個人データは各教員宛に直接通知され、次年度へ向けた改善コメントを学内ポータルサイトを通じて学生へ公開し、半期毎の改善の資料としている。

【教員の配置及び資格審査】

本学では短期大学設置基準にのっとり各学科に適正な人数の教授・准教授・講師を配置している。令和元（2019）年度の教員組織は以下のとおり。

教員組織の概要（（人）令和元年5月1日現在）

学科等名	専任教員等								
	専任教員								非常勤講師
	教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	
総合生活キャリア学科	2	4	1	0	7	5	2	0	24
幼児教育保育学科	5	6	2	0	13	10	3	0	25
(大学全体の入学定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	4	2	—	—
計	7	10	3	0	20	19	7	0	49

総合生活キャリア学科7人(うち教授2人)、幼児教育保育学科13人(うち教授5人)で、合計20人(うち教授7人)である。短期大学設置基準に定める定数19人(うち教授7人)に対し、各学科、大学全体の収容定員に定める専任教員数共に短期大学設置基準を充足しており、教育課程を適切に運営するための組織として十分である。

また、各学科の教育課程を実施するために必要な教員の資格審査に関しては『札幌国際大学短期大学部教員資格審査基準及び資格審査規程』(備付-規程集89)に基づき、教員資格審査委員会が審査し、その結果を学長に報告した上で、学長が資格を決定している。

【教育課程の定期的な見直し】

本学では、[基準I-C-1]で述べた“内部質保証の三組織”にある「三方針に基づく点検・評価委員会」において教育課程の定期的な見直しについて、年1回提言をしている。さらに、教育課程編成に係る全学的な方針の策定を審議し、学長の総括に資することに特化した「教育課程検討委員会」を設けている。

この委員会は『教育課程検討委員会規程』(提出-21)に基づき、学長が委員長となつて、学科長、教務部長、教務課長、その他学長が指名する者を招集し、下記の事項について年1～2回程度審議している。

- (1) 教育課程の形成、編成に係る全学的方針の策定に関する事項
- (2) 教育課程編成方針(カリキュラムポリシー)に係る事項
- (3) 資格取得に係る事項
- (4) 授業科目、授業内容に係る事項
- (5) 教学マネジメント体制に関すること。
- (6) その他教育上の重要事項

なお、[基準Ⅰ-B-3]で先述したように、幼児教育保育学科では、令和元（2019）年度に教育職員免許法・同施行規則の改正に伴う再課程認定と、保育士養成施設の修業教科科目及び単位数と履修方法の変更が全国的に実施されたことにより平成28（2016）年度から実施してきた教育課程から、科目の新設や名称変更、期別配置の一部が変更された。そのために「カリキュラム・ステップ」という教育課程編成に関する学科独自の工夫の一部が当初の想定とは異なる状況になってきており、「単位の実質化」と併せて、早急な検討が必要となっている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学では二つの学科の独自性を担保しつつ、各学科の「教育課程編成・実施の方針」の中で教養教育についての考え方について、次のように掲げている。

【総合生活キャリア学科の教養教育】

◇質保証の基礎固めのため学科スタンダードを設定し、1年次の早期に、必修教養科目で基礎知識や技能を身につける。

◇学科教育の2本柱（※）を明確化するため4セメスターにわたり、生活・キャリア科目を配置し、教養教育の中心軸とする。

※「2本柱」とは、当該学科が名称変更する前の総合生活学科以来受け継がれてきた「生活」と「キャリア」という二つのキーワードによる概念であり、具体的には下記の内容を示している。

【生活】自分と家族、広くは所属するコミュニティの豊かなより良い生活を設計、創造する力を育てる。

【キャリア】人生の基盤となる生活を支える仕事について、自ら考え、キャリアプランを設計し、常に改善できる力を育てる。

【幼児教育保育学科の教養教育】

◇2年間の学修により保育者として必要な基礎力を身に付けることを目的として、子どもの健やかな成長を支えるための科目、子どもへの教育をおこなうための科目、保護者を支援するための科目、社会人として必要な教養を身に付けるための科目を設定する。

◇キャリア形成の観点から、キャリア科目を体系的に設定し、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育む。

教養教育に関するこのような考え方の下、二つの学科に共通する教養科目として、『学びの技法』『基本演習』『キャリア形成』『キャリア基礎演習』『北海道論』が設定されている。これらの科目では、各学科の専門教育との関連がシラバス上の到達目標と

「卒業認定・学位授与の方針」との関連で示されている。また、学科横断型の内容が含まれ、授業の実施形態もオムニバス形式であることから、両学科の教育内容の共有や教員の連携が検討されている。

◆『学びの技法』：アカデミックスキルの習得

【総合生活キャリア学科】

◇到達目標

- ①ものごとを分析するための基礎的技法を習得する。
- ②大学生として必要な基礎的スタディスキルを身につける。
- ③本学の学生としての誇りをもち、個々の能力や個性を活かして主体的に学ぶ学生生活を送れるようになる。
- ④論理的に、わかりやすくまとめられるようになる。

◇卒業認定・学位授与の方針との関連

生活創造と就業には、聞いてまとめて自分の意見を持ち表現する力が必須。自らの生活設計のためにはスケジュール管理能力、疑問を見つけ論理的に考え資料を収集し、解決策を考えだして表現する活動は知識、課題解決力、表現力を必要とする。

【幼児教育保育学科】

◇到達目標

- ①大学での学びを身に付ける。
- ②資料から適切な引用をして、論理的に文章を書くことができる。
- ③自分の考えを論理的に他者に伝えることができる。

◇卒業認定・学位授与の方針との関連

この科目は、大学生活で学んでいく土台となるものであり、卒業認定・学位授与の方針に挙げられる要素を身に付けていくための基盤となる。

◆『基本演習』：基本的な知識や発表力の習得

【総合生活キャリア学科】

◇到達目標

春学期に開講される『学びの技法』『ベーシックスキルズ』（※）で学んだことを実践的に生かし、短期大学での個人の学びの方向性を決定付けるテーマを設定でき、それについて広く知識を得、深く考察し、まとめて発表できる。

※総合生活キャリア学科は学科独自科目として『ベーシックスキルズ』という科目を設定している。この科目では次の三つを到達目標として掲げ、『基本演習』の基盤となる科目として位置づけられている。①図表（グラフ・表）を読み取り、示された内容を理解し、分析の準備ができる。②与えられた数値や情報から、ビジュアル化された図表を作成できる。③情報を整理し、簡単な分析を通して、批判的思考の概念が理解できる。

◇卒業認定・学位授与の方針との関連

生活創造に必要な基礎的知識、それを基にした専門知識を得る。広い視野をもち、社会生活の在り方を設計する。多様な人々と協働するためのコミュニケーション能力及び課題を発見し解決する能力を身に着ける。

【幼児教育保育学科】

◇到達目標

大学生活に必要な基本的な知識を身につける。グループワークを通して、考え方の異なる人とも意見を交換し調整しながら進めることができる。

◇卒業認定・学位授与の方針との関連

「社会的な使命を自覚し、責任ある行動をとることができる学生」「保育者に求められる態度・姿勢と、社会人に必要な教養を身に付けている学生」に基づき、社会人として自立できる能力を身に付ける。

◆『キャリア形成』：キャリアとは何かを考え計画する力の習得

【総合生活キャリア学科】

◇到達目標

- ①自己の能力課題を把握し改善のための計画を立て実行できる。
- ②キャリアを考え、自己の学生生活の送り方を計画、実行できる。

◇卒業認定・学位授与の方針との関連

「生活創造と就業に必要な基礎的知識、技能およびそれを基にした専門知識を修得した学生」に基づき、社会におけるビジネス実務を取り巻く環境等の変化に対応する能力の獲得を通じて、社会人として自立できる能力を身に付ける。

【幼児教育保育学科】

◇到達目標

- ①自分が目指す社会人像・保育者像を具体的に描き、その実現に必要な自己課題を定めることができる。
- ②自分のライフプラン・キャリアプランを描き、目標を定めることができる。

◇卒業認定・学位授与の方針との関連

「保育者の社会的な使命を自覚し、責任ある行動をとることができる学生」「保育者に求められる態度・姿勢と、社会人に必要な教養を身に付けている学生」に学位を授与するに基づき、社会人・保育者に必要な態度・姿勢を理解し、自己課題・目標を思考する態度を身に付ける。

◆『キャリア基礎演習』：各学科の就職先に応じた自立した社会人のための教養の習得

【総合生活キャリア学科】

◇到達目標

- ①社会の出来事に潜む問題点を見つけることができる。
- ②他者の考えを受け入れ、自分の考えを伝えることができる。
- ③社会に出る準備課題をこなすことができる。

◇卒業認定・学位授与の方針との関連

「生活創造と就業に必要な基礎的知識、技能およびそれを基にした専門知識技能を修得した学生」に基づき、社会におけるビジネス実務を取り巻く環境等の変化に対応する能力の獲得を通じて、社会人として自立できる能力を身に付ける。

【幼児教育保育学科】

◇到達目標

社会人として豊かな生活を送るための必要な知識、態度などについて理解を深めるとともに、保育者としての専門性について理解を深めることを目標とする。

◇卒業認定・学位授与の方針との関連

本科目は、学位授与方針第5項『保育者に求められる態度・姿勢と、社会人に必要な教養を身に付けている学生』に関わる科目である。

◆『北海道論』：地域への関心と貢献への意識の習得（2学科共通シラバス）

◇到達目標

- ①北海道に関する基本的統計、基礎知識を身につけ、北海道内の地域に対する関心や、地域貢献の意識を持てるようになる。
- ②北海道の魅力や問題点等を発見・把握し、第三者に対して調べた内容を整理して発信できる資質を身につける。

◇卒業認定・学位授与の方針との関連

「多様な人々と協働するためのコミュニケーション能力および課題を発見し解決する能力を身に付け北海道に貢献できる学生」に基づき、地域の現状と今後の課題を認識でき、北海道に対して貢献できる能力を身に付ける。

このように、本学では二つの学科に共通の教養教育の科目が設定され、専門教育との関連性が把握しやすいよう、到達目標と「卒業認定・学位授与の方針」との関連性が明示されている。しかし、教育支援センターが実施した調査によれば、各科目の評価平均を比較すると、両学科の平均値には開きがあることがわかる。これは、二つの学科で同一シラバスを使用していないことや学生の属性及び標本数（母数となる学生数）の差も原因と考えられるが、「単位の実質化」という観点から改めて教養教育の効果と評価方法の検討が必要である。

【2 学科共通の教養科目の評価平均の比較】 ※4.0 が最大値 （ ）内は学科間の数値の差

『学びの技法』	総合生活キャリア学科:2.09	幼児教育保育学科:3.15(1.06)
『基本演習』	総合生活キャリア学科:2.45	幼児教育保育学科:3.74(1.29)
『キャリア形成』	総合生活キャリア学科:2.60	幼児教育保育学科:3.77(1.17)
『キャリア基礎演習』	総合生活キャリア学科:2.05	幼児教育保育学科:3.64(1.59)

なお、両学科では上記四つの科目以外にも、それぞれに学科独自の教養科目を設定している。これについては、総合生活キャリア学科は、教養科目のカテゴリーを「生活」「キャリア」「PBL（課題解決）」「現代社会」の四つで構成される「社会常識」と、「スタディスキルズ」「ビジネス実務」「コミュニケーション」「食と生活」の四つで構成される「スキルを身につける」という教養科目に類型化している。また、幼児教育保育学科では、教養科目を「基本」「言語・発表」「情報」「キャリア」の四つのカテゴリーに類型化している。

これらの教養科目は、学科の独自性を反映しており、総合生活キャリア学科は現代生活を主体的に創造する知識と技術を身に付け、自ら課題を発見し解決するまでを想定した科目設定になっているのに対し、幼児教育保育学科では幼稚園免許と保育士資格の取得を念頭に置いた科目設定となっている。

このように、本学では「アカデミックスキルズの習得」「基本的な知識や発表力の習得」「キャリアとは何かを考え計画する力の習得」そして、「各学科の就職先に応じた自立した社会人のための教養の習得」といった二つの学科共通の教養科目のほか、学科独自の教養科目を設定した上で、専門教育との関連性をシラバスで示している。

なお、教育支援センターが実施した「学びの実感調査」によれば、総合生活キャリア学科は、「卒業認定・学位授与の方針」に掲げる「広い視野と社会人としての教養を持ち、自らの職業生活・社会生活のあり方を設計できる学生」については、下記の数値が明らかとなった。（※最高値 4.0）

- ◇「視野を広げることができた」: 2.90
- ◇「社会人として生活するために必要な知識や教養を増やすことができた」: 3.02
- ◇「これから社会人として生活していく将来像を考えられるようになった」: 2.73

また幼児教育保育学科にも同様に、調査したところ、下記の数値が明らかとなった。

- ◇「保育者に求められる態度・姿勢と社会人に必要な教養が身についた」: 3.43

総じて教養教育の科目に関しては、総合生活キャリア学科よりも幼児教育保育学科の方が評価平均は高い傾向にある。しかしながら、「学びの実感調査」については、両学科とも 2.5（1～4 の中央値）を超えており、2年間の学びで学生が教養教育の成果を実感できていることがわかる。ただし、教養教育と専門教育の関連性や教育効果についての測定は実施されておらず、各科目の評価平均（到達度マトリックス）と「学びの実感調査」の数値が紐付いた測定には至っていない。

【区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学では「教育課程編成・実施の方針」の中で、職業教育については「実地的な専門教育と職業教育を目的として、各専門分野の知識、技能修得のための科目を設定する。」と規定している。また、二つの学科の特性に応じた職業教育の科目構成は、カリキュラムマップに整理し『SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 CAMPUS GUIDE（在学生向け）』（提出-7）に掲載している。また、カリキュラムマップに整理された科目は、教育課程以外の行事とのバランスを図りながら、『年間計画表』（提出-22）を作成している。なお、「実地的な専門教育と職業教育」については、二つの学科ではそれぞれの学科の特色を活かし、次のように設定されている。

【総合生活キャリア学科】

先述のように本学科では、教養科目に「学科スタンダード」（全員が履修するように指導する教養科目）を設定しているほか、「コースユニット」（総合生活、オフィスキャリア、英語キャリアの三つのコースに応じて履修が求められる教養科目）、その他の教養科目（専門科目の基盤となる一般教養）を設定している。

一方、専門科目については、将来や興味に関連した各分野（副専攻）にまとめられた科目群を「専門ユニット」として設定している。専門ユニットには、「秘書」「販売」「情報」「フード」「ファッション」「ブライダル」「エアライン」「ホテル・旅行」「金融」「医療事務」「調剤薬局事務」「登録販売者」があり、職業への接続を円滑に図るための工夫がなされている。さらに、これらの「専門ユニット」に応じた専門科目を設定している。

このようなユニット制の議論は、平成 25（2013）年度の学科の名称変更を機に始まり、平成 28（2016）年度から現行のユニット制による教育課程が開始された。このユニット制の導入が、多種多様な職業を意識した専門的な学びへと学生を導くことを可能としている。

【幼児教育保育学科】

毎年ほぼ全ての学生が保育職に就く本学科は、幼稚園教諭 2 種免許と保育士資格の取得に必要な専門科目を中心に、「教育・保育の理論」「子ども理解」「保育の内容・方法」「基礎技能」「実習」という専門科目群を設定している。これらの専門科目群は、[基準Ⅱ-A-2] で先述したように、カリキュラム・ステップという到達目標によるカテゴリー区分により、四つのセメスターに配置されている。

また「教育課程編成・実施の方針」で示しているように、本学科の教育を特徴づけるため、学びの土台を育てる『子どもの遊び演習』や『ことばの力』、学生の興味・関心をさらに高める『保育プロジェクト演習』や『表現課題演習』といった本学独自の専門科目を設定している。これらの科目は、免許・資格の取得に必要な科目ではないものの、卒業必修として全学生が履修する専門科目となっており、免許資格要件の科目をさらに補強するための下記の目的が設定されている。

◇『子どもの遊び演習』

子どもの遊びの体験が学生に不足していることに鑑み、自らが子どもの遊びを体験することで保育者としての基礎をつくる。

◇『ことばの力』

「読み聞かせ」や「紙芝居」といった保育現場での活きた言葉の使い方を体験する。

◇『保育プロジェクト演習』

指導教員の専門性に基づいたテーマを提示し、自らの興味関心に基づき、より具体的な学習テーマを決めた上で、保育者として必要な基礎知識・技能をさらに深める。

◇『表現課題演習』

多様な表現形態や表現方法を実践し、協働して物事を進めるための方法を学ぶ。

このように二つの学科では、それぞれの学科の特色を活かし、教養教育を基盤とした職業教育を実現している。その効果については、[基準Ⅰ-C 内部質保証] で述べたように、「卒業認定・学位授与の方針」を点検・評価の観点に掲げ、就職先訪問や「ラウンドテーブル」を活用して評価し、年度末の学科総括や次年度のシラバスの策定に反映させている。しかし、その評価の観点や方法についての妥当性を議論するまでには至っていない。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

本学では、「入学者受け入れ方針」を「求める学生像」と「入学者選抜について」という二つの観点から定め、『札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部の三方針に基づく点検・評価規程』の中で次の通り規定し、二つの学科に共通する学生像を示すと共に、高大接続の観点から入学までに身に付けておくべき能力について明示している。

(提出-13-3) また、入学者選抜についても、二つの学科に共通する事項であり、授業料やその他の経費と共に本学公式ホームページや『入学試験要項』（提出-23-1～2）及び『A0 入学ガイド』（提出-23-3～4）に示している。

【本学の入学者受け入れ方針】

札幌国際大学短期大学部は建学の精神に則り、実地的な専門教育と職業教育を施すとともに、教養に関する広い知識を授け、人格を磨き、生活および社会に貢献して文化の向上に寄与する良き社会人を育成することを目的としている。

◇求める学生像

札幌国際大学短期大学部は、上記のような人材を育成するため、本学の目的に賛同し、各学科の教育に関心を持つ人、本学の体系的・実践的なカリキュラムの下、幅広い教養、専門職業人としての知識、技能、論理的思考力、コミュニケーション能力、課題探求力・解決力、表現力を身に付け、生活・文化の向上および地域社会の発展に貢献することのできる人を受け入れる。

なお、本学への入学を希望する人は、高等学校の教育課程等において次に示す能力を身に付けていることを求める。

- ①高等学校の教育課程等で学んだ知識、技能。特に資料を読み解き、考えを表現し、他者との円滑なコミュニケーションを図るために、国語の基礎的能力を要する。また国際化が進展する社会への対応に鑑み、英語の基礎的能力も要する。
- ②高等学校の教育課程等で学んだ豊かな心、他者を尊重する社会性
- ③高等学校の教育課程等で学んだ協同する心と探究心

◇入学者選抜について

札幌国際大学短期大学部は、上記の求める「学生像」を満たす人を選抜するため、本方針に基づき、多様な入学者選抜を行っており、学科別に入学者選抜を実施している。基本的には「A0 入学」、「学校推薦入学」、「一般試験入学」、「大学入試センター試験利用入学」、「特別入学」であるが、詳細は入学試験要項で公表する。

以上の札幌国際大学短期大学部としての基本的受け入れ方針の下、短期大学部 2 学科は、それぞれ以下のような人を入学者として受け入れます。

このように本学全体としての「求める学生像」と「入学者選抜の方法」を明示した上

で、各学科の特色に応じた「求める学生像」を示している。

【総合生活キャリア学科の入学者受け入れ方針（求める学生像）】

総合生活キャリア学科は自立した職業人を養成するため、現代生活を主体的に創造する知識と技術を身に付けるとともに、自ら課題を見つけ解決する、多様な場で活躍できる実務能力を持った人材を育成することを目的としている。

◇求める学生像

本学科は、上記のような人材を育成するため、本学科の目的に賛同し、本学科の教育に関心を持つ、以下のような人を受け入れる。

- ①自立した職業人を目指し、職業知識と実務能力を身につける意欲のある人
- ②現代生活において、自由で主体的に生きるための豊かな知識と教養を身につける意欲のある人
- ③国際化する社会で自己を豊かに表現し地域と積極的にかかわる意欲のある人
- ④本学科の体系的・実践的なカリキュラムに基づく実際の専門教育と職業教育の下、幅広い教養、専門的知識、技能、論理的思考力、コミュニケーション能力、創造力、課題探求力・解決力を身に付け、多様な人々と協働し、自立した専門職業人として生活・文化の向上および地域社会の発展に貢献することのできる人

なお、本学科への入学を希望する人は、高等学校の教育課程等において、次のような姿勢、能力を身に付けていることを求める。

①学科の教育に適応できる基礎学力

特に資料を読み解き、考えを表現し、他者との円滑なコミュニケーションを図るために、国語の基礎的能力を要する。また、国際化への対応ができる人材を育成することを目的としているため、英語の基礎的能力も要する。

②働く意欲を持ち、卒業後は就職をしようという姿勢を身に付けている人

③何かに挑戦し、取り組んだ経験がある人（スポーツ、音楽、生徒会、委員、英語・情報・商業等の資格取得）

【幼児教育保育学科の入学者受け入れ方針（求める学生像）】

幼児教育保育学科は、現代の保育に必要な理論や技術を身に付け、共感的な感性と知性に支えられた、国際感覚と人間性が豊かな保育者を養成することを目的としている。

◇求める学生像

本学科は、上記のような人材を育成するため、本学科の目的に賛同し、本学科の教育に関心を持つ、以下のような人を受け入れる。

①保育者としての社会的意義を理解し、子どもへの保育や保護者への支援を積極的に学びたいと強く望む人

②保育者として求められる知識や技能を、自らの努力および仲間との協同を通して身に付けていこうとする人

③保育には、子どもの生命の安全を守るという側面と、子どもの育ちを促すという側面が

ある。それらを学ぶ力が備わっている人

④保育の現場では保育者同士の協力が必要であり、良き保育者となるために、仲間と一緒に学び合っていくことができる人

⑤保育者としての責任と使命を知り、よりよい保育者を目指して自らの人間性や資質・能力を高め続けることができる人

⑥子どもの健やかな育ちを支えるために向上心を持ち、常に学び続ける意欲がある人

⑦本学科の幼児教育保育に関する体系的・実践的なカリキュラムの下、身に付けた幅広い教養、専門的知識、技能、論理的思考力、言語力、コミュニケーション能力、表現力を生かし、幼児教育保育分野における課題を主体的に探求し、地域社会に貢献することのできる人

⑧国際化が進む中で、自らのものと異なる文化や価値観を理解し、差別のない多文化共生を実現できる人

なお、本学科への入学を希望する人は、高等学校の教育課程等において、次のような姿勢、能力を身に付けていることを求める。

①学科の教育に適応できる基礎学力

特に、資料を読み解き、考えを表現し、他者との円滑なコミュニケーションを図るために、国語の基礎的能力を要する。また、保育分野において英語力が必要とされているため英語の基礎的能力も要する。

②部活動等を通じて得られた協同する姿勢

③ボランティア活動等を通じて得られた社会貢献への姿勢

④現代社会における保育の動きに目を向ける姿勢

このように各学科における「求める学生像」は、「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」との連関が図られており、本学が受け入れる入学者の選抜について明確に示されている。また、入学者選抜及び受け入れに関しては、本学では「入学センター」を設置し、「入学者受け入れ方針」の広報や入学者からの問い合わせ、入学者選抜業務を総合的に担っている。

入学者の選抜方法については、「AO 入学」「学校推薦入学」「一般試験入学」「大学入試センター試験利用入学」「特別入学」といった多様な方法を整備し、入学センターを中心に実施方法が策定され、学長を本部長にした選抜を実施することが次に示す『札幌国際大学短期大学部入学者選抜規程』（提出-24）第6条で規定されている。

(1) 一般試験入学

高等学校学習指導要領に示された教科、科目のうち本学の指定する教科、科目につき学力検査を実施し、学力検査の結果と出身学校調査書の評定平均値、課外活動、出席日数などの項目（以下「調査書内容」という。）を総合的に審査し選抜する。

(2) 学校推薦入学

調査書内容及び作文試験と面接試験の評価結果を総合的に審査し選抜する。ただし、指定

校推薦により出願する者には作文試験を免除する。

(3) A0 入学

面談の結果及び調査書内容を総合的に審査し選抜する。

(4) 大学入試センター試験利用入学

大学入試センター試験の結果と調査書内容を総合的に審査し選抜する。個別の学力検査、面接試験等は実施しない。なお、大学入試センター試験の結果を利用する教科・科目は、本学の指定する教科・科目とし、その中から高得点の2科目を合否判定に使用する。

(5) 特別入学（スポーツ入学）

高等学校又は中等教育学校在学時のスポーツ活動実績、面接試験の評価結果と調査書内容を総合的に審査し選抜する。

(6) 特別入学（同窓会子女入学）

面接試験の評価結果と調査書内容を総合的に審査し選抜する。

(7) 特別入学（社会人入学）

作文試験及び面接試験の評価結果に成績証明書の内容を加味し、総合的に審査して選抜する。

(8) 特別入学（外国人留学生入学）

日本語による試験及び日本語による面接試験の評価結果に成績証明書の内容を加味し、総合的に審査して選抜する。

(9) 特別入学（帰国子女入学）

日本語による作文試験及び日本語による面接試験の評価結果に成績証明書の内容を加味し、総合的に審査して選抜する。

(10) 特別入学（長期履修学生入学）

作文試験及び面接試験の評価結果と調査書内容を総合的に審査し選抜する。

(11) 特別入学（自己表現入学）

作文試験及び面接試験の評価結果と調査書内容を総合的に審査し選抜する。

(12) 転入学

単位修得証明書、志望理由書等の提出書類の内容と面接試験の評価結果を総合的に審査し選抜する。

特に、「A0 入学」においては、「入学者受け入れ方針」に沿ったエントリーシート
の提出を求め、それを基にしたきめ細かな面談を実施している。

また「入学者受け入れ方針」については、「ラウンドテーブル」を活用して高等学校
関係者や就職先等のステークホルダーから意見を聴取する仕組みがある他、高大接続
センターを設置し、高等学校の進路指導担当者から直接意見を聴取する仕組みも設け
ている。これらの意見聴取の結果は、年度末の総括（教授会）で報告され、次年度の入
学者選抜の改善に活かされている。

なお、「一般試験入学」では、現行制度では国語と英語の2科目を設定しており、出
願時には2科目受験とし、採点後に高得点の科目を判定に使用する場合と、出願時か
ら1科目を選択して受験する場合の二通りが可能になっている。そのため、英語1科
目での受験の可能性もあり得るため、本学全体の「入学者受け入れ方針」の「求める学

生像」で定めている「国語の基礎的能力」を担保するためには、受験科目の選択の方法の見直しが必要であることを『自己点検・評価中間総括』で求めた。この点については、入学者選抜の判定に高等学校の調査書の国語の評価も加味していることから、直ちに選考基準を改定する必要性はないが、中長期的展望の計画の中で「三つの方針」との整合性を図りながら改善していく必要がある。

【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

[基準Ⅰ-B-2]でも述べたように、本学は「建学の礎」や「教育の基本的考え方」及び学科の教育目的・目標に基づき、学生の学習成果を「卒業認定・学位授与の方針」に包摂するかたちで『札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部の三方針に基づく点検・評価規程』として定めている。

【札幌国際大学短期大学部全体の学習成果】

- ①真理を探究し、自由を愛し、自らを省みる姿勢を身に付けている。
- ②一般教養に関する広い教養を身に付けている。
- ③自立して生きていくための社会人基礎力を身に付けている。
- ④自立して生きていくための、専門知識、技能を身に付けている。
- ⑤大学生活における諸活動を通じて、自主、自律、協同の精神を身に付けている。

【総合生活キャリア学科の学習成果】

総合生活キャリア学科は学習成果として、自立した職業人としての態度や姿勢、現代生活を主体的に創造する知識や教養、自ら課題を見つけ解決し多様な場で活躍できる実務能力としての技術・技能を挙げ、次の三つを示している。

- ①生活創造と就業に必要な基礎的知識、技能およびそれを基にした専門知識、技能の修得
- ②広い視野と社会人としての教養を持ち、自らの職業生活・社会生活のあり方の設計
- ③多様な人々と協働するためのコミュニケーション能力および課題を発見し解決する能力を身に付け北海道に貢献

【幼児教育保育学科の学習成果】

幼児教育保育学科は学習成果として、保育者養成を基本に据えた上で、現代の保育に必要な理論と技術、共感的な感性と知性を挙げ、次の六つを示している。

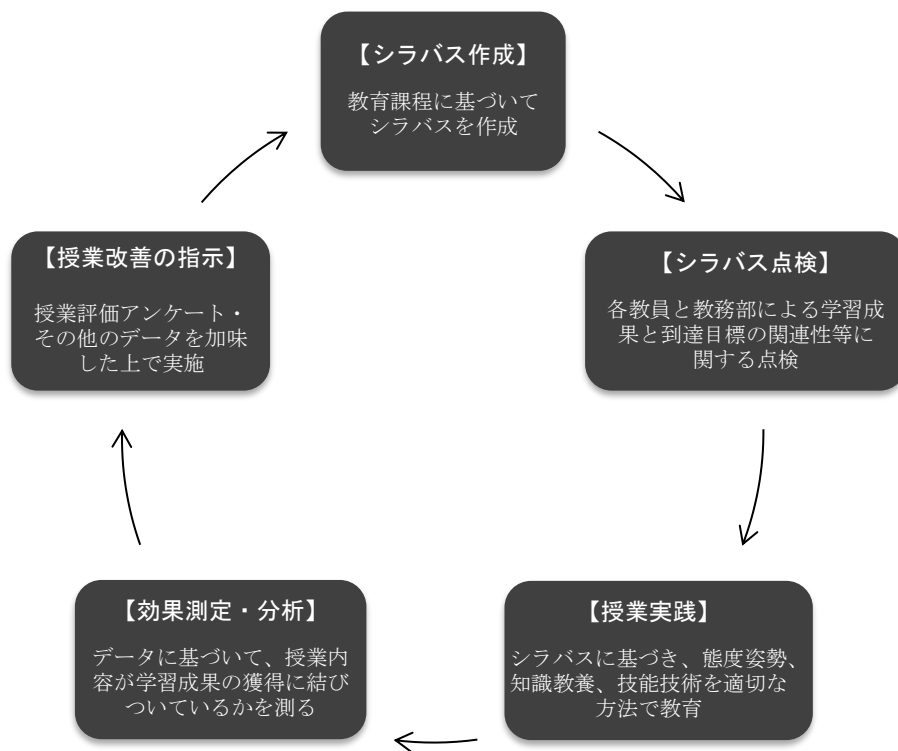
- ①子どもの安全を守るための適切な配慮
- ②子どもの発達段階にあった保育ができる知識と技術
- ③子どもの健やかな育ちのために、必要な保護者支援
- ④保育者の社会的な使命を自覚した、責任ある行動
- ⑤保育者に求められる態度・姿勢と、社会人に必要な教養
- ⑥地域の国際化をふまえ、価値観の多様化を理解し、差別のない多文化共生の態度

これらの学習成果は、各科目のシラバス（提出-25）上で示される到達目標で具現化され、原則として1セメスターで一つの科目の単位が修得できるように授業が設計されている。また、各科目のシラバスにおいて学習成果を反映する到達目標が適切に設定されているか、その到達目標は1セメスターで獲得が可能かどうかを教務部が点検

している。

また、年度末には各科目の到達度を数値化して把握している。さらにこれらの数値は、[基準 I-B-2] で先述した〈態度・姿勢〉〈知識・教養〉〈技術・技能〉に科目区分されたマトリックス（学習成果マトリックス）に関連付け、「学習成果マトリックスと到達度の相関表」（到達度マトリックス）で学習成果を測定している。また、「学びの実感調査」の結果を踏まえ、学習成果が獲得されているかを総合的に判断している。

なお、学習成果の質向上のための PDCA サイクルには、[基準 I-C-2] で示した、全教員参加型の教育の質向上のための PDCA サイクルを活用している。（下図参照）



【全教員参加型の学習成果の質向上のための PDCA サイクル】

このように、本学では、一定期間で獲得でき測定が可能な学習成果を具体的に示し、計画段階から改善指示までの PDCA サイクルが構築されている。そして、このような計画に基づいて実施されているにもかかわらず、『授業実施規程』第 13 条に基づいて実施される「授業評価」において、評価点が 3.0 未満の教員に対しては、授業改善計画書の提出や、学長が指導や助言をすることになっている。ただし、改善指示の根拠となる数値（評価点）は、学習成果そのものを表した数値ではないため、学習成果の数値化による授業改善の方法については、より明確な方法を構築する必要がある。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

本学では、[基準Ⅰ-B-2] で示した「到達度マトリックス」と、「学びの実感調査」を軸に学習成果の量的・質的データを用いた測定の仕組みを構築している。

◇学習成果マトリックスと到達度の相関表（通称：到達度マトリックス）

本学では各学科が目指す〈態度・姿勢〉〈知識・教養〉〈技術・技能〉がどの科目の学習成果によって得られるかをマトリックスで示している。（通称：学習成果マトリックス）このマトリックスに、科目毎の到達度を比較できるように評価平均値（最高値 4.0 最低値 0.0）を表示した表が「学習成果マトリックスと到達度の相関表」（通称：到達度マトリックス）である。この「到達度マトリックス」は、開設科目毎の学習成果の獲得状況を把握すると共に、各学科が掲げる学習成果の獲得バランスを客観視することを目的としている。

◇学習成果に関する主観的評価の調査（通称：学びの実感調査）

本学では、学生に対しても学習成果に関する調査を実施している。この調査は、各学科が掲げる学習成果に対して、学生がどれくらい自分自身で実感しているかを主観的な尺度（4段階の尺度評価）で測定し、学習成果毎の平均値（最高値 4.0 最低値 1.0）を示したものである。この「学びの実感調査」は、各科目における学生の満足度の評価ではなく、各学科が目指す〈態度・姿勢〉〈知識・教養〉〈技術・技能〉が身についたかどうかの自己認識度を測ることを目的としている。

このほかにも、学生に対しては先述した『授業評価』を実施しており、この結果は、統計的に処理されそのデータは本学公式ホームページ上で公開している。また、この『授業評価』の自由記述欄には授業の進め方に関する学生の率直な意見が無記名で書かれており、その内容は教員の授業改善に活かされると共に、授業評価の数値は授業担当教員のコメントと共に学内ポータルサイトを通じて学生へ公開されている。

しかし、このアンケート結果は、[基準Ⅰ-C-2] でも述べたように学生の主観に基づく調査であり、授業に対する満足度や授業改善のヒントを得ることはできるものの、学習成果の獲得状況を的確に示しているとは言い切れないという指摘が、自己点検・評価委員会から令和元（2019）年度の間総括でなされた。その指摘に基づいて実施された「到達度マトリックス」と「学びの実感調査」は、学習成果の一部を量的・質的に

示しており、「ラウンドテーブル」の参加者にも公表された。

また、総合生活キャリア学科の『キャリア演習』と『キャリア特別講義』や幼児教育保育学科の『保育教職実践演習』などの一部の科目においては、ルーブリックを使用して学習成果の獲得状況が把握されている。これらの科目は、卒業後の就職を具体的に想定した上での学習成果の獲得状況の把握であり、卒業までの残された時間で学生自らが身に付けるべき学習成果を明確化し、教員の適切な指導の下でそれらを獲得していけるように工夫されている。

また、学生には、自らが各科目において身に付けた学習成果を振り返り記録する『履修カルテ』を課している。このカルテでは、各科目の到達目標を基に学生自身が何を学んだかを記入するように指導しており、各科目の15回目の授業内(semester終了時)で実施されている。しかしながら、このカルテは学習成果の獲得状況の把握において有効に活用されている状況にはなく、各科目に点在する学生の業績(実習やボランティア活動等を含む)の集積を俯瞰できるポートフォリオとしての機能を充実させると共に、「到達度マトリックス」や「学びの実感調査」、「授業評価」と共に有効活用することが求められる。

学生調査では学生部が『学生生活に関するアンケート調査』(提出-26)を毎年(1月)に全学生を対象に実施し、学生の様々な環境の把握に努めている。アンケートでは、「基本情報(属性)」「日常生活」「経済状況」「大学生活」「交流関係」「授業・学習」「進路・就職」「自由記述」という項目毎に設問を配置し、学習成果の獲得状況を把握するための基礎となるデータを収集している。これらのデータは、エンロールマネジメントの基礎情報としてだけでなく、後述する[基準Ⅲ-B 物的資源]の改善にも寄与している。

同窓生に対しては、卒業後1年目に関してのみ就職先への御礼訪問も兼ねて聞き取り調査(抽出)を実施している。また、雇用者(企業や幼稚園・保育園・施設等)への聞き取り調査は、学科独自に実施している場合と、キャリア支援センターで実施している場合があり、それぞれが調査結果を保有している。また、ほぼ全ての学生が企業へのインターンシップや保育現場への実習に参加し、平成30(2018)年度の就職率は、総合生活キャリア学科が98.2%、幼児教育保育学科が100%となっている。

このように、本学では学習成果の獲得状況の量的・質的データを蓄積してきてはいるが、それらが各部・学科等に点在しており、統合的に活用し評価していくことが求められる。また、データの公表に関しては、就職率以外のデータは「ラウンドテーブル」の参加者のみにしか公表されていないのが現状である。

なお、本学において令和元(2019)年度現在、留学を希望する学生はいないが、令和2(2020)年度からは幼児教育保育学科で「保育英語コース」が新設され、短期留学のプログラムが検討されている。

【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8の現状＞

本学では、卒業生の進路先からの評価を得るために、キャリア支援センターを中心に、札幌市近郊の就職先を訪問し、対面調査（抽出）を実施している。訪問先では卒業生の状況について雇用者（採用または人材育成担当者等）から「卒業認定・学位授与の方針」に即した質問項目に沿って聞き取り調査を実施し、その結果は書面に記録され、キャリア支援センターに報告される。この報告は二つの学科で独自の書式となっており統一はされていないものの、次年度の就職指導の基礎資料として活用されている。さらに、令和元（2019）年度からは、この報告書の内容は「ラウンドテーブル：人材育成部会」（以下参照）でも活用され、進路先からの意見聴取のエビデンスとしても活用されている。

【「ラウンドテーブル」：人材育成部会での発言内容の抜粋】

- ◇課題解決や自分で変化していく努力する姿勢や思考を求めたい。（一般論）
- ◇会社のルール（コンプライアンス）を意識した働く姿勢が求められる。（一般論）
- ◇先生になりたいという本気度が感じられない学生が増えている。（本学）
- ◇四大卒の学生は知識が高くその知識に頼る傾向があるが、短大生は素直であることが高評価である。（本学）
- ◇日々、新しい事や教材作りの改善点をみんなで模索する中で、自分の意見が言えない学生が多い。（本学を含む一般論）
- ◇0-1歳児だと保護者とノートのやりとりがあるが、そういった文章が書けない卒業生がいる。（本学を含む一般論）
- ◇コミュニケーションや接遇マナー（挨拶、接客など）ができない学生がいる。（一般論）
- ◇本学の幼児教育保育学科は、他学と比較し、大学教員と学生との関係がしっかりと構築され、学生任せにしない就職教育が施されているイメージが強い。（本学）
- ◇カリキュラム・ステップによる人材育成に問題はないが、その中身が社会の変化に合わせ拡大している。例えば、Step2は色々な園児がいるので福祉的視点からの学びが必要。Step3は感情のコントロールの中での保育方法、Step4は無償化による多様な保護者対応など。（本学）
- ◇事務時間の効率性により、報告書などが紙媒体からPCに一部変化している。文章能力とPC能力も求められる時代になっている。（一般論）
- ◇雑談ができる教養が必要である。（本学）

これらの発言内容は「卒業認定・学位授与の方針」に沿った発言内容であるとはいえ、多岐多様に渡っている。これは、卒業後評価までを取り入れた改善のPDCAサイクルの構築の難しさを示している。

一方、本学では進路先の雇用者だけでなく、被雇用者である卒業生からも就職後に感じている課題や本学で学ぶべきであったと感じている教育成果について、客観的に把握する取組を実施している。その具体的な動きとして、キャリア支援センターで構成する教員7名（大学所属教員を含む）が中心となり、令和元（2019）年度、学内奨励研究『ビジネス社会から見た本学キャリア教育科目の検証と外国人キャリア教育に向けた提案』（研究代表者：千葉里美）（備付-7）が行われた。この研究は、本学の卒業生が就職している企業等（保育所・幼稚園等を含む）100社をキャリア支援センターが抽出し、本学の卒業生に対して、企業等から求められる能力について調査することで、本学の教育の質保証に向けたカリキュラムの改善に資するためのエビデンスを得ることを目的とした調査研究である。（対象企業等：100社 有効回答人数：158人ただし、1社からの複数回答を含む）

アンケートは、就職先で重要とされる能力を18項目に分け、その必要性を5段階の尺度評価で把握する方法でデータ集約した。その結果、「仕事を進める上での基本動作ができること（挨拶、アポ取り、指示命令の受け方等）」という指摘が「4.49」と最も高かった。そこで、これまで「挨拶、アポ取り」等のビジネスマナー教育にあまり時間を割いてこなかった幼児教育保育学科2年生の令和2（2020）年度『キャリア基礎演習』（必修）という科目のシラバスに、「現役保育士の課題と社会人としてのマナー」という内容がシラバスに反映された。

また、卒業後の学生が学科の教員との繋がりを保っている場合も多く見られ、その繋がりの中で学習成果の獲得状況の確認や、卒業生の進路先からの評価について把握できることもある。これらの情報は、毎月開催される学科会議で共有されており、学科の教育活動の改善に随時活用されている。さらに、インターンシップや実習先の巡回指導訪問の際に、卒業生と接する場面がある。その際にも、卒業生から学習成果の獲得状況や進路先からの評価を把握することができる。このような情報は非公式ではあるものの、学習成果の獲得の改善に有益な情報も多くある。

このように本学では、卒業生の進路先からの評価を得るために、キャリア支援センターを中心に就職先への対面調査と卒業生向けに紙面による標本調査を実施し、さらに「ラウンドテーブル」でさらにこれら二つの調査結果を基に人材育成に関する学習成果の点検と改善を行っている。

なお、「卒業認定・学位授与の方針」に沿った人材が活躍しているかどうかは、学科の教員だけでなく、キャリア支援センターの職員も可能な範囲で加わることが検討されている。これは、当事者同士の聞き取り調査では得られない第三者の視点に期待するためであり、学科の教員とこれまでの就職先訪問の実施状況の共通理解を図りつつ、より客観的な量的・質的データを得られるよう、キャリア支援センターを中心に検討されている。

また、本学では、「教育の質向上のためのPDCAサイクル」及び「学習成果の質向上のためのPDCAサイクル」が機能しているものの、学生の卒業後評価までを取り入れた改善のPDCAサイクルは仕組みとして明確化するには至っていない。そのため、進路先の雇用者と被雇用者の両者から聴取した量的・質的データを基に、学習成果の点検に活用するためのPDCAサイクルの構築が必要となっている。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

◇卒業後評価の方法の抜本的な見直しとエンロールマネジメントに立った教育課程の改編

本学では、『札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部の三方針に基づく点検・評価規程』に基づき、外部評価も取り入れながら、教育課程編成と定期的な点検を実施している。これについては、[基準Ⅰ-C-1] 先述した仕組みと同様である。ただし、[基準Ⅰ-B-3] で述べた、幼児教育保育学科では、令和元（2019）年度に教育職員免許法・同施行規則の改正に伴う再課程認定と、保育士養成施設の修業教科科目及び単位数と履修方法の変更が全国的に実施されたことにより平成 28（2016）年度から実施してきた教育課程に、科目の新設や名称変更、期別配置の変更が施された。そのために「カリキュラム・ステップ」という教育課程編成に関する学科独自の工夫の一部が当初の想定とは異なる状況になっていることから、教育課程の早急な検討が課題である。

また、「ラウンドテーブル」の「人材育成部会」では、「卒業認定・学位授与の方針」に沿った発言内容であるとはいえ、卒業生の学習成果については多岐多様な意見があることがわかった。これは、卒業後評価までを取り入れた改善の PDCA サイクルの構築の難しさを示している。そのため、カリキュラムの点検と改編のためには、卒業後評価を抜本的に見直すと共に、入学前の学生の学びのニーズから卒業後までを見越したエンロールマネジメントの考え方を取り入れることも課題である。特に、幼児教育保育学科においては、前回の認証評価時と比較すると、定員充足率が低下していることから、本課題への早急な対応が必要である。

◇適切なエビデンスと評価に基づく「単位の実質化」

両学科に共通する課題として、「単位の実質化」という課題がある。これについては、CAP 制と共に、学習成果の獲得状況を勘案し、社会からの人材養成への意見を取り入れながら取り組んでいかなければならない課題である。

なお、「単位の実質化」は、適切なエビデンスを用いて取り組まなければならない課題である。「到達度マトリックス」によれば、総合生活キャリア学科は幼児教育保育学科はよりも評価平均は低い傾向にある。しかし、「学びの実感調査」では、両学科とも 2.5（1～4 の中央値）を超えており、2 年間の学びで学生が教養教育の成果を実感できていることがわかる。ただし、これをもって「単位の実質化」が達成されていると判断はできない。なぜなら、教養教育と専門教育の関連性や教育効果についての測定は実施されておらず、各科目の評価平均（到達度マトリックス）と「学びの実感調査」の数値もこれらが紐付いた測定には至っていないからである。

したがって、「単位の実質化」のためには、CAP 制の議論はもちろんであるが、適切なエビデンスとは何かについて、ステークホルダーを巻き込んだ議論を進めていくことが課題である。

◇国語の基礎的能力を担保する入学者選抜方法の策定

「一般試験入学」では、現行制度では国語と英語の 2 科目を設定しており、出願時には 2 科目受験とし、採点後に高得点の科目を判定に使用する場合と、出願時から 1

科目を選択して受験する場合の二通りが可能になっている。そのため、英語 1 科目での受験の可能性もあり得る。この点については、入学者選抜の判定に高等学校の調査書の国語の評価も加味していることから、直ちに選考基準を改定する必要性はないが、高等学校の意見も取り入れながら、中長期的展望の中で「三つの方針」との整合性を図りながら改善していくことが課題である。

◇学習成果に基づく授業改善の方法の策定

本学では、『札幌国際大学短期大学部教員の授業改善に関する規程』（備付-規程集 153）に基づいて実施される「授業評価」において、評価点が 3.0 未満の教員に対しては、授業改善計画書の提出や、学長が指導や助言をすることになっている。ただし、改善指示の根拠となる数値（評価点）は、学習成果そのものを表した数値ではない。したがって、学習成果の数値化を加味するなどして授業改善の方法を改善していくことが課題である。

◇点在する各種データの一元管理化と情報開示

本学では学習成果の獲得状況の量的・質的データを蓄積してきているが、それらが各部・学科等に点在しており、統合的に管理・開示されていない。また、データの公表に関しては、就職率以外のデータは「ラウンドテーブル」の参加者のみにしか公表されていないのが現状である。様々な改善の PDCA サイクルを実施していくためには、その根拠となるエビデンスが適切に管理され、適時適切に情報開示される体制が必要である。そのためには、IR 部門の早急な実働が課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

総合生活キャリア学科には「コース」や「ユニット」「学科スタンダード」、幼児教育保育学科には「カリキュラム・ステップ」といった教育課程編成上の工夫が見られる。これらは、各学科が 2 年かけてボトムアップ方式で創り上げた成果であり、本学の特色ある教育課程を支えている。

しかし、その一方で、社会からの要請に対応する迅速性は高まる一方であり、免許・資格制度（幼児教育保育学科）の改正とも相俟って、外部評価を取り入れながら比較的短い期間での各種の査定（アセスメント）が必要である。そこで、このような現状に対応できる仕組みの一つとして「ラウンドテーブル」を活用した PDCA サイクルをスタートさせた。

なお、幼児教育保育学科では、令和元（2019）年度に教育職員免許法・同施行規則の改正に伴う再課程認定（認可済）と、保育士養成施設の修業教科科目及び単位数と履修方法の変更が全国的に実施されたことにより平成 28（2016）年度から実施してきた教育課程は、設計当初の教育課程には無かった科目の新設や名称の変更、期別の配置が一部変更された。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料 7. SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 CAMPUS GUIDE (在学生向け) [令和元(2019)年度] p.6~17、p.34~43、4. SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 STUDY GUIDE[令和元(2019)年度]、27. 2019年度入学手続書類一式 [令和元(2019)年度]、28. 2020年度 入学手続書類一式 [令和2(2020)年度]、29. 2019 入学手続要項 [令和元(2019)年度]、30. 2020 入学手続要項 [令和2(2020)年度]、26. 学生生活に関するアンケート調査、31. 2019年度 札幌国際大学 [特別入学(外国人留学生入学)] 募集要項 [令和元(2019)年度]、32. 2020年度 春学期 [特別入学(外国人留学生入学)] 入学試験要項 [令和2(2020)年度]、33. 2020年度 [特別入学(外国人留学生 渡日前入学)] 入学試験要項 [令和2(2020)年度]、18. 札幌国際大学短期大学部自己点検・評価報告書[平成25(2013)年度]

備付資料 8. 新入生のための「学研災付帯学生生活総合保険」のご案内、9. 入学前課題 [令和元(2019)年度]、10. 入学前課題[令和2(2020)年度]、11. 新入生オリエンテーション実施計画 [令和元(2019)年度]

備付資料-規程集 150. 授業実施規程、152. 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部優秀授業実践教員表彰に関する規程、153. 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部教員の授業改善に関する規程、56. 学校法人札幌国際大学文書保存規程、119. 学生表彰規程、22. 札幌国際大学短期大学部学則施行細則第30条、27. 札幌国際大学短期大学部事務分掌規程第11条、201. 札幌国際大学学生サポートセンター規程第2条、193. 札幌国際大学キャリア支援センター規程

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援

を行っている。

- ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピューターを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピューターの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピューター利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

本学では、各科目で獲得可能な学習成果を到達目標に掲げ、その成績評価の方法・基準をシラバスに明記している。シラバスは電子媒体化されており、初回の授業で紙媒体にして配布または Web 上で閲覧してもらい、当該科目が 15 回の授業を通して獲得できる学習成果や成績評価の方法・基準を学生に周知している。また、教員は毎回の授業でその回の到達目標を学生に示した上で授業を実施し、その科目の特性に応じた適切な評価方法と基準を用いて、毎回あるいは数回毎に学習成果の獲得状況を把握している。

各科目で最終的に獲得できる学習成果は、[基準Ⅰ-B-2]で示したように〈態度・姿勢〉〈知識・教養〉〈技術・技能〉に三区別され、「学習成果マトリックス」として整理されている。そして、これに科目毎の評価平均値を表示し、「到達度マトリックス」として学習成果の獲得状況が学科全体で俯瞰できるように資料化されている。

さらに教員は、学生に対して実施する「授業評価」により定期的に授業の実施方法に関する評価を受けている。このアンケートでは、学生自身の授業への取組の尺度評価（5段階）と、授業に対する尺度評価（5段階）の両方を併置しており、下記の評価項目を設定している。また「授業評価」は、各教員の専門性を考慮した上で、統計的に有意となる標本数になるよう、受講学生が最も多い科目を実施対象としている。なお、「授業評価」についてはこれまでも『授業実施規程』（備付-規程集 150）第 13 条で触れられていたが、アンケートの内容や目的に関しては明記されていなかったため、令和 2（2020）年度内に規程に条項を追加することとなった。（令和 2（2020）年 7 月追加予定）

◇学生自身の授業への取組

- ① 授業の欠席回数
- ② 参加意欲
- ③ 受講態度

◇授業に対する評価

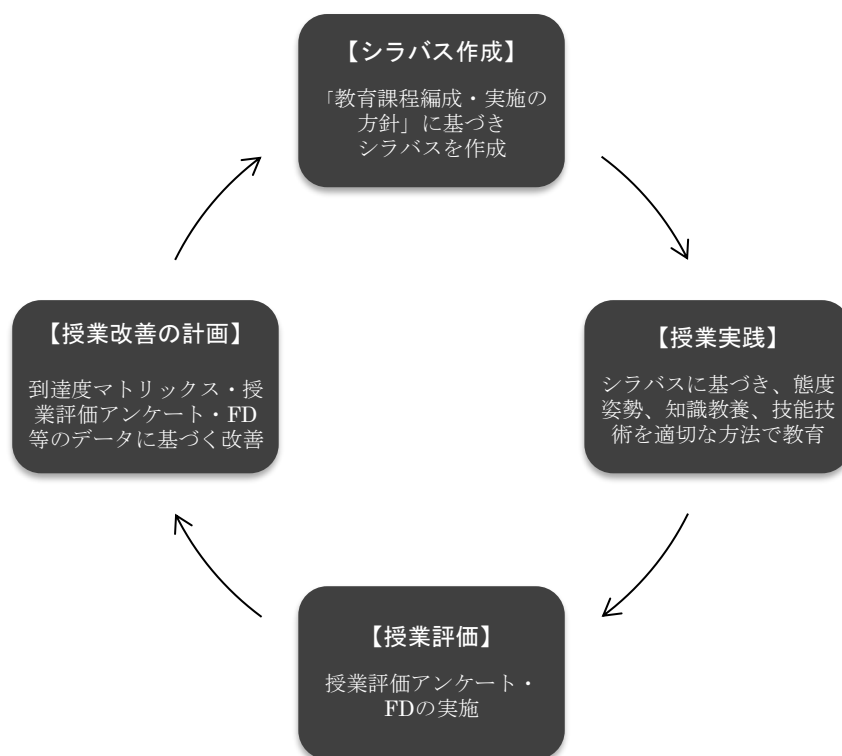
- ①授業はわかりやすいか
- ②教員の声は聞き取りやすいか
- ③教員の熱意はあるか
- ④教室内の秩序は保たれているか
- ⑤教材・配付資料の使い方は良いか
- ⑥知識や技能は身についたか
- ⑦授業に興味を持てたか、刺激されたか
- ⑧質問はしやすいか
- ⑨総合的にこの授業に満足しているか

この「授業評価」では、教員個々の尺度評価と教員全体の平均値が評価項目毎にレーダーチャートで表される。そして、この「授業評価」には自由記述欄も設けられており、授業に対する尺度評価と併せて教員自らの授業改善に活用されている。また、統計的に処理された「授業評価」の結果については、その評価に対する教員のコメントと共に本学公式ホームページ上で公開されている。

「授業評価」の結果は、『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部優秀授業実践教員表彰に関する規程』（備付-規程集 152）による表彰の基準項目（評価点 4.8 以上）の一つにもなっており、春学期と秋学期の年 2 回の表彰に活用され、優秀授業実践表彰を受けた教員の授業は授業参観の推奨授業にも指定される。また、「授業評価」の評価点が 3.0 に満たない場合は、『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部教員の授業改善に関する規程』（備付-規程集 153）に基づき、授業改善計画書を提出した上で授業を改善することが定められている。

一方、授業内容についての教員間の相互理解や授業方法の改善を目的に、年 2 回（6 月・12 月）に授業公開と授業改善 FD も実施している。授業公開は全教員が実施することが原則となっており、授業参観後は学科毎に FD を実施し、その都度テーマを設定し具体的な授業改善の方法や授業内容の共通理解に活用されている。

このように、本学では学習成果の獲得について、「到達度マトリックス」（科目の到達目標と評価平均）と「授業評価」の両面から量的・質的データを把握した上で、全教員自らが自己点検し組織的に授業改善に取り組む PDCA サイクルを構築している。



【全教員参加型の授業改善のPDCAサイクル】

次に、本学では学生へのサポートの一つとして、アドバイザー制度を取り入れている。この制度は、学生一人ひとりに担当の教員（＝アドバイザー）を配置し、学習、進路、学生生活等についての相談に応え、支援していく制度である。具体的には、下記の支援を主に担当することが『SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 CAMPUS GUIDE（在学生向け）』（提出-7）に記されている。

◇学習に関すること

履修登録に関する相談、学習の進め方等に関する相談、資格取得に関する相談など

◇進路に関すること

就職に関する相談、進学に関する相談、休退学に関する相談など

◇学生生活に関すること

奨学金に関する相談、クラブ・同好会に関する相談、日常生活の諸問題についてなど

アドバイザーとの面談は、アドバイザー教員が学内にいる時間であればいつでも可能としており、履修登録時と成績不振（再試験、単位不認定等）の場合は必ずアドバイザーとの面談が必要であることを『SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 CAMPUS GUIDE（在学生向け）』に記している。また、アドバイザーは、学生と調整の上で定期的な面談を実施しており、入学時から卒業まできめ細かく支援している。

さらに、学生の授業の出席状況については、オンラインで随時把握できるシステム（Campus Plan）が導入されており、月例の学科会議において教員間で情報共有される。

したがって、アドバイザーだけが担当の学生を様々角度から支援するのではなく、学科全体で学生の学習成果の獲得を支援していける体制となっている。

なお、学習成果の獲得を支援する仕組みは、アドバイザー制度の他に、「学生サポートルーム」や保健室、学生相談室、教育支援センター、教務課、学生課、総務課、キャリア支援センター、入学センター、広報課などがあるが、これらについては、[基準Ⅱ-B-2]以降で詳述する。

事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。教務課職員は全学生の成績管理、学生課職員は奨学金の受付業務等、教育支援センター職員は出席状況・単位修得状況に基づく指導、キャリア支援センター職員は学生の成績を参考にして学生の就職支援をおこなう職務の中で、学習成果を認識し、教員と連携をとりながら、各学科の学習成果の獲得に貢献している。

事務職員は各学科の教育目的・目標に関わる業務を担当し、教員と連携を取り合っただけで教育目的・目標の達成に努めている。従って所属部署の職務を通じて各学科の教育目的・目標の達成状況を把握している。

教務課職員は、『SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 STUDY GUIDE』（提出-4）に示す年間計画に基づき、計画的に学生に対して履修及び卒業に至るまでを支援している。オリエンテーションでは、教員と連携して教育課程の説明、履修計画の作成、履修方法、学生生活に関するガイダンスの計画を策定している。

科目担当教員により入力された成績データは、教務課職員が確認し成績の根拠資料と共に、『学校法人札幌国際大学文書保存規程』（備付-規程集 56）の定めに基づき適切に保管している。なお、成績記録は、電子データとしてデータベースに保管しており、教職員には権限を付与したユーザーアカウントを与えて管理している。

本学図書館は、専門的知識をもった専属の職員が学生の学習成果の獲得や向上を支援できる環境が整備されている。そして、専属の職員は次のようなガイダンスやイベント等を通じて、具体的な支援や工夫をしている。

【新入生図書館ガイダンス】

◇入学直後に1コマ（90分）を使い、図書館利用ガイド等の資料を用いての図書館ガイダンスを実施している。内容は、館内案内、開館時間、貸出・返却、OPAC使用の実際、リクエスト方法等の説明他で、直ぐに図書館を利用できるように配慮したガイダンス内容となっている。

【文献・検索ガイダンス】

◇希望するゼミ（アドバイザー・グループ）単位で実施しているガイダンスである。図書館で利用可能な電子的情報資源（電子書籍、データベース等）に係る詳細な利用説明、文献取り寄せの方法等について、具体的な事例を挙げて説明している。

【書評・評論コンクール】

◇年1回開催される、読書機会の提供や文章に表現する力を身につけることを目的とした読後感想のコンクールである。

【ゼミ学修・研究内容発表展】

- ◇日頃の授業やゼミ活動の成果を図書館本館にてポスターセッション等の形式で発表する。
- ◇総合生活キャリア学科の『プレゼンテーション演習』という授業の中で取り組んだ優秀作品を展示する。
- ◇幼児教育保育学科の『保育プロジェクト演習』という授業中で取り組んだ主体的な学習活動の成果を発表展示する。

【学科教員による推薦図書】

- ◇春学期と秋学期の各学期始めに、所属学科教員による推薦図書を新規購入し、購入した図書を、学科別にコーナーを設けて配架する。

【リクエスト制度】

- ◇学生は、図書館で所蔵していない学術書等をリクエストできる。リクエストして購入が決定された図書は、その学生が優先的に借りることができる。

【日常的取組】

- ◇学生からの照会に基づき、文献所在調査や利用指導を個別に実施している。
- ◇本学公式ホームページや学内ポータルサイト等により、新着図書案内(毎月1回)、企画展案内、図書館行事案内等の情報発信を日常的に実施している。
- ◇新着図書展示、学科推薦図書展示、シラバス参考図書展示、ベスト本展示、北海道関連図書展示など、直感的に利用しやすいような配架を工夫している。

【施設・設備の整備】

- ◇リラックスして利用できるよう第二閲覧室をリニューアルした。(平成30(2018)年12月)
- ◇障がい者でも利用しやすいよう環境整備(エレベーター設置、バリアフリー化、リーディングルーペ等の支援用品の整備等)が成されている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添

削等による指導の学習支援の体制を整備している。

- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

教職員は学習成果の獲得に向けて組織的に学習支援をしている。ただし、量的・質的データに基づいた学習支援の方策に関しては、未整備な部分がある。なお、留学生については、本学では受け入れていない。

本学では合格者に対して、「誓約書」「個人票」「健康調査票」等が綴られた『入学手続書類一式』（提出-27～28）が送付される。入学手続きが完了すると、入学予定者に対して「学納金の納入について」「入学式のご案内」「学生生活について」「入学前と入学後の健康管理について」「個人情報の取り扱いについて」「日本学生支援機構奨学金について」「入学辞退について」といった内容が綴られた『入学手続要項』（提出-29～30）が郵送され、この冊子と共に「入学手続きに関する入金確認のお知らせ」「入学までの案内について」「新入生のための「学研災付帯学生生活総合保険」のご案内」（備付-8）という文書も郵送される。「入学までの案内について」という文書では、①入学式 ②入学までの提出書類 ③本学独自の奨学金制度が案内されている。また、「新入生のための「学研災付帯学生生活総合保険」のご案内」では、学生が学生生活の中で遭遇する交通事故や賠償事故への備えを促し、学生生活を安心して送ることができるよう、全員加入を推奨している。

また、入学手続き要項には、学科独自の『入学前課題』（備付-9～10）も同封され、入学までに準備すべきことや心構えなどが示される。

入学後は、直ちに「新入生オリエンテーション」（備付-11）が教務部・教務課及び学科の主催で、内容を分散させ3日間の日程で実施される。このオリエンテーションの1日目は入学式の終了後同日開催されるほか、2・3日目は翌日と翌々日に下記の内容で実施される。（学習、学生生活に関するものを抜粋）

【新入生オリエンテーション1日目】

- ◇学生証、学生番号、教室表示について
- ◇定期券の購入方法について
- ◇奨学金貸与・給付の就学支援等のガイダンス案内

[配布物]学生証、『SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 CAMPUS GUIDE（在学生向け）』、新入生オリエンテーション日程表（詳細日程）、日本学生支援機構奨学金採用候補者説明会に関する案内、学内WiFiに関する案内チラシ、Microsoft Office 学割プランに関するチラシ、住民票の異動と選挙権（投票方法）に係る周知啓発のチラシ

【新入生オリエンテーション2日目（前半）：キャンパスガイダンス】

◇学生生活について①『SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 CAMPUS GUIDE』（在学生向け）

- ・アドバイザー制度
- ・保健室、学生相談室
- ・各種手続き窓口案内、定期券など
- ・学生への連絡方法（掲示、学生ポータルサイト）
- ・大学生活のルールとマナー（入学時の誓約事項等）
- ・学生ロッカーの使用法
- ・その他の注意喚起（アルコールハラスメント、薬物、SNS利用）

◇学生生活について『SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 CAMPUS GUIDE（在学生向け）』

- ・キャンパスマップ
- ・図書館、その他の施設
- ・クラブ、同好会

◇奨学金について（学生支援機構及び本学独自の奨学金制度等）

◇こころと身体アンケート（学生サポートルームから）

【新入生オリエンテーション2日目（後半）：履修ガイダンス】

◇短大での学びについて

- ・年間計画
- ・授業科目、単位制度と学修時間
- ・卒業のために必要な要件

◇履修について

- ・履修登録スケジュール、履修の流れ、アドバイザー
- ・履修計画の立て方、履修のルール、シラバス

◇授業について

- ・セメスター制度、授業時間、受講上の注意（マナー等）
- ・休講、補講、教室変更の連絡方法
- ・授業の出欠、公認欠席の取り扱い

◇試験について

- ・授業内試験、定期試験、追試験、再試験について

◇成績評価と単位の認定について

- ・成績評価基準
- ・GPA制度
- ・成績評価の確認方法

◇学生用WEBサービスについて

- ・WEB履修申請
- ・学生カルテ
- ・履修、出欠席状況の照会方法

◇履修計画について

- ・時間割とシラバスの説明
- ・履修上、注意を要する科目（『コンピューターリテラシー』『情報処理演習』）
- ・資格の取得方法

◇教育目標、教育課程の仕組みについて

◇インターンシップについて

◇キャリア支援について

〔配布物〕『SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 STUDY GUIDE』、授業時間割、教科書販売リスト、定期健康診断の受け方、学研災のしおり、学研賠のしおり、札幌国際大学海外留学・海外研修プログラム、English Village（英語に関する学内研修制度）について、旅行業務取扱者試験対策特別講座について、英語多読プロジェクト、学生相談室便り『にじいろ』（備付-11）、一気飲み防止チラシ、デートDV防止チラシ、実務士資格について、学生サポートルームについて、図書館利用ガイド、図書館開館日程表、進路決定に関するアンケート調査（本学を選択した理由）、インターンシップについて（総合生活キャリア学科のみ）、絵本申込書（幼児教育保育学科のみ）、保育士修学資金等貸付の募集について（幼児教育保育学科のみ）、学生広報スタッフ募集について、通学シャトルバスについて、こころとからだの質問票、学園広報紙『創風』（備付-11）

【新入生オリエンテーション3日目】

◇各学科において、前日までの内容のフォローアップ対応

◇アドバイザー・グループ毎の自己紹介や質問対応

さて、本学では入学時のオリエンテーション実施後、1ヶ月程度を目安に各学科のアドバイザーによる個人面談を実施している。この面談では、主に、学習に関することと生活に関することについて学生が困難を感じていないかどうかを把握している。そして、基礎学力の不足やその他の修学上の困難が認められた場合は、学科会議で対応を協議の上、学生サポートルーム、学生相談室や保健室等と連携を図りながら、教職員がチームで当該学生の支援にあたっている。

一方、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や支援は、特に実施していないが、学習成績が顕著であった学生については、『学生表彰規程』（備付-規程集 119）に基づき、年度末に学長から表彰し、副賞として当該年度の授業料10万円を減免（ただし、付帯条件あり）し、間接的ではあるが、学習環境の支援をしている。

なお、学習成果の量的・質的データは、各科目の評価平均や教育支援センター（令和2（2020）年度より全学共通教育部に改組）で科目毎に集計され、教員の授業改善に活用される他、「ラウンドテーブル」等の外部評価のエビデンスとしても活用されている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

本学が毎年実施している『学生生活に関するアンケート調査』によれば、本学の学生支援制度（履修、試験、部活等の支援）に対しては、73.9%が「満足」「やや満足」と回答している。また、奨学金等の学費援助制度の相談や支援体制については、61.1%、健康保健サービス（心身の健康に関する相談等）については、62.0%が「満足」「やや満足」と回答している。また、平成30（2018）年度から開設した、学生サポートルームについては、61.5%が「満足」「やや満足」と回答している。さらに、本学の学生支援制度全体に対する満足度は、総合生活キャリア学科では、78.7%、幼児教育保育学科では85.5%が「満足」「やや満足」と回答している。

また特筆すべきは、本学の教育環境の根幹を成す講義教室の設備に関する満足度の経年変化が、平成29（2017）年度：67.2%、平成30（2018）年度：74.1%↑、令和元（2019）年度：83.1%↑と大幅に満足度が高まってきている点である。（「満足」「ほぼ満足」と回答した数値の2学科合計値）

これらの満足度の成果はこの令和元（2019）年度までの3年間に、事務組織が改組されたことに加え、学生の声を迅速に反映させるために、教職員による学生の大学生生活満足度の向上に繋がるFD・SDの実施を継続してきたことが功を奏していると考えられる。

本学では学生の生活支援は、学科の教員によって学生一人ひとりを支援するアドバイザー制度を基盤に、教員によって構成される学生部、職員によって構成される学生課を整備している。また、これらの組織と綿密な連携を図りながら、「学生サポートセンター」が整備され、その中に学生サポートルーム、学生相談室、保健室の3部門が配置され、それぞれ下記の業務を担当し、様々な側面から学生自らが状況に応じて適切な生活支援が受けられるように複線的な支援体制を確立している。

また、学生への支援体制については、『SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 CAMPUS GUIDE（在学生向け）』によって書面で学生に提示され、春学期（入学時）や秋学期のオリエンテーションの際に説明されている。

【学生部】

『札幌国際大学短期大学部学則施行細則』（備付-規程集 22）第 30 条により、教員によって組織され、学生の生活及び厚生等に関することに当たることが定められている。職員組織の学生課と連携を図りながら、学生の生活支援を総合的に担当している。

【学生課】

『札幌国際大学短期大学部事務組織分掌規程』（備付-規程集 27）第 11 条により職員によって組織され、学生生活全般からクラブ活動、学友会などの学生の主体的な活動、通学支援や奨学金の相談支援、健康管理やメンタルヘルスに関する相談等に関する支援までを、教員組織の学生部と連携を図りながら総合的に担当している。

【学生サポートセンター】

学生の心身両面の健康増進及び修学支援の充実を図ることにより、質の高い教育環境の保障及びその一層の向上に資するために設置し、下記の3部門を置いている。

◇学生相談室

『札幌国際大学学生サポートセンター規程』（備付-規程集 201）第 2 条に基づき、心理相談部門を担っている。

◇保健室

『札幌国際大学学生サポートセンター規程』第 2 条に基づき、健康支援部門を担っている。

◇学生サポートルーム

『札幌国際大学学生サポートセンター規程』第 2 条に基づき、修学支援部門を担っている。

本学では、学生の交通費負担の軽減を図るため、2 台の通学シャトルバスを所有し、最寄りの地下鉄駅（福住駅、南郷 18 丁目駅）からの無料送迎バスを運行している。また、学内には屋根付きを含む 200 台以上収容可能な駐輪場を設け、学生の通学環境を整備している。なお、乗用車の駐車スペースは十分に確保されているものの、交通事故防止の観点から学生の自家用車による通学は許可していない（社会人入学の学生を除く）。

また、本学の敷地内に入ってから、学内（総合情報館の地下シアターを除く）を車椅子で移動できるようエレベーターやスロープなどが設置されており、多目的トイレ

の設置も含めバリアフリー化が施されている。さらに、先述の学生サポートセンターが中心となり、授業を受ける際に合理的な配慮が必要な学生に対して、PC テイクによる情報保障や定期試験時の別室受験等の配慮といった個別の支援体制が整えられている。

留学生や社会人入学及び長期履修生については、受け入れ体制（提出-31～33）は整備されているものの、現在のところ、本学は受け入れ実績はない。なお、障がいを抱える学生に対する支援体制については、学生から学生サポートセンターへの申し出があった場合、個人情報に十分配慮した上で、「合理的配慮を必要とする学生」として教職員に周知され、学習上の不利益が生じないように万全の体制が整えられている。

なお、学生の社会活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）及び学業成績等で顕著な実績が認められた学生については、『学生表彰規程』に基づき表彰している。また、表彰された学生については、一定要件を満たした場合は当該年度の授業料の一定額を減免する副賞も授与している。

このように本学では、学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を教職員が一体となって様々な側面から組織的に支援している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学は総合生活キャリア学科と幼児教育保育学科の2学科を有し、その特性の違いから就職（進学）先が多岐多様にわたる。したがって、進路支援に際しては、きめ細やかな対応が必要となるため教員と職員が協力して学生の進路決定を支援するために、『札幌国際大学キャリア支援センター規程』（備付-規程集 193）に基づき、教職員が共同して学生の就職支援や調査統計を実施するためのキャリア支援センターを設置している。このセンターには、職員だけでなく2学科の教員も所属し、教育課程に位置づけられている『キャリア形成』『キャリア基礎演習』というキャリア系科目との連携を図りながら、組織的に就職活動を支援している。その成果は、総合生活キャリア学科では、就職率（内数：正規雇用比率）が、平成29（2017）年度98.2%（89.3%）、平成30（2018）年度98.2%（89.1%）、令和元（2019）年度91.8%（100%）、幼児教育保育学科では、就職率（内数：保育職比率）が、平成29（2017）年度100%（91%）、平成30（2018）年度100%（96%）、令和元（2019）年度100%（92%）という高い就職率と就職の質（正規雇用比率と保育職比率）に表れている。

また、総合生活キャリア学科では、一般事務、スポーツ、財団、非営利団体、観光、

行政などの様々な業種の企業等とインターンシップの協力関係を結び、長期休業などを利用したインターンシップによって、学生のうちに“経験値”を高める工夫をしている。このような取組が早い段階からのキャリア形成の意識高揚へと結びついている。

さらに幼児教育保育学科では、近年学生からの需要が高まっている公務員保育士受験対策について、本学からの費用を補助することで学外の専門対策講座を安価に受講することができる環境を整えている。

また、卒業後は札幌市内及び近郊の就職先を教員が訪問し、就労状況や本学の人材育成に関する意見また、卒業生からの進路支援に対する要望や卒業後になってから感じたことなどを聴取し、キャリア支援センター内で検討し、その分析結果を各学科へ通知している。また、就職先への聞き取り調査は、第三者的視点による客観的なエビデンスも重要であるため、総合生活キャリア学科では、本学の教員ではなくセンターの職員が聞き取り調査をするなどして、より信憑性の高い就職先の声の把握に努めている。幼児教育保育学科でも現在、教員以外の第三者による就職先への聞き取り調査が検討されている。

これらの調査結果は、本学の進路支援を客観的に把握するエビデンスとしてキャリア支援センター内で集約され、「ラウンドテーブル」ではこれを基にした本学の人材育成に関する議論が交わされている。そして、その議論の結果は、本学が独占するのではなく、本学のステークホルダーに広く還元され、地域社会全体で進路支援（人材育成）をする環境の醸成に寄与している。

このように、本学の進路支援は就職から卒業までの支援だけでなく、卒業後の学生の自発的なキャリア設計を見通した支援をしている。なお、進学・留学に関しては、希望する学生が極めて少ないため、必要に応じてアドバイザーを介し、個別に対応している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学生支援に関して喫緊の改善点はないが、内部質保証のPDCAサイクルと比較すると、第三者的視点によるエビデンスの確保が今後求められることが予想される。人材育成という観点からも、第三者による人材育成の評価に関する実証的取組が課題となってくることを予見しておく必要があると思われる。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価（平成25（2013）年6月）で提出した『自己点検・評価報告書』（提出-18）では、教育課程に関する行動計画として、「教養科目と専門科目のバランスの取れた人材育成を図ると共に、本学の充実したキャリア科目と教養・専門科目との連携

を一層深め、優れた社会人を輩出するよう努力する。」ことが掲げられ、多様な学生にも学習意欲を持たせる強い指導力の必要性が指摘された。このような指摘に基づき、総合生活キャリア学科では「コース」や「ユニット」「学科スタンダード」、幼児教育保育学科では「カリキュラム・ステップ」といった教育課程編成上の工夫を講じた新しい教育課程を、平成 26（2014）年度から 2 年かけてボトムアップ方式で創り上げた。これらの工夫は現在も本学の特色ある教育課程を支えている。

一方、学生支援の改善に関する行動計画としては、下記のとおり概念的な行動計画が掲げられたのみである。

「多様な学生の入学に伴い、授業の充実、入学制度の見直し、学習支援や生活支援の充実、キャリア支援の充実など、それぞれに課題があり、より一層の改善が求められている。全体として教育活動の改善を一つ一つ図るとともに、一人ひとりの学生について、その学生の課題を明確に捉えて、アドバイザーを中心に一層支援していく。」

このように、具体的な行動指針については掲げてこなかったこと、また認証評価の際にも指摘事項がなかったため、学生支援に関する改善の行動計画については、これまで具体的に検討されることが少なかった。そのため、学生支援に関しては、学科ではなく法人事務局の主導で、平成 29（2017）年度以降、『学生生活アンケート』から浮き彫りとなった様々な学生支援のニーズを把握し、下記の対応を進めてきた。

- ①スポーツ系部活動の環境改善（キャンパス内ランニングスペース、サッカー場の人工芝化、野球場の夜間照明施設の付設等）、
- ②学生の通学環境の改善（本学所有の通学バス 2 台の運行）
- ③本学独自の奨学金制度の拡充（生活困窮者及び学業優秀者への給付型奨学金）
- ④キャンパス内の無線 LAN（WiFi）の整備
- ⑤学生の修学支援に専門的に対応する学生サポートルームの新設
- ⑥学生のきめ細かな学生支援に対応するための事務職員の増員

これらは、『学生生活アンケート』で学生から寄せられた支援の要望に基づいている。今後は、学生支援に関する総合的な改善の仕組みづくりについては、令和元（2019）年度に設置された将来構想・企画室という大学と短期大学部の合同組織が担うことになっている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

前回の行動計画では、教養科目と専門科目のバランスの取れた人材育成が掲げられ、新しい教育課程が学科教員のボトムアップによって策定された。今後は、この教育課程が具体的にどのような人材育成に貢献しているかについて、各種エビデンスを基に検証していく必要がある。また、学生支援に関しては学校法人札幌国際大学（以下、「当法人」と表記）の経営的視点から法人事務局が主体となって精力的に進めてきたが、今後は将来構想・企画室を中心に、自己点検・評価活動と連動した PDCA サイクルで学生支援の改善が進めていけるような仕組み作りが急務である。なお、具体的には、

次の事項を今後の自己点検・評価の課題についての改善計画として掲げておく。

【改善計画①】

教育課程と人材育成の関係に関するエビデンスの収集方法を確立し、自己点検・評価委員会、三方針に基づく点検・評価委員会、将来構想・企画室の“内部質保証の三組織”の役割及び関係性を明確化する。

【改善計画②】

内部質保証の可視化を推進し、教育課程や学生支援の評価・改善を一元化した管理システムを入学センター、教務部、学生部、教務課、学生課、IR室、将来構想・企画室等が一体となって検討する。

【改善計画③】

学生支援に関する基礎データとして活用されている『学生生活アンケート』の結果を適時・適切に反映し、迅速な学生支援が実施できるような、学生支援に関するPDCAサイクルを構築する。

【改善計画④】

教育課程（シラバスや成績評価等）が短期大学部として適切に運用されるようにするために、大学と共有化されている教務部の組織上の諸課題を整理し、校務分掌として大学から分離独立化することの検討を将来構想・企画室を中心に進める。

【改善計画⑤】

教育課程と学生支援に関する改善を図るための組織、学生が伸びるための教授法、アクティブ・ラーニングなどの新たな教育手法等について、FDやSDなどを通じて理解を深め、教務部や学生部、将来構想・企画室等が連携して検討を進める。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】**[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]****<根拠資料>**

提出資料 13-2. 本学公式ホームページ [大学案内] [札幌国際大学短期大学部教育課程編成・実施の方針] http://www.siu.ac.jp/01sougou/policy_b/95.html、7. SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 CAMPUS GUIDE (在学生向け) p.95

備付資料 12. 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部における公的研究費不正防止に関する基本方針、13. 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部における競争的資金の間接経費使用に関する基本方針、14. 札幌国際大学紀要[平成 29 (2018) 年度]、15. 札幌国際大学紀要[平成 30 (2019) 年度]、16. 札幌国際大学紀要[令和元 (2020) 年度]

備付資料-規程集 31. 学校法人札幌国際大学就業規則第 10 条、33. 学校法人札幌国際大学特任教職員就業規程、89. 札幌国際大学短期大学部教員資格審査基準及び資格審査規程、32. 学校法人札幌国際大学教員任期規程、60. 学校法人札幌国際大学教育研究費内規、61. 奨励教育・研究費助成に関する規程、83. 研究倫理規程、82. 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部研究活動上の不正行為防止に関する規程、81. 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部公的研究費運営・管理規程、80. 学校法人札幌国際大学公益通報者の保護に関する規程、169. 紀要編集委員会規程、62. 紀要論文投稿規程 63. 紀要論文執筆要領細則、48. 学校法人札幌国際大学海外研修規程、49. 学校法人札幌国際大学海外研修者選考基準、174. 札幌国際大学短期大学部 FD 委員会規程、25. 学校法人札幌国際大学事務組織分掌規程、26. 札幌国際大学事務組織分掌規程、27. 札幌国際大学短期大学部事務組織分掌規程、185. 札幌国際大学図書館事務組織分掌規程、65. 札幌国際大学危機管理規程、66. 学校法人札幌国際大学防災管理規程 (消防計画・防災計画)、57. 学校法人札幌国際大学個人情報保護規程、58. 学校法人札幌国際大学特定個人情報取扱規程、175. 学校法人札幌国際大学 SD 委員会規程、34. 学校法人札幌国際大学契約職員就業規程、35. 学校法人札幌国際大学臨時職員就業規程、36. 学校法人札幌国際大学招聘教員就業規程、37. 学校法人札幌国際大学非常勤講師就業規程、38. 学校法人札幌国際大学育児・介護休業等に関する規程、39. 職員の土曜日交替制休日取得に関わる実施要領、40. 学校法人札幌国際大学ハラスメントの防止等に関する規程、41. 学校法人札幌国際大学給与規程、42. 学校法人札幌国際大学特任教職員に関する給与内規、43. 学校法人札幌国際大学非常勤講師の給与内規、44. 学校法人札幌国際大学職務手当支給規程、45. 学校法人札幌国際大学教職員退職手当規程、46. 学校法人札幌国際大学退職手当支払に伴う取扱要領、60. 学校法人札幌国際大学教育研究費内規、61. 奨励教育・研究費助成に関する規程、71. 学校法人札幌国際大学慶弔規程、96. 学校法人札幌国際大学教職員人事考課規程、97. 学校法人札幌国際大学賞罰委員会設置規程、99. 学校法人札幌国際大学教職員の労働組合法第 2 条第 1 号に規定する職員の範囲を定める規程、100. 学校法人札幌国際大学教員の経験年数換算基準 (内規)、101. 学校法人札幌国際大学事務職員の経験年数換算基準 (内規)、102. 学校法人札幌国際大

学事務職員採用細則、103. 学校法人札幌国際大学職員採用試験実施要領、104. 学校法人札幌国際大学職員採用試験面接要領、115. 専任教員の担当授業時間数、担当授業科目数等に関する内規、150. 授業実施規程

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は短期大学設置基準第六章に沿って学科の研究目的を達成するため、必要な教員を確保し配置している。令和元（2019）年度の教員組織は以下のとおり。

教員組織の概要（（人）令和元年5月1日現在）

学科等名	専任教員等								
	専任教員								非常勤講師
	教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	
総合生活キャリア学科	2	4	1	0	7	5	2	0	24
幼児教育保育学科	5	6	2	0	13	10	3	0	25
(大学全体の入学定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	4	2	—	—
計	7	10	3	0	20	19	7	0	49

総合生活キャリア学科7人（うち教授2人）、幼児教育保育学科13人（うち教授5人）で、合計20人（うち教授7人）である。短期大学設置基準に定める定数19人（うち教授7人）に対し、各学科、短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数共に短期大学設置基準を充足しており、教育課程を適切に運営するための組織として十分である。

男女の構成は下表の通りでありバランス良く配置している。

専任教員の男女構成（（人）令和元年5月1日現在）

	総合生活キャリア学科					幼児教育保育学科					総計
	教授	准教授	講師	助教	計	教授	准教授	講師	助教	計	
男	1	2	0	0	3	3	3	1	0	7	10
女	1	2	1	0	4	2	3	1	0	6	10
計	2	4	1	0	7	5	6	2	0	13	20

年齢の構成は下表の通りである。短期大学部全体としては平均年齢で教授 60.0 歳、准教授 45.7 歳、講師 49.0 歳である。本学の定年年齢は 63 歳であるので、定年を越えた教員が 2 人いるが、『学校法人札幌国際大学就業規則』（備付-規程集 31）第 10 条及び『学校法人札幌国際大学特任教職員就業規程』（備付-規程集 33）の定めに基づき 1 年ごとの雇用契約により継続雇用されており問題はない。

専任教員の年齢（令和元年5月1日現在）

総合生活キャリア学科			幼児教育保育学科		
職名・学位	性別	年齢	職名・学位	性別	年齢
教授／教育学士	女	64	教授／教育学修士	男	70
教授／修士（教育学）	男	51	教授／文学士	男	63
准教授／経営学士	男	59	教授／	女	62
准教授／修士（観光学）	女	46	教授／修士（教育学）	女	58
准教授／修士（地域政策学）	男	43	教授／修士（教育学）	男	52
准教授／修士（言語・文学）	女	41	准教授／修士（教育学）	女	55
講師／文学士	女	50	准教授／修士（教育学）	女	48
			准教授／修士（教育学）	男	43
			准教授／修士（教育学）	男	43
			准教授／修士（教育学）	男	40
			准教授／修士（教育学）	女	39
			講師／教育学士	女	50
			講師／修士（体育学）	男	47

総合生活キャリア学科		幼児教育保育学科	
学科平均	50.6	学科平均	51.5
教授平均	57.5	教授平均	61.0
准教授平均	47.3	准教授平均	44.7
講師平均	50.0	講師平均	48.5

短期大学部合計	
平均	51.2
教授平均	60.0
准教授平均	45.7
講師平均	49.0

教員の職位は、『札幌国際大学短期大学部教員資格審査基準及び資格審査規程』（備付-規程集 89）の定めにしたがい、教員資格審査委員会による公正な審査の上で学長に報告されその資格を決定される。本学は、『学校教育法施行規則』第一七二条二に基づき、本学公式ホームページにおいて教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び所属学会、主な研究業績等を詳しく公表している（本報告書 P.15 参照）。本学の専任教員の職位は真正な学位であり、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等は短期大学設置基準の規定を充足している。

専任教員と非常勤教員は、学生の学習成果を獲得させるための「教育課程編成・実施の方針」（提出-13-2）に基づいて適任である教員を配置している。特に幼児教育保育学科の専任教員は平成 31（2019）年 4 月から幼稚園教員の免許状授与の所要資格を得るための再課程認定及び指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の変更が全国的に課せられる中、新しい教育課程の認可を受けており、平成 30（2018）年度教育課程編成・実施の方針及び令和元（2019）年度「教育課程編成・実施の方針」に対して適切に配置していると言える。

令和元年度非常勤教員の職位・性別・授業科目名

総合生活キャリア学科			
	職位	性別	授業科目名
1	講師	男	生活と銀行
2	講師	男	レシビ研究と実践
3	講師	男	健康とスポーツⅠ[総カリ] 健康とスポーツⅡ[総カリ]
4	講師	女	カラーデザイン 色彩演習
5	講師	女	現代生活と福祉
6	講師	男	英語検定Ⅰ TOEIC[総カリ] Office English 英語検定Ⅱ
7	講師	男	ブライダル実務 ブライダル演習
8	講師	女	衣生活論
9	講師	女	エアラインサービス演習 サービスの心理学[総カリ]
10	講師	男	ビジネスマネジメント
11	講師	女	ファッションビジネス
12	講師	女	住生活論
13	講師	女	Basic English Food & English
14	講師	男	カレントトピックス
15	講師	男	社会保障
16	講師	女	韓国語（初級） 韓国語（中級）
17	講師	男	世界の中の日本
18	講師	男	Basic Conversation Travel English
19	講師	女	Conversation English Presentation
20	講師	男	業界知識
21	講師	男	健康・医学
22	講師	男	哲学
23	講師	女	異文化生活
24	講師	女	女性と人生

幼児教育保育学科			
	職位	性別	授業科目名
1	講師	女	乳児保育Ⅰ[幼教] 乳児保育Ⅱ[幼教]
2	講師	女	健康とスポーツⅠ[幼教] 健康とスポーツⅡ[幼教]
3	講師	男	子ども家庭福祉[幼教]
4	講師	女	人間の心理
5	講師	女	子どもの食と栄養(基礎)[幼教] 子どもの食と栄養(応用)[幼教]
6	講師	女	相談援助 [幼教]
7	講師	女	ピアノ基礎演習Ⅰ ピアノ基礎演習Ⅱ
8	講師	女	教育相談(カウンセリングを含む)[幼教]
9	講師	女	子どもの保健[幼教]
10	講師	女	ピアノ基礎演習Ⅰ ピアノ基礎演習Ⅱ
11	講師	女	身体表現
12	講師	女	子ども音楽療育概論
13	講師	女	ピアノ基礎演習Ⅰ ピアノ基礎演習Ⅱ
14	講師	女	障がい児保育（応用）
15	講師	男	健康とスポーツⅠ[幼教] 健康とスポーツⅡ[幼教]
16	講師	女	ピアノ基礎演習Ⅰ ピアノ基礎演習Ⅱ
17		男	造形表現
18	講師	女	ピアノ基礎演習Ⅰ ピアノ基礎演習Ⅱ
19	講師	男	情報処理演習(データ活用) 情報処理演習(文書処理)
20	講師	女	子どもの保健Ⅱ[幼教]
21	講師	男	教育経営
22	講師	男	保育臨床
23	講師	男	日本国憲法
24	講師	女	保育原理 保育内容(人間関係) 家庭支援論 保育相談支援
25	講師	女	体育実技（基礎） 体育実技（応用）
26	講師	男	日本文化演習(茶道)
27	講師	男	外国語コミュニケーション(基礎)
28	講師	男	外国語コミュニケーション(応用)

[注] 令和元年度学校基本調査の報告人数に後期審査の男性2名、女性1名を加えて作表。

非常勤教員も、専任教員同様『札幌国際大学短期大学部教員資格審査基準及び資格審査規程』の定めにしたがい、教員資格審査委員会による公正な審査を受けている。

本学は、「教育課程編成・実施の方針」として補助教員の配置を定めていない。

教員の採用は、『学校法人札幌国際大学就業規則』第2章、『学校法人札幌国際大学教員任期規程』（備付-規程集 32）、『札幌国際大学短期大学部教員資格審査基準及び資格審査規程』に則り、計画的に進められている。教員の任用にあたり、学長は学科長、教務部長、事務局長と募集方法（公募・推薦）等について協議し、一連の審査手続き、日程等を調整する。事務局は候補者に関する審査書類を整理し、面接、模擬授業の準備を整える。審査終了後、『札幌国際大学短期大学部教員資格審査基準及び資格審査規程』に基づき教員資格審査委員会が開催され、候補者の教育上、研究上の能力について公正に審査する。審査結果は学長に報告されると共に学内決裁に回され、学長は任命権者である理事長と協議の上その職位を決定する。教員の任用は教授会にて報告される。

昇任候補者の資格審査は毎年1回実施される。昇任の判断基準は、前述の『札幌国際大学短期大学部教員資格審査基準及び資格審査規程』の定めによる他、学生による授業評価・人事考課等を参考とする。教員に対し昇任手続きの案内が告知され、昇任を希望する教員は前述の規程で昇任に必要な条件を確認した上で、学科長と相談の後、教員資格審査書類を事務局に提出する。事務局は前述の規程に基づき教員資格審査委員会の開催日程を調整し、同委員会に審査書類を提出する。『札幌国際大学短期大学部教員資格審査基準及び資格審査規程』に基づき教員資格審査委員会が開催され、候補者の教育上、研究上の能力について公正に審査される。審査結果は学長に報告されると共に学内決裁に回され、学長は理事長と協議の上その職位を決定する。教員の昇任は教授会にて報告される。

〈区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。〉

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

専任教員は、論文発表・学会活動等の研究活動を、本学の「教育課程編成・実施の方針」に基づいて進めている。令和元（2019）年度の研究活動は下表のとおりである。

令和元年度 専任教員の研究活動状況表（総合生活キャリア学科）

職位	研究業績				国際的活動の有無	社会的活動の有無	備考
	著作数	論文数	学会等発表数	その他			
教授	0	0	0	0	0	0	
教授	0	0	2	2	0	0	
准教授	0	0	0	0	0	0	
准教授	0	1	1	2	0	2	
准教授	0	0	0	1	0	0	
准教授	0	0	0	1	0	2	
講師	0	0	0	0	0	0	

令和元年度 専任教員の研究活動状況表（幼児教育保育学科）

職位	研究業績				国際的活動の有無	社会的活動の有無	備考
	著作数	論文数	学会等発表数	その他			
教授	0	0	1	10	0	1	
教授	0	0	0	0	0	0	
教授	0	0	0	0	0	0	
教授	0	0	0	0	0	0	
教授	1	1	1	6	0	2	
准教授	1	1	0	2	0	2	
准教授	0	1	0	0	0	3	
准教授	0	0	0	2	0	1	
准教授	0	0	0	8	0	0	
准教授	0	1	0	1	0	0	
准教授	0	1	0	1	1	0	
講師	0	0	0	1	0	0	
講師	0	1	1	1	0	2	

本学は、学校教育法施行規則第一七二条二に基づき、本学において専任教員個々人の研究活動の状況を本学公式ホームページ上で公開している。

令和元（2019）年度における専任教員の科学研究費補助金の獲得状況は以下のとおりである。

令和元年度 科学研究費助成事業採択

研究代表者	河本 洋一（幼児教育保育学科 教授）
研究種目	科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)（基盤研究(C)）
研究課題名	「学校教育におけるヒューマンビートボックスの指導でのオノマトペの活用法の研究」
研究代表者	岡部 祐子（幼児教育保育学科 准教授）
研究種目	科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)（基盤研究(C)）
研究課題名	「熟達保育者の個と集団への関わりの可視化と保育者の育成に向けた教材開発」

本学では、『学校法人札幌国際大学教育研究費内規』（備付-規程集 60）、『奨励教育・研究費助成に関する規程』（備付-規程集 61）を置き、教育研究を支援している。

本学では学術研究の信頼性と公正性を確保するため、研究活動に係る研究者の行動・態度の倫理的規準を定め、もって研究対象者及びその関係者の人権を尊重するとともに

に、本学における研究の円滑な推進に資することを目的とし、『研究倫理規程』（備付-規程集 83）を置き、学内ポータルサイトに掲載するとともに、教授会等において教員へ周知されている。併せて、適正な研究活動の保持及び研究活動上の不正行為の防止並びに不正行為が生じた場合における適正な対応等について『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部研究活動上の不正行為防止に関する規程』（備付-規程集 82）を定め同様に周知している。この他、『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部公的研究費運営・管理規程』（備付-規程集 81）『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部における公的研究費不正防止に関する基本方針』（備付-12）『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部における競争的資金の間接経費使用に関する基本方針』（備付-13）『学校法人札幌国際大学公益通報者の保護に関する規程』（備付-規程集 80）も整備し、研究活動が公正かつ適切に遂行されるような規程が整備されている。

また、本学は併設する札幌国際大学と合同にて、年 1 回『札幌国際大学紀要』（備付-14～16）を発行し専任教員の研究成果発表する機会を確保している。そして、『紀要編集委員会規程』（備付-規程集169）の定めにより委員会を置き、『紀要論文投稿規程』（備付-規程集62）『紀要論文執筆要領細則』（備付-規程集63）を置き研究紀要への投稿を促している。

本学は、全ての専任教員に研究室（個室）を整備しており、研究するために十分なスペースが確保できている。なお、学生が訪問する際に分かりやすいよう研究室ドアに教員名を表示し『SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 CAMPUS GUIDE（在学生向け）』（提出-7）にも全ての研究室の位置を示している。

教職員は、『学校法人札幌国際大学海外研修規程』（備付-規程集48）で定められた『学校法人札幌国際大学海外研修者選考基準』（備付-規程集49）を満たした場合、海外研修をすることができる。令和元（2019）年度に本制度適用者はなかった。

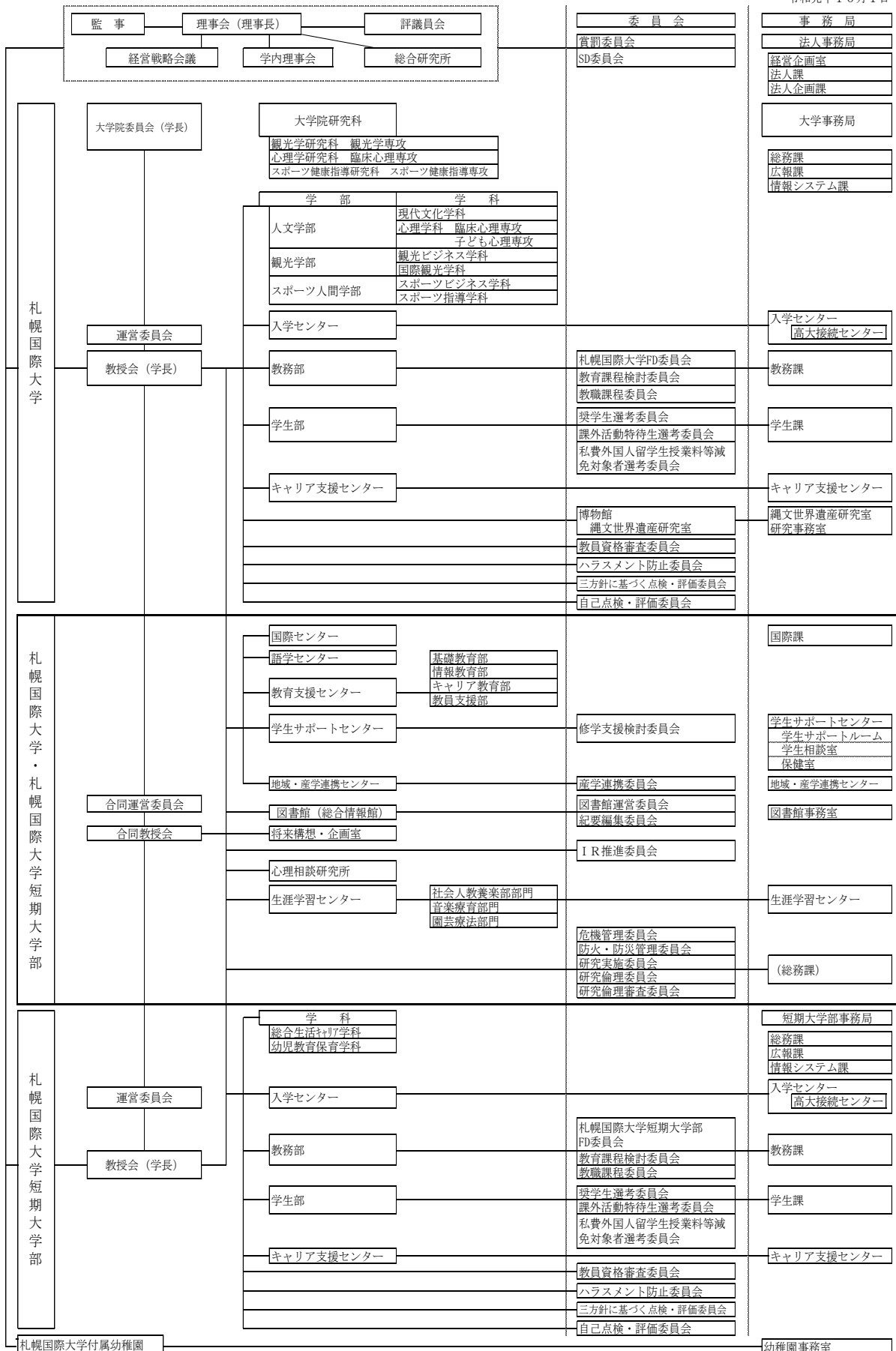
また、「建学の礎」「教育の基本的考え方」及び学科の教育目標に基づく教育改善・向上に係る活動を支援するため、『札幌国際大学短期大学部FD委員会規程』（備付-規程集174）を置き、FDを実施している。委員長は、議題に応じて、別に定める札幌国際大学FD委員会と合同で委員会を開催している。令和元（2019）年度の開催状況は下表のとおり。

2019年6月3日	プレイスメント・テストの結果分析
2019年7月31日	北海道の教員養成に関する実態
2019年10月21日	「能動的学修」について 【講師】本学教育支援センター長横川先生 分科会：ワールドカフェ（本学：横川先生） 分科会：ブレインストーミング（本学：椿先生） 分科会：キャリアすごろく（本学：小林純先生）

専任教員は各部・委員会等の校務を通し、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。また、各校務の執行を通し事務局の関係部署と連携している。

令和元（2019）年度の組織は以下のとおり。

令和元年10月1日



[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

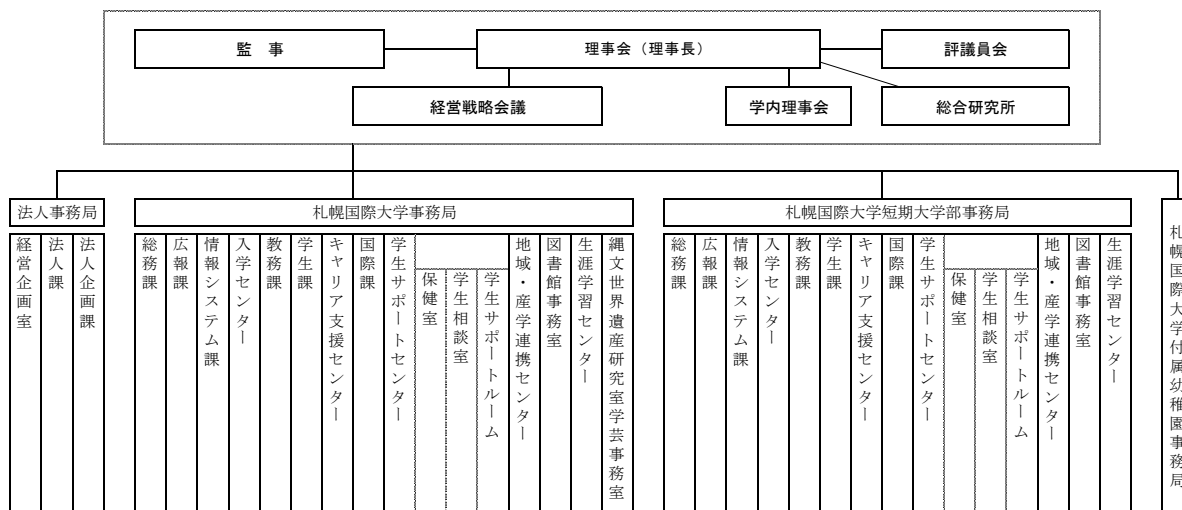
- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

令和元（2019）年度の事務局組織は以下のとおり。

令和元年10月1日

学校法人札幌国際大学事務局組織図



事務組織は、法人事務局・大学事務局・短期大学部事務局により構成される。法人事務局には経営企画室・法人課・法人企画課を配置し、大学・短期大学部の事務局には総務課、広報課、情報システム課、入学センター、教務課、学生課、キャリア支援センター、国際課、学生サポートセンター、地域・産学連携センター、図書館事務室、生涯学習センターを置き大学・短大の職員が共同で業務にあたっている。他に大学独自に縄文世界遺産研究室に学芸事務員を置いている。

事務組織、職制、及び分掌は『学校法人札幌国際大学事務組織分掌規程』（備付-規程集 25）、『札幌国際大学事務組織分掌規程』（備付-規程集 26）、『札幌国際大学短期大学部事務組織分掌規程』（備付-規程集 27）、『札幌国際大学図書館事務組織分掌規程』

(備付-規程集 185) に定めており、各組織の受け持つべき内容、各人がそれぞれ担うべき責任等を明確にしている。

事務局は、理事長・学長の下に、事務局長を置き、事務局を統括している。事務職員は各部署に適切に人員配置され、教育研究活動に支障をきたさない範囲において、派遣職員も活用している。外部委託が可能な図書館業務の一部、校舎管理、警備、清掃業務は外部委託を実施し、業務の効率化を図っている。

図書館業務については図書館の専門的な職能である図書館司書資格を有した外部委託スタッフを本館・第二閲覧室に 5 名配置し、カウンター業務、利用者教育、ILL 等のレファレンス業務、受入資料の登録等を委託している。なお図書館長・図書館事務長・司書資格を有する専任職員と委託業者は定期的に打合せを実施し、大学の方針に基づいた委託業務が実施されている。

事務に関する規程は、規程集に収められ、学内ポータルサイトにおいて全教職員に公開されている。(備付-規程集)。

各部署には業務に要する什器・備品を適切に配置している。各職員にはパソコンが貸与され、職権・分掌に基づき業務に要する情報を引き出せるようになっている。

施設・設備の安全管理は総務課が所管し、各部署と連携して改善・充実に努めている。

総務課は、各種法令（建築基準法、消防法等）に基づき維持運用をしており、教育目的の達成のために必要な施設・設備を適切に整備している。施設設備の日常管理は外部業者にも委託し、常駐の職員がいつでも迅速に対応できる体制を整えている。最近の 6 年間では、平成 27（2015）年度の総合情報館設置ボイラーの煙道内非飛散性アスベスト除去工事、平成 28（2016）年度のアリーナ大規模天井改修工事により耐震・防災対策の全てを終えている。また、本学において発生することが想定される様々な危機に、迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制及び対処方法を定めることにより、本学の学生・幼稚園児・教職員並びに近隣住民の安全確保を図るとともに、本学の社会的な責任を果たすことを目的とし『札幌国際大学危機管理規程』（備付-規程集 65）、火災の予防及び火災、大規模地震、その他災害による人命の安全、被害の軽減、二次的災害発生の防止を目的とする『学校法人札幌国際大学防災管理規程（消防計画・防災計画）』（備付-規程集 66）を整備し万一の場合に備えている。

個人情報の取扱いについては、国のマイナンバー制度導入に対応するため、『学校法人札幌国際大学個人情報保護規程』（備付-規程集 57）に加えて『学校法人札幌国際大学特定個人情報取扱規程』（備付-規程集 58）を平成 28（2016）年 2 月に制定し、業務の適切かつ円滑に運営している。個人情報のデータベースは、Firewall や IP アドレスの制限によりインターネットと学内ネットワークとのアクセスを制限すると同時に、学生・教員用と事務局用のネットワーク間のアクセスも制御してセキュリティを確保している。加えて、学生の個人情報データベースへは、ユーザー（職員）の権限によりアクセスを制御してデータを保護している。また、学生情報を扱う事務局用のパソコンにはコンピューターウイルスの感染防止ソフトを導入し、定期的に最新のウイルス定義ファイルに更新し、情報システムの安全を確保するために必要な措置を講じたうえで管理している。

SD 委員会は、『学校法人札幌国際大学 SD 委員会規程』（備付-規程集 175）の定めに基づき事務局職員の能力開発及び資質の向上を図るため、少なくとも年 2 回、学内事務局研修会を実施する。本研修会は往々にして縦割りになりやすい課の垣根を越えての共通理解を促進し、大学全体を大きくとらえられる人材を育成する為に開催されている。研修には取り上げる課題に応じて学長や部長といった教員も講師に招き教職協同で実行している。また、必要に応じて事務局職員を、学外の諸機関が主催する各種研修会・講習会・セミナー等へ派遣・参加させることにより職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。

学内事務局研修会における事務局長メッセージには、都度業務の見直しや事務処理の点検・評価が述べられる。業務改善への取り組みは事務職員人事考課においても着眼点の一つとしている。令和元（2019）年度の開催状況は下表のとおり。

2019 年 9 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長メッセージ【増田事務局長】 ・講話「私立学校法一部改正について」【講師】平塚次長 ・グループワーク①「外からみた各課の様子」 <li style="padding-left: 40px;">②「本学の現在、そして 5 年後の姿」
2020 年 1 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント研修 【講師】横田ハラスメント防止委員長 (学生部長) ・講話「仕事の根拠」【講師】矢野次長 ・解説「高等教育段階の教育費負担軽減新制度」 【講師】前川学生課長 ・業務改革報告「会計業務の効率化を実現」 【報告者】山崎総務課主査 ・事務局長メッセージ【増田事務局長】

事務職員は各部・委員会等への参加を通して学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や学内の関係部署と連携している。また、各校務の執行を通し事務局の関係部署と連携している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する諸規程を以下の通り整備している。

学校法人札幌国際大学就業規則、学校法人札幌国際大学教員任期規程、学校法人札幌国際大学特任教職員就業規程、学校法人札幌国際大学契約職員就業規程（備付-規程集34）、学校法人札幌国際大学臨時職員就業規程（備付-規程集35）、学校法人札幌国際大学招聘教員就業規程（備付-規程集36）、学校法人札幌国際大学非常勤講師

就業規程（備付-規程集37）、学校法人札幌国際大学育児・介護休業等に関する規程（備付-規程集38）、職員の土曜日交替制休日取得に関わる実施要領（備付-規程集39）、学校法人札幌国際大学ハラスメントの防止等に関する規程（備付-規程集40）学校法人札幌国際大学給与規程（備付-規程集41）、学校法人札幌国際大学特任教職員に関する給与内規（備付-規程集42）、学校法人札幌国際大学非常勤講師の給与内規（備付-規程集43）、学校法人札幌国際大学職務手当支給規程（備付-規程集44）、学校法人札幌国際大学教職員退職手当規程（備付-規程集45）、学校法人札幌国際大学退職手当支払に伴う取扱要領（備付-規程集46）、学校法人札幌国際大学教育研究費内規（備付-規程集60）、奨励教育・研究費助成に関する規程（備付-規程集61）、学校法人札幌国際大学慶弔規程（備付-規程集71）、学校法人札幌国際大学公益通報者の保護に関する規程、札幌国際大学短期大学部教員資格審査基準及び資格審査規程、学校法人札幌国際大学教職員人事考課規程（備付-規程集96）、学校法人札幌国際大学賞罰委員会設置規程（備付-規程集97）、学校法人札幌国際大学教職員の労働組合法第2条第1号に規定する職員の範囲を定める規程（備付-規程集99）、学校法人札幌国際大学教員の経験年数換算基準（内規）（備付-規程集100）、学校法人札幌国際大学事務職員の経験年数換算基準（内規）（備付-規程集101）、学校法人札幌国際大学事務職員採用細則（備付-規程集102）、学校法人札幌国際大学職員採用試験実施要領（備付-規程集103）、学校法人札幌国際大学職員採用試験面接要領（備付-規程集104）、専任教員の担当授業時間数、担当授業科目数等に関する内規（備付-規程集115）、授業実施規程（備付-規程集150）

本学ではこれらの規程を学内ポータルサイトに掲載しており、学内の教職員は自由に閲覧が可能である。教職員の就業は諸規程に基づいて適正に管理されている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

特になし。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料 なし

備付資料 なし

備付資料-規程集 184. 札幌国際大学図書管理規程、106. 学校法人札幌国際大会計規程、107. 学校法人札幌国際大学資産管理規程、110. 学校法人札幌国際大学備品管理規程、66. 学校法人札幌国際大学防災管理規程（消防計画・防災計画）、57. 学校法人札幌国際大学個人情報保護規程

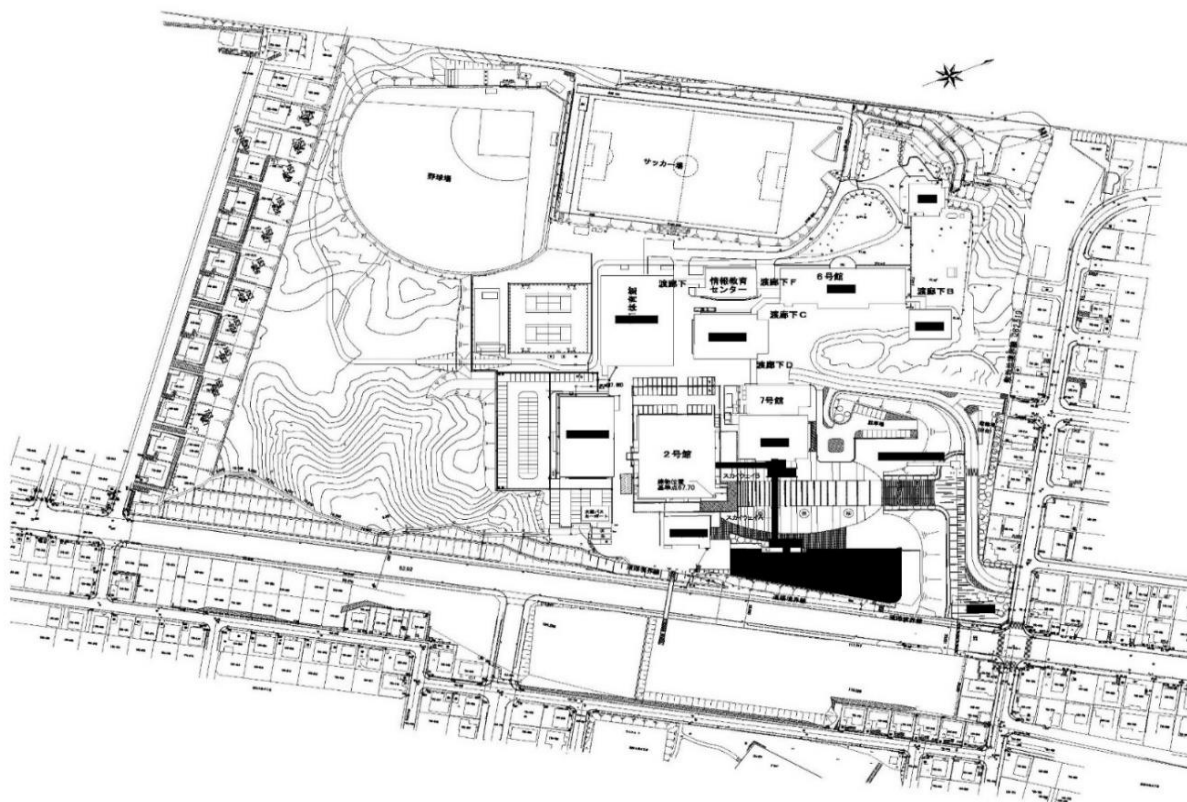
[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

札幌国際大学短期大学部キャンパス平面図



札幌国際大学短期大学部は併設の札幌国際大学と同じキャンパスにある。

基準面積と現有面積（併設大学との共用を含む）

令和元年5月1日現在

学科等	収容定員	校地		校舎		
		基準面積 (㎡)	現有面積 (㎡)	基準面積 (㎡)	現有面積 (㎡)	
			共用面積		専用面積	共用面積
札幌国際大学短期大学部	380	3,800	92,855	4,100	1,094	43,566
札幌国際大学（併設）	1,785	17,850		13,283.3	5,845	
計	2,165	21,650	92,855	17,383.3	6,939	43,566

校地は、併設する札幌国際大学（以下、「大学」と表記）と共用しており、その面積は短期大学設置基準上の必要面積（短期大学部 3,800 ㎡、大学 17,850 ㎡ 計 21,650 ㎡）を上回る 92,855 ㎡であり、十分な面積を有している。

屋外運動場としては、短期大学部に併設の大学との共用で 31,881 ㎡の運動場用地を有しており、野球場 1 面、陸上トラックを併設するサッカーグラウンド（人工芝）1 面、テニスコート、弓道場を整備している。これらは、体育系の授業やクラブ団体の活動場所として有効に活用されている。

校舎は、その多くを併設の大学と共用しており、短期大学部の専用及び共用する面積の合計は、短期大学設置基準上の必要面積（4,100 ㎡）を上回る 44,660 ㎡であり、十分な面積を有している。

正門からの導入部にはエントランス塔としてエレベーターを設置しており、キャンパス内のほとんどの部分がフラットなアスファルトないしインターロッキング路面となっている。更にはロードヒーティングの導入により、校舎内外のバリアフリー環境は著しく向上している。各校舎には必要に応じてエレベーター・スロープ・障がい者対応トイレ・手摺等の設備を整備している。令和元（2019）年 7 月には総合情報館に新たにエレベーターを設置し、課題であった図書館・学生食堂へのバリアフリーの動線を確認した。

本学は、併設の大学と各種の教室を共用しており、その内訳は、講義室 27 室、演習室 30 室、実験・実習室 13 室、情報処理学習施設 6 室、語学学習施設 3 室であり、教育活動の展開に適切な環境が整備されている。

通信による教育課程は開設していない。

授業に必要な視聴覚機器等の施設整備、ハードウェア、ソフトウェア等の拡充・整備については、教務部及び情報システム課を中心にその役割を担っている。具体的には、履修学生数や授業の展開数を十分に精査しながら、年度毎に計画を立てて予算要求し、教室等の整備を進めると同時に、耐用年数を過ぎた機器等についても定期的に更新するなど、授業の内容や目的に応じ、教育の成果がより一層高められるよう機器・備品を配備している。幼稚園教諭 2 種免許状及び保育士資格取得の教育課程には、特別な施設設備を必要とする授業科目がある。幼児教育保育学科教員の研究室を配置する 2 号館には制作実習室、子どもの遊び演習室、音楽演習室、ピアノ実習室、ピアノ室（15 室）を配し、学生の表現の場としては総合情報館にシアター、プラザを整備している。ま

た、貴重な教育実習の場としての付属幼稚園へは、本学所有のバスにて学生の送迎を可能としている。三つのコースユニット 12 の専門ユニットにて教育を進める総合生活キャリア学科では、調理実習室（2 号館）、ビジネス演習室（7 号館）等の特徴ある施設に加え、プレゼンテーションの練習をしやすい演習室を整備している。

本学図書館は併設の大学と共用の図書館で、総合情報館の中核的施設として本館（2 階・3 階）と第二閲覧室（2 階）からなり、延べ面積 2,789 m²、閲覧座席数 277 席である。本館は開架式書架を中心とした開放的な空間と、共同学修の効果を考慮した学習席、3 階には和室の雰囲気をもつスペースが用意された独創的な図書館である。第二閲覧室は平成 30（2018）年度大幅にリニューアルされ、利用目的に対応した AV 学習室、インターネットコーナー、新聞雑誌コーナー、絵本コーナー等が配置されている。

図書館には OPAC（蔵書検索システム）が整備され、館内の専用端末 5 台、学内 LAN 端末、研究室等の他、学外からもスマートフォン等を利用して図書や雑誌の蔵書検索ができる。その他データベース検索用パソコン 8 台、学生の学修支援用タブレット 10 台が用意されている。平成 27（2015）年度には館内全域にエアコンや WiFi 設備を導入、図書館システムの更新、令和元（2019）年度にはエレベーターを設置し利用者がより快適に図書館を利用できる施設設備が整っている。

令和 2（2020）年 3 月 31 日現在の蔵書数は 227,139 冊（内外国書 25,123 冊）、電子書籍 190 タイトル（内国外 1 タイトル）で、短大 2 学科、併設の大学に係る図書を中心に、人文科学、社会科学、自然科学に関する各分野の学術書、専門書等の他、白書、年鑑、新書、文庫等をバランスよく所蔵している。また、雑誌 1211 種（内国外 100 種）、視聴覚資料 9509 タイトルを所蔵している他、電子ジャーナル 2108 タイトル（内国外 668 タイトル）、データベース 9 種を利用できる。

短大 2 学科に関する関連図書冊数は次のとおりである。

総合生活キャリア学科の関連図書 26,463 冊（他学科との共用を含む）

幼児教育保育学科の関連図書 21,713 冊（他学科との共用を含む）

選書は、『札幌国際大学図書管理規程』（備付-規程集 184）第 4 条の規定により実施されている。令和 2 年度（2020 年度）の図書購入予算は 830 万円で、内訳は、各学科選書分 270 万円（大学を含む）、図書館分 490 万円、学生リクエスト分 70 万円である。学科選書は春学期と秋学期の開始直後に所属学科教員から図書が推薦される。図書館選書は、図書館運営委員（教員）と図書館員で実施し、各学科共通図書、シラバス掲載参考図書、学科選書に係る関連図書、一般教養書、事典等の参考図書、ベスト本等の話題の新刊書を受け入れている。また、特色あるコレクションとして、北海道関連図書や絵本を継続的に整備している。選書に当たっては配架済み図書との重複を避けるため、所蔵を確認している。なお、除籍については『札幌国際大学図書管理規程』第 17 条及び第 18 条の規定により適切に実施されている。

令和元（2019）年度の開館日数は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置として 3 月中 1 か月間休館したため 242 日となった。授業期間（定期試験を含む）中の開館時間は平日が午前 9 時から午後 9 時 30 分（第二閲覧室は午後 6 時）まで、土曜日は午前 9 時から午後 4 時 30 分（第二閲覧室は午後 0 時）までである。年間入館者数は 50,967 人、年間帯出冊数は 16,304 冊であった。

図書館では、学生の読書意欲を喚起するため、「書評・評論コンクール」を主催している他、図書館ボランティア学生を募集し、様々な活動を通して学生参加型図書館づくりを推進している。一方、他大学図書館との連携・協力も進んでおり、北海道地区大学図書館協議会相互利用サービスにより道内のほとんどの大学図書館と自由に相互利用できる他、国立情報学研究所が運営する ILL（図書館間相互協力）を通して全国の大学図書館から文献複写、現物貸借が可能となっている。ILL 利用に係る費用は全額当法人が負担している。

令和 2 (2020) 年 5 月 1 日現在の職員体制は本学専任職員 2 名と業務委託している丸善雄松堂スタッフ 5 名で構成されている。

体育館については、平成 5 (1993) 年竣工のアリーナ (3 階建 1,312 m²)、平成 18 (2006) 年竣工の第 1 体育館 (2 階建 3,956 m²) に加え、平成 23 (2011) 年竣工の第 2 体育館 (2 階建 1,806 m²) を建設したことにより十分な面積を有している。体育館は、体育系の授業やクラブ団体の活動場所として有効に活用されている。また、運動系の協会等の要請があった場合には大会等の期間中、施設を一時貸与している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピューターシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

本学では、『学校法人札幌国際大会計規程』（備付-規程集 106）『学校法人札幌国際大学資産管理規程』（備付-規程集 107）『学校法人札幌国際大学備品管理規程』（備付-規程集 110）等の規程を定めている。

物品（消耗品、貯蔵品）や施設設備に関わる購入手続、会計処理、維持管理等は、当該規程に従い適正に処理・運用している。

本学では、『学校法人札幌国際大学防災管理規程（消防計画・防災計画）』（備付-規程集 66）に基づき、火災の予防及び火災、大規模地震、その他災害による人命の安全等に努めている。

校舎の防火設備等は、消防法に基づき、年 2 回業者に委託し点検している。点検結果については消防署に報告している。自衛消防組織による校舎内外の日常点検に加え、年 1 回の教職員、学生及び本学で勤務する業務委託者全員が参加する防火・防災総合訓練等を通して、不測の事態にも最適な措置をとれるよう備えている。この訓練は消防署立会いの下で実施され、終了後講評を受けている。また、防犯対策としては、正門

に守衛を配置して大学の訪問者や進入車輛をチェックし、不審者の侵入を未然に防ぐよう対策に努めている。また、校舎内については、日中は校舎管理人を配置し校舎内や大学構内を巡回し、学内が無人的となる夜間は警備会社による機械警備で安全確保に努めている。

コンピューターシステムのセキュリティ対策については、個人情報データベースは、ファイアウォールやIPアドレスの制限によりインターネットと学内ネットワークとのアクセスを制限すると同時に、学生・教員用と事務局用のネットワーク間のアクセスを制限してセキュリティを確保している。加えて、学生の個人情報データベースへは、ユーザー（職員）ごとの権限によりアクセスを制御してデータを保護している。なお、学生情報を扱う事務局用のパソコンにはコンピューターウイルスの感染防止ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義を保つとともに、OS に対する脆弱性パッチファイルについても毎月自動で更新することによりセキュリティを高めるなど、情報システムの安全を確保するために必要な措置を講じたうえで管理している。また、平成 27(2015)年度に「学校法人札幌国際大学個人情報保護基本方針」を整備し、本学公式ホームページ上に公開するとともに、『学校法人札幌国際大学個人情報保護規程』（備付規程集 57）を制定し、個人情報の保護・管理体制の明確化、安全確保上の措置、個人の権利行使に対する対応姿勢などを具体化している。

本学では、平成 20（2008）年 6 月、「水と緑の環境宣言」を教授会で決議し、環境の保全と省エネルギー対策の推進に努めている。各教室には不在時の消灯遵守に関する掲示で、学生・教職員に節電を呼びかけている。また、平成 25（2013）年 6 月竣工の 2 号館は、全館に集中管理の冷暖房システムを導入し過剰な冷暖房を抑制できるほか、各室別にエアコンの稼働の管理ができるため不要なエネルギーの消費を抑えることができる。そのため、二酸化炭素の排出を極力抑えることに貢献している。また、屋上には太陽光発電システムも導入し、照明器を全て LED とすることで環境に配慮したものとした。さらに平成 31（2019）年 4 月以降、各建物の照明器具について、LED への切り替えを順次進めており、省エネルギー対策に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

特になし。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料 なし

備付資料 なし

備付資料-規程集 なし

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピューター整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピューター教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学では、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、効果的に学習成果を獲得させるための技術サービス、専門的な支援、施設設備やソフトウェアの向上・充実を図っている。

具体的には、授業に必要な視聴覚機器等の施設設備、ハードウェア、ソフトウェア等の拡充・整備は、主として教育支援センター情報教育部があたっている。また、履修学生数や演習等の展開数、対費用効果等を十分に精査しながら、年度毎に計画を立てて予算要求し、教室等の整備を進めると同時に、耐用年数を過ぎた機器等についても定期的に更新するなど、授業の内容や目的に応じ、教育の成果がより一層高められるよう機器・備品を配備している。なお、情報機器の更新は、原則、導入から5年を目途としている。

また、本学では教育支援センター情報教育部が、情報処理教育の在り方の研究、学内 LAN 等の教育関連設備・ソフトの在り方の検討、パソコン自習室の管理・運営、情報機器運用サポート等、本学の情報教育・情報設備に関する事項を所管している。たとえば、情報教育に関する活動としては、全学科共通の1年次に開講する基礎系コンピューター演習科目の教授方法の見直しを継続的に取り組んでいる。また、学生・教職員の情報技術の向上のため、学内ポータルサイトにおいてアプリケーションソフトウェアの操作方法や活用方法について紹介している。

基盤ネットワークについては、情報教育センターを中心とした主要部の LAN の二重化、高速化といった利用環境の変化への対応を継続的に実施している。学生が利用できる情報教育センターの各教室やパソコン自習室のすべてのパソコンは、この学内 LAN

を介してインターネットに接続されており、お知らせ情報、履修登録、シラバス情報、就職関連情報、講義資料ファイルの共有等、様々なサービスが教育環境に提供されている。また、これらすべての教室は原則として、夏・冬季休業中を含む授業以外の時間を学生に開放しており、学生への利便性を向上させている。

基幹業務システムや Web 学生支援システムでは、学生に関する様々なデータを権限に基づいて認められた教職員が必要なときに CSV 形式で出力することができる。出力したデータは Excel 等に取り込み、データ集計や分析等によって学生支援に活用している。

本学の電子メールシステムは、Microsoft 社が提供する Office365 を採用しており、コミュニケーションツールとして、Microsoft 社が提供する最先端のソリューションを常に享受することができる。大学のパソコンでも自宅のパソコンでも同様に利用できるこのシステムにより、教材の提示、グループ作業でのファイル共有、アンケートでの情報収集等、様々な場面で授業に活用することができ、一部の授業で実践している。また、外国語関連の一部の授業（中国語、韓国語）やゼミ等では、事前・事後学習の教材として、e ラーニングによる学習環境を提供している。

情報教育センター1階には、パソコン演習室4室（第1語学演習室、第2語学演習室それぞれ11台、第3語学演習室49台及びコンピューター演習室9台）を整備、情報教育センター2階には、土日祝日を含む学内開放時間であれば自由に使用できるパソコン自習室を整備し、プリンターを併設した端末も含め30台を常時開放している。また、情報教育センター3階にはパソコン演習室4室（第1パソコン室、第2パソコン室、第3パソコン室、第4パソコン室に各25台）を整備、情報教育センター4階にはパソコン演習室2室（第5パソコン室に50台、第6パソコン室に40台）を整備し、コンピューター系演習授業において活用されている。特に第6パソコン室については、1グループ8名のグループ配置とすることで、アクティブ・ラーニング形式で使用することもでき、より自由度の高い学習環境を構築している。

各研究室の教員のパソコンは学内 LAN に接続し、教育研究、学内連絡、学生情報の閲覧等に活用している。事務職員に対しては、一人一台ずつのパソコンが貸与されており、同様に学内 LAN に接続され業務等で活用している。これらの情報機器利用については、情報教育センターに配置されている3名の教員と2名の臨時職員、及び情報技術に精通している事務職員2名により日常的な運用サポート体制が整っている。

学内の無線 LAN 環境については、平成 27（2015）年 9 月より整備を始め、当初は学生が多数集まるホール 2 カ所での運用だったものが、平成 31（2019）年 3 月現在では学内全館・敷地全域を網羅しており、学生・教職員を含めどこでも誰でも利用できる WiFi 環境として、なくてはならない通信手段として認識されている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

情報教育センター棟は、定期的にパソコン機器を入れ替えてきたが、什器や視聴覚など学生の学習環境の整備が課題となってきた。令和元（2019）年度より3か年計画にて老朽化した什器の更新や学生にとって見やすい、聞きやすい視聴覚設備への更新、採光性の確保を目的としたガラスパーティション化などの環境整備に取り組み、明るく使いやすい教室環境の整備を進めている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料 41. 令和2年度～6年度 中期計画&令和2年度事業計画（案）について～概要説明資料～ [令和2（2020）年度]、42. 学校法人札幌国際大学 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部・大学院 2020～2024年度（令和2～6年度）中期目標・中期計画[令和2（2020）年度]、26. 学生生活に関するアンケート調査[令和元（2020）年度]、18. 平成25年度 札幌国際大学短期大学部自己点検・評価報告書[平成25（2013）年度]

備付資料 17. 学校法人札幌国際大学経営改善計画 令和2年度～6年度（5ヵ年）、18. 札幌国際大学将来構想案（最終報告）（平成29年2月）

備付資料－規程集 108. 学校法人札幌国際大学資金運用規程、113. 学校法人札幌国際大学予算執行規程、109. 学校法人札幌国際大学資金運用委員会規程、73. 学校法人札幌国際大学職員資格取得および研修費援助内規、184. 札幌国際大学図書管理規程

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。

- ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

学校法人札幌国際大学（以下、「当法人」と表記）の事業活動収支は平成 25（2013）年度決算から支出超過の状態にあり、学生数の減少が主要因であることから、オープンキャンパスや高校訪問など学生募集の諸施策を講じるとともに、校舎の新・改築など教育環境の改善に努めてきた。また平成 29（2017）年度から準備を進め、令和元（2019）年度からは、主として大学の観光学部・国際観光学科に外国人留学生の受入れを開始し、日本人学生の海外留学と併せて、名実ともに国際大学とする方針を決定し行動を開始している。

令和 2（2020）年 4 月からの私立学校法の改定により、令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度（5 ヶ年）の『中期目標・中期計画』（提出 - 41）を策定し、支出超過の状態を改善すべく定員充足、各学部学科のディプロマ・ポリシーの再定義、学力・スポーツ特待生制度の戦略的活用、休退学者の抑止等々の基本戦略を掲げ、同時に人件費削減、設備投資の見直しによる支出抑止策を推進し、『中期目標・中期計画』4 年目の令和 5（2023）年度決算においては、減価償却費を加味したキャッシュフローベースでの黒字化を目指している。

しかしながら、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」と表記）の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」判定において、平成 30（2018）年度決算ベースで B3 となったため、中期目標・長期計画を策定するなかで議論を重ね、令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度（5 ヶ年）の中期目標・長期計画として経営改善計画を決定し、それに基づく経営改善計画書を取り纏めているところである。

この『中期目標・中期計画』については、令和 2（2020）年 3 月 26 日の理事会において審議・承認された後、令和 2（2020）年 4 月 7 日開催の「将来構想説明会」においても全教職員向けに説明が行われている（提出-42）。

事業活動収支の支出超過の主要因は、定員未充足である。

札幌国際大学短期大学部

大学（人）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	入学者数	291	318	306	360	428
	入学定員充足率	62.6%	72.3%	69.5%	81.8%	97.3%
	在籍者数	1,137	1,176	1,177	1,276	1,433
	収容定員充足率	61.1%	64.1%	65.0%	71.5%	81.4%

短期大学部（人）	入学者数	199	168	163	136	143
	入学定員充足率	104.7%	88.4%	85.8%	71.6%	75.3%
	在籍者数	382	366	334	305	283
	収容定員充足率	100.5%	96.3%	87.9%	80.3%	74.5%

※入学者数・在籍者数は各年度5月1日現在の数。学校基本調査より抽出。その他の数値は学校基本調査より算出。

貸借対照表関係比率において、平成26（2014）年度、繰越収支差額構成比率がマイナスに転じ、以降マイナス幅が大きく拡大して支出超過の状態が深刻度を増している。キャッシュフローベースでも過去の蓄積（現・預金）を毎年減少させている状況であり、当法人の財政は厳しい状況にあるものの、固定長期適合率、流動比率、前受け金保有率、総負債比率等の数値は良好で屋台骨を揺るがすレベルには至っていない。今後も当法人の運営を可能とする財政を維持するためには、『中期目標・長期計画』及びそれをベースとして作成される経営改善計画の目標の達成が必須である。

比 率 名	算式	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	全国平均
繰越収支差額構成比	繰越収支差額	18.6%	15.9%	13.0%	10.0%	12.8%	-14.3%
	負債+純資産						
固定長期適合率	固定資産	75.6%	77.2%	78.4%	81.3%	77.6%	91.7%
	純資産+固定負債						
流動比率	流動資産	1229.3%	1286.5%	1008.5%	932.1%	1076.5%	246.6%
	流動負債						
前受け金保有率	現金預金	1017.1%	1256.2%	1143.2%	1104.4%	1098.3%	348.7%
	前受金						
総負債比率	総負債	3.8%	3.7%	4.1%	3.9%	4.0%	12.2%
	総資産						

提出の計算書類にあるように短期大学部の財政と学校法人全体の財政の関係を把握しており、短期大学部の存続を可能とする財政を維持している。また退職給与引当金は適切に引き当てている。さらに『学校法人札幌国際大学資金運用規程』（備付-規程集108）を整備し、資産も適切に運用している。なお、教育研究費は、下記事業活動収支計算書関係比率に示しているとおおり、経常収入の20%を超えている。

札幌国際大学短期大学部

比 率 名	算式	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	全国平均
事業活動収支差額比率	基本金組入前 当年度収支差額	-8.3%	-16.1%	-21.7%	-41.9%	-49.9%	4.6%
	事業活動収入						
学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金	80.4%	82.1%	81.7%	79.2%	79.6%	74.8%
	経常収入						
寄付金比率	寄付金	1.6%	1.5%	1.3%	1.4%	1.2%	2.1%
	事業活動収入						
補助金比率	補助金	8.4%	9.3%	9.2%	10.7%	14.0%	12.6%
	事業活動収入						
人件費比率	人件費	57.0%	57.2%	61.6%	67.2%	68.3%	53.0%
	経常収入						
教育研究経費比率	教育研究経費	40.1%	45.7%	50.3%	56.8%	65.3%	33.4%
	経常収入						
管理経費比率	管理経費	11.2%	13.8%	13.9%	16.0%	17.9%	8.8%
	経常収入						
借入金等利息比率	借入金等利息	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
	経常収入						
人件費依存率	人件費	70.9%	69.7%	75.4%	84.8%	85.9%	70.9%
	学生生徒等納付金						
経常収支差額比率	経常収支差額	-8.5%	-17.0%	-26.0%	-40.2%	-51.6%	4.5%
	経常収入						

教育研究用の施設設備及び学修資源（図書等）も適切に執行しており、公認会計士の監査意見において特に指摘はない。また学校債は発行していない。入学定員充足率、収容定員充足率は上記の通り厳しい状況にあるが、諸施策が奏功して令和2（2020）年度入学者が大学、短期大学部合計で571人となり、回復の兆しが見え始めている。悪化傾向にあった財務体質も入学者の増加によって持ち直し傾向が見えている。

予算編成については毎年12月に各学部、研究科及び各部署に予算要求を依頼し1、2月にヒアリングを実施している。その後法人部門で取りまとめ全体のバランスを考慮しながら予算計画を立案し、3月の「理事会」の審議を経て決定され、各部署等に予算額が配賦される。予算執行については『学校法人札幌国際大学予算執行規程』（備付-規程集113）に基づき理事長に委任を受けた金額区分（主管課長・法人課長1件10万円未満、法人事務局長1件10万円以上100万円以下）により会計処理をしている。予算執行残高については各部門の予算担当者が独自に管理するほか、総務課においても会計システムで残高を確認している。

上記のとおり、当法人では学校法人会計基準等に基づき、適正な会計処理をしている。

資産は固定資産台帳及び備品台帳にて管理し、資金運用については、『学校法人札幌国際大学資金運用規程』に基づき、当法人が保有する資金を安全かつ適正に運用するため、『学校法人札幌国際大学資金運用委員会規程』（備付-規程集109）に基づく委員会を設置し、運用状況は理事会に報告されている。

月次試算表を毎月適時に作成し、法人事務局長を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

- (a) 事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」判定において、平成 30（2018）年度決算ベースで B3 となったため、中期計画を策定するなかで議論を重ね、令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度（5 ヶ年）の『中期目標・中期計画』として経営改善計画を決定した。それに基づく『学校法人札幌国際大学経営改善計画 令和 2 年度～6 年度（5 ヶ年）』（備付-17）は備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育私学部参事官の指導は受けていない。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学では客観的な指標による時代の変化に柔軟に対応した将来像を明確化するために、令和元（2019）年度より将来構想・企画室（室長・副室長 1 名で構成）を設置している。この組織は、平成 28（2016）年に学長の指示で組織された教職員 12 名による「将来構想ワーキング・グループ」に端を発しており、これ以降平成 30（2018）年度までの 3 年間をかけて本学の中期計画の策定の下準備を進めてきた。なぜなら、本学の財政基盤の安定は単に人件費等の削減といった経費の側面のみで捉えるのではなく、教育力や教育環境といった短期大学としての総合的な魅力づくりが前提となるからである。

現在ではこの計画は、本学の将来像を明示するロードマップとして将来構想・企画室に引き継がれ、PDCA サイクルによる自己点検と評価活動を担う自己点検・評価委員会と緊密な連携を図りながら実行に移されている。

中期計画の策定に際しては、まず「将来構想ワーキング・チーム」（現在の将来構想・企画室）が各部・各学科・センター等から現状と将来構想に関してヒヤリングや意見交換を実施し、本学の 10 年後を見通した将来像を、「国際性を備え、北海道を支える活力ある人材を育てる」という一文に象徴化した。

そして、将来構想の実現へ向けたロードマップでは、本学の開学以来 50 年の歴史をもつ保育者養成を国際性とどのように整合性もたせていくかを検討した。令和元（2019）年度から開始した「保育英語コース」はその具体的な成果の一端であり、幼稚園や保育所等の保護者への英語での対応法や海外の保育事情の視察などが教育課程に盛り込まれている。また、併設されている大学と同様に、本学（短期大学部）でも連携協定を結んだ海外の大学を中心とした留学生を積極的に受け入れる準備が進められている。

さて、将来像（将来構想）を実現可能な計画に具現化していくためには、本学の強みだけでなく、弱みにも対峙していく必要がある。そこで、将来構想ワーキング・チームでは、「札幌国際大学とはなにか」というテーマで、本学の強みだけでなく弱みについても下記の手順で分析した。

【平成 28（2016）年度】（将来構想ワーキング・グループ）

◇「札幌国際大学とはなにか」について、本学の強みだけでなく弱みも含め、「国際を冠する他大学調査」を基に分析した。

◇「国際」を冠する大学を Web 上で調査し、その特色を整理した。（新潟国際情報大学、吉備国際大学、沖縄国際大学、共愛学園前橋国際大学、大阪国際大学、宮崎国際大学、東京国際大学、羽衣国際大学、長崎国際大学、平成国際大学）

◇先進的な大学を視察しヒヤリングすることで、担当者から具体的な特色を創り出すまでの過程を聴取した。（金沢星稜大学・金沢星稜大学女子短期大学部、共愛学園前橋国際大学、東京国際大学）

◇答申『札幌国際大学将来構想案（最終報告）（平成 29（2017）年 2 月）』（備付-18）を作成した。

【平成 29（2017）年度】

◇平成 28（2016）年度の成果から、より具体的かつ実践的な対策、計画を練るため 3 つのワーキング・チーム（将来構想、ラーニング・commons、語学・国際交流）を結成し、さらに学生食堂のワーキング・チームを加え、重要度と緊急度の両面から検討した。その結果を理事長、学長に答申した。

これを受けて、平成 30（2018）年度、1 号館 4 階に教育支援センター、同 2 階に学生サポートセンター設置、さらに令和元（2019）年度 1 号館 3 階に語学関係演習室を設置した。

【平成 30（2018）年度】

◇2年間の成果をもとに本学の10年先を見据えた将来構想の実現のためのロードマップを作成した。

【令和元（2019）年度】（将来構想・企画室へ移管）

◇将来構想ワーキング・チームで3年間かけて作成したロードマップを将来構想・企画室へ移管し、学校法人札幌国際大学・札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部中期目標・計画を策定した。

◇中期計画の策定手順

- ①学科、センター、部、図書館等が5年間の中期計画を提出
- ②上記①を基に将来構想・企画室で一覧表を作成
- ③一覧表を上記①の当該部門等が点検・訂正し、中期計画第1案を作成
- ④上記①の当該部門等が中期計画第1回案を再検討し、第2案を作成
- ⑤中期計画第2案を上記①の当該部門等が再検討し最終案として提出
- ⑥将来構想・企画室が最終案を『中期目標・長期計画』として運営委員会と教授会で提案し協議

なお、最終案については、文科省『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン』（平成30年中央教育審議会）答申、私立大学総合事業補助金の点検項目、本学50周年記念誌の本学の今後の方向性とも整合性を図った結果、本学が取り組まなければならない教育改革項目等は102項目（細目数として）となった。

小規模地方大学に襲いかかる三つの脅威、すなわち18歳人口の驚異的な減少、オンラインネット大学の台頭、専門職大学の新設からなる三つの脅威にどう立ち向かっていくか。本学では「令和2年度～令和6年度（5ヵ年）の『中期目標・中期計画』を策定するなかで議論を重ね、導き出した答えが「学生の学修成長度（伸びしろ）重視」へ教育の質的転換を図っていく方向性である。

学生、及び保護者が支払う学費、生活費という投資に対して、学修成長度を最大化できなければ、大学としての存在価値がなくなってしまう。

そして本学のような短期大学と真正面から競合するのが、職業教育型私立大学とも言えるべき専門職大学である。短期間、低学費で職業に直結する学修成果が得られ、これまで専門学校が担ってきた領域が専門職大学として位置づけられる。

本学がこれら専門職大学と対峙していくためには、教職員による質の高い学生支援、学生同士のコミュニティ形成の環境整備が必要となる。また、教職員や在学生同士による人的支援、教育システムやキャンパスという「学びの場の力」で学生の主体性を育成し、自ら学び成長する機会を如何に多く提供できるかが重要となる。すなわち「何ができる人材を育成するのか」、明確なディプロマ・ポリシーの再定義が鍵となる。

本学の総合生活キャリア学科、幼児教育保育学科ともに昭和44（1969）年から半世紀の実績があり、北海道内でも長い伝統を誇る。これまで多数の卒業生が企業や幼児教育の第一線で活躍しており平成30（2018）年度は総合生活キャリア学科で98.2%、幼児教育保育学科で100%と毎年高い就職率を維持している。

入学定員の確保状況について、総合生活キャリア学科は定員 50 名に対し令和元(2019)年度を除いて定員充足を果たしているが、幼児教育保育学科については、平成 29(2017)年度募集から大幅に定員を割り、直近の令和 2 (2020) 年度募集では 57.9%と過去最悪の定員割れとなった。

原因分析を継続するが、高校生の就職希望先としての幼児教育、保育業界離れに拍車がかかったこと、及び近隣の保育者養成校の増加による入学者の獲得競争の激化などがある。

打開策として、幼児教育保育学科(定員 140 名)に北海道初の「保育英語コース」を新設し「保育総合コース」との 2 コース制とした。初年度は広報戦略の準備不足により受験生への周知が遅れたものの、すでに 8 名の学生が新たな教育課程で学び始めており、国際化に対応した新たな保育者として今後の活躍が期待されている。

◇学生募集対策

オープンキャンパス

令和元(2019)年度はオープンキャンパスの開催を延べ 7 日とし、さらに短期大学部単独で高校生を対象とした「学びカフェ」を新たな試みとして企画した。

■令和元(2019)年度オープンキャンパス等参加者数一覧

回	開催日	参加人数
第 1 回オープンキャンパス	令和1(2019)年5月25日(土)	234
大学祭(オープンキャンパス) (AO対策講座)	令和1(2019)年6月22日(土)	27
	令和1(2019)年6月23日(日)	38
第 2 回オープンキャンパス	令和1(2019)年7月27日(土)	337
	令和1(2019)年7月28日(日)	225
まなびカフェ	令和1(2019)年8月31日(土)	17
第 3 回オープンキャンパス	令和1(2019)年9月28日(土)	261
第 4 回オープンキャンパス	令和1(2019)年10月26日(土)	215
合計		1,354

本学は第一希望での入学者が多いため、オープンキャンパスにおいても本学の教育活動を中心に示し、高校生に職業意識を理解させることに注力して更なる充実を図っていく。

◇高等学校訪問調査の充実

高等学校現場の経験者(主に元校長)によって構成される本学高大接続センターの職員が、5月から10月にかけて北海道内の高等学校を中心に訪問する。高等学校から本学に求められる諸要素を聞き取り調査し、生徒や高等学校からのニーズを把握し、学科へ最新情報を提供する。訪問調査終了後には、報告書により各高等学校の現状、受験生のニーズ、本学実施イベントの反応等の訪問調査データを集約し学科へフィードバックしている。

◇効果的な広報展開

誰に、どのような価値を、どのように提供するか、マーケティングミックスを活用して効果的な広報を展開する。大手進学雑誌への掲載、新聞広告、テレビCMは多数の目に留まるメリットはあるものの高額のコストがかかる。資料請求者数、オープンキャンパス来場者数の分析、入学生のアンケート調査などを実施・分析し、より効果的な低料金へのPR媒体を活用していく。また令和2（2020）年度には本学公式ホームページを再構築し、タイムリーな情報提供、及び内容の充実を図るとともに、ステークホルダーにわかりやすい情報公開に努めている。

◇進学相談会への参加

高校生と直接対話ができる機会を最大限に学生募集へ反映させるため、短時間で効果的に本学の特長を説明できるプレゼン資料を作成し、例年どおり年間約200回の進学相談会を令和2（2020）年度も北海道、東北地区で開催する予定である。

◇入試改革

高校生及び保護者が大学を選ぶ要件には、学費や生活費といった経済的負担に耐えられるか、ということも大きなウェイトを占めている。

経済的に修学困難で、一般選抜、及び大学入学共通テスト利用選抜の合格上位者、また一般選抜及び大学入学共通テスト利用選抜で極めて優秀な成績で合格した者を対象に本学独自の授業料減免制度を設け、目的意識が高く優秀な本学合格者への入学意志決定を促すように働きかけている。

さらに出願期間、選抜日、会場、合格発表、入学手続き締切日、入試区分、入試日程などに配慮し受験しやすい環境を整備する。特に令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症が大きく影響し特に注意が必要と考える。

また『中期目標・長期計画』（令和2（2020）年度～6（2024）年度）において、入学選抜制度の諸改革を目標に掲げており、6項目の『中期目標・長期計画』についてそれぞれ達成時期を明確にして示しており、この『中期目標・長期計画』の着実な遂行に注力していく。特にアドミッション・ポリシーに沿って公正かつ妥当な方法により入学者選抜を実施し、適切な体制の下に運用、検証する仕組み、すなわち、P：入試計画、D：入試の実施、C：入試結果の分析、A：入試改善方法の提案いわゆるPDCAサイクルの仕組みを構築する。

◇学生数・学納金計画

入学定員については変更の予定はない。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学生数（人）	大学	1,337	1,481	1,641	1,741	1,810
	大学院	27	30	28	28	28
	短大	269	283	286	286	286
	計	1,633	1,794	1,955	2,055	2,124

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学納金（百万円）	大学	1,342	1,473	1,627	1,725	1,794
	大学院	23	24	23	24	24
	短大	299	312	315	315	315
	計	1,664	1,810	1,965	2,064	2,133

◇教員・職員人事政策

専任教職員の適正な人員配置計画は、留学生を含めた学生の総数、質の高い少人数教育の実現、カリキュラムの再編成等の諸課題に応じて、適切に策定されている。

また、職員の適正配置、権限の分散と責任の明確化、意思決定の権限を明確にする。さらに、中期目標・長期計画の基本戦略、重点戦略の執行において、貢献、連携を担う人材の配置、それらを支える法務や財務を担う人材、業務全般の国際化対応、マーケティング、広報を担う人材の配置等、法人に求められる新たな役割を想定し、諸施策の下での迅速な業務推進と内部組織のノウハウ蓄積を両立する人材登用、人材育成に努める。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教員数（人）	大学	93	91	94	89	90
	短大	20	20	19	19	19
	計	113	111	113	108	109
職員数（人）	大学	58	56	54	51	51
	短大	9	9	8	8	8
	計	67	65	62	59	59

◇人件費削減計画

『中期目標・中期計画』（令和2（2020）年度～6（2024）年度）に目標設定しているように人件費の抑制に努め、令和4（2022）年度までに人件費比率60%を目指す。また教育、研究に関する戦略的な予算管理を行うとともに、SD等により教職員のコスト意識をさらに高め、業務内容や事務処理の効率化、省力化のための点検、見直しを実行する。

◇施設設備の将来計画

『学生生活に関するアンケート調査』（提出-26）の調査結果からも、本学の教育関係設備は現在十分に整備されていると判断でき、あらたな教育関係設備新設の予定はないが、令和3（2021）年度開園予定の（仮称）「札幌国際大学附属認定こども園」の建設を計画している。

また学生生活充実のために、現有の施設設備の有効活用、学生サービス向上の両面から調査分析、改善するために『学生生活に関するアンケート調査』を継続して実施する。

施設については校地・校舎、教室などは設置基準、各種法令に照らして十分であり、当面新設の予定はない。

買い替えのサイクルが短いものとして、ネットワーク関連装置、及び PC があり、サーバーについてはセキュリティの観点から自前所有をクラウドに随時変更し、大学備え付け PC も順次買い替えを進めていく。

懸案の学生寮については、自前の建設ではなく、一棟借りのいわゆるサブリース方式を検討しており、令和 3（2021）年度入寮開始を目標に準備を進め、学生生活の環境整備に引き続き努めていく。『中期目標・中期計画』（令和 2（2020）年度～6（2024）年度）においては、法人事業の効率性を追求し、収益性確保に向けた収支改善を実行するため、令和 4（2022）年度までの第 1 フェーズでは、各事業、設備投資の財務的検証に取り組み、事業規模や内容の再編・再考等による支出抑制策を推進するとしている。

◇外部資金の獲得

安定的、かつ継続的な収入確保に向け公的補助金、寄付金の獲得に取り組む。「私立大学等改革総合支援事業」タイプ 1、タイプ 3 をはじめとする文教関連補助金を確実に獲得し、更に厚生労働省・国土交通省・自治体等からの公的資金の新たな獲得を目指していく。また寄付金については支援組織の拡大・連携を強化していくことが、『中期目標・中期計画』（令和 2（2020）年度～6（2024）年度）に明記されている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」判定において、平成 30（2018）年度決算ベースで B3 となったため、中期計画を策定するなかで議論を重ね、令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度（5 ヶ年）の『中期目標・中期計画』として経営改善計画を決定した。それに基づく『学校法人札幌国際大学経営改善計画 令和 2 年度～6 年度（5 ヶ年）』（備付-17）は備付資料とする。

事業活動収支の支出超過の主要因は、定員未充足であり、今後も当法人の運営を可能とする財政を維持するためには、『中期目標・中期計画』、及びそれをベースとして作成される経営改善計画の目標の達成が必須である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価（平成 25（2013）年 6 月）に提出した『自己点検・評価報告書』（提出-18）には、改善に関する行動計画として、次の 10 点の行動計画を記述した。

(1) 引続き FD、SD 活動の充実を図ってゆく。

- (2) 教員の研究活動については、科学研究費助成事業の申請・採択件数増加並びに他の外部研究費獲得へ向け、教員への一層の啓蒙及び指導を推進する。
- (3) 「職員資格取得及び研修費援助制度」の一層の利用を推進する。
- (4) 今後とも、施設設備の各種管理、セキュリティ対策を規程及び関連法令に基づき適正に行っていく。
- (5) 図書館の書架が狭隘化してきているため、閉架書庫を整備すると共に、図書管理規程の定めに従い図書等資料の重複本や利用のない雑誌バックナンバー等の扱いを検討していく。
- (6) 教育設備の更新・拡充については、履修学生数や演習等の展開数、対費用効果等を精査しながら、毎年計画的に実施している。
- (7) 基幹業務システムや Web 学生支援システムの有効性・重要性について、教員に対し啓蒙を継続していく。
- (8) 健全な財務体質を維持するには、学生の確保が絶対条件となることから、教育の質の保証及び、課題解決型学習の強化等の教育改善活動に注力し、魅力のある教育、特色ある研究の実現に努め、全学あげて学生募集対策に取り組んでいく。
- (9) 定員充足が厳しい総合生活キャリア学科については、引き続き抜本的な見直しを行い、入学定員の削減、学科の改組等も検討する。
- (10) 財務面では、引き続きバランスのとれた収支の実現に努める。

上記 (1) に関しては根拠規程も整備し、一層の充実を図っている。また、(2) に関しては、いわゆる科研費の申請・採択数が増加し、両学科の教員に常に外部資金を獲得しながら研究をしている教員がいる状況ができています。(3) に関しては、『学校法人札幌国際大学職員資格取得および研修費援助内規』（備付-規程集 73）に基づく事務職員の資格取得は、その利用者が増えたとは言えないが、学生サポートルーム職員の「精神保健福祉士」取得、国際課職員の「オンライン韓国語教員養成課程」修学等、自ら学ぶという意識改革の一助となっている。(4) に関しては、サーバーを自前所有からクラウドに随時変更するなどセキュリティ対策を講じつつ適切に管理している。(5) に関しては、蔵書数の増加のために狭隘化した書架対策として閉架書庫を整備すると共に『札幌国際大学図書管理規程』（備付-規程集 184）に基づいて重複本や利用の少ない雑誌バックナンバー等の除籍も進めている。また、学生が利用しやすい環境にリニューアルしたり、幼児教育保育学科の学生が絵本の読み聞かせの演習をしたりできるスペースが設けられた。(7) に関しては、平成 20（2008）年度から試験的に導入し、FD・SD 等で、学籍・教務情報や学生カルテの使用方法に関して啓蒙活動を継続した結果、現在では学生の授業の出欠や成績の管理、シラバスや各種学生支援が Web 上で完結できるようになった。(8) と (9) に関しては、前回の認証（第三者）評価から 7 年を経て、本学の状況は大きく変化した。まず、定員充足率に課題を抱えていた総合生活キャリア学科は、定員充足率が 100%を満たせるようになった。一方で、幼児教育保育学科の定員充足率は下がり続けている。いわゆる課題解決型学習が教育課程の中に明確に位置づけられ、これに基づく魅力ある教育や特色ある研究（学内奨励研究等）は 2 学科共に取り組んでいるが、保育者不足が叫ばれる中で保育者を志願する高校生が減少し、

本学においても 140 名の定員を充足できない状況が続いている。(10) の財務面では、引き続きバランスのとれた収支の実現に努めなければならないが、そのためにはこれまで幼児教育保育学科が担ってきた保育者養成を抜本的に見直し、新たな保育者像を積極的に発信していくような「教育課程編成・実施の方針」や「入学者受け入れ方針」の整備が急務である。これについては、本学の「建学の礎」にもある「日本人としての自覚と誇りを持ち、自らの責任において行動する国際人を育成する。」という原点に立ち返り、本学の持っている教育資源を活用した幼児教育の国際化を推進ための『保育英語コース』を創設し、新たな人材需要の喚起や学生の確保へと動き出した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学の教育資源と財的資源の最も大きな課題は、教育及び研究の質を更に向上させることと定員充足である。この課題に関しては、内部質保証のような PDCA サイクルで対応しきれない面、例えば、保育者や短期大学の存在に対するネガティブなプロパガンダやなどは、本学の自己点検・評価の及ぶ範囲を超えている。

しかしながら、本学は、今後本学の短期大学としての独自性と地域の人材育成について、以下の通りの改善計画を示すこととする。

【改善計画①】 学科横断型の教育的価値の創造

2 つの学科がもつ専門性の融合により、学科や学年の枠にとらわれない新たな教育活動を創発する。

【改善計画②】 伝統ある幼児教育の国際化

本学の開学以来続いている保育者養成（幼児教育）の教育資源を活かし、近隣国を対象として留学生を受け入れ、幼児教育保育学科の学びの国際化を推進する。

【改善計画③】 財務体質の強化

今後健全な財務体質を維持するためには、諸経費の縮減や業務遂行の効率化などの側面からの検討が重要であるが、財務体質の基盤となるのは学生数である。したがって、定員充足が厳しい幼児教育保育学科については、授業改革を柱とする教育の質保証や、魅力のある教育のための教育課程の見直し、教育力を支える特色ある研究の実現に努め、教学と法人とが総力をあげてこれらの課題に取り組んでゆくことが必要である。また、現在は安定した学生数を確保している総合生活キャリア学科も、地域のニーズに応える人材育成について、常に PDCA サイクルで改善を図りながら、財務体質の基盤の強化を図っていく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 45. 札幌国際大学 札幌国際大学短期大学部 50 周年記念誌[令和元(2019)年] p.8～9、7. SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 CAMPUS GUIDE (在学生向け) p2、1. 札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部の三方針に基づく点検・評価規程、46. 学校法人 札幌国際大学寄附行為

備付資料 19. 理事長の履歴書、20. 本学公式ホームページ [大学案内] [理事長ごあいさつ] http://www.siu.ac.jp/01sougou/policy_b/95.html、4. 札幌国際大学 札幌国際大学短期大学部 50 周年記念誌、21. 平成 31 年度 学校法人札幌国際大学役員名簿、22. 学校法人実態調査表[平成 29 年(2017)年度]、23. 学校法人実態調査表[平成 30(2018)年度]、24. 学校法人実態調査表[令和元(2019)年度]

備付資料-規程集 74. 学校法人札幌国際大学の公文書の開示に関する規程、75. 学校法人札幌国際大学財務書類等閲覧取扱要領

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。

③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長の略歴は以下のとおり。(備付-19)

1942(昭和 17)年 福岡県北九州市生まれ

1966(昭和 41)年 北海道大学教育学部教育学科卒業

1980(昭和 55)年 弁護士登録(札幌弁護士会所属)

2006(平成 18)年 学校法人札幌国際大学理事就任

2015(平成 27)年 同理事長に就任し現在に至る

【理事長のリーダーシップ】

理事長は、本学公式ホームページにおいて、まずもって「本学の教育が目指すのは、『自立した人間』づくりです。つまり、自ら考え、自ら行動し、自省する人間の育成です。」と表明しており(備付-20)、また本学の「建学の礎」の根幹をなし、教育理念である「自立、自由、自省」について、『札幌国際大学 札幌国際大学短期大学部 50 周年記念誌』(提出-45)(備付-4)の巻頭ごあいさつに言及しているなど、学生、及び保護者はあらゆる場面で本学の「建学の礎」を意識の下に置くことになる。また入学時にオリエンテーション等で配布される『SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2019 CAMPUS GUIDE(在学生向け)』(提出-7)は、その冒頭に「自立、自由、自省」を明記し、『札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部の三方針に基づく点検・評価規程』(提出-1)においても「建学の礎」の重要性を明確に示すなど、学生は日ごろから「建学の礎」、そして教育理念である「自立、自由、自省」に触れることになる。

このほか学内に対して、「建学の礎」を本学 1 号館正面入り口前や 2 号館内の大講堂「創風」入り口前に掲示し、日常的な啓発に徹している。また年頭及び年度初めの全教職員が集合する会議など機会あるごとに理事長から講話等で歴史、経緯を含めて説明がある。以上のとおり理事長は、「建学の礎」及び教育理念・目的を理解し、当法人の発展にリーダーシップを発揮できる者である。

【理事会・理事の役割】

本学の最高意思決定機関は理事会である。

理事会は札幌国際大学学長、札幌国際大学短期大学部学長、評議員のうち評議員会において選任した者 4 人(定数 4 人又は 5 人)。学識経験者のうち理事会において選任した者 3 人(定数 2 人又は 3 人)を合わせて 9 人で構成している。(提出-46)。

理事長は、理事のうち 1 人を理事総数の過半数の議決により選任し、法人を代表しその業務を総理している。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事が、その職務を代行し、又はその職務を行う。以上のとおり理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している(提出-46)

当法人の決算は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとし、監事は毎会計年度、監事監査報告書を作成し当該会計年度終了後 2 カ月以内に理事会、及び評議員会に提出することとする。(提出-46) 第 14 条

理事長は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に、決算、及び事業の実績を評議員会に報

告し、その意見を求めることとしている。(提出-46) また、資産総額の変更登記においても5月末日までに行い、さらに本学は平成12(2000)年度に『学校法人札幌国際大学の公文書の開示に関する規程』(備付-規程集-74)、及び『学校法人札幌国際大学財務書類等閲覧取扱要領』(備付-規程集-75)を制定し、財務関係書類を含めた公文書の閲覧を許可してきた。

財務情報については、本学公式ホームページのトップバナー「大学案内」で①事業報告書、②決算の概要(資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監事による監査報告書)、③経年比較表(収支計算書、貸借対照表、財務比率)の項目を公表している。最後に④学校法人会計についての解説(企業会計との違い)の項目により、学校法人会計に馴染みのない閲覧者に配慮している(本報告書 P.19 参照)。

理事会は、『学校法人札幌国際大学寄附行為』(提出-46)によりその役割、機能が規定されており、理事長の招集により定例で年2回開催され、決算、予算、寄附行為変更、学則変更、事業計画、理事・評議員の選任、その他重要事項について審議・決定している。

理事長は、『学校法人札幌国際大学寄附行為』の規定に基づいて理事会を開催し、理事会の議長を掌る。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

理事会は、認証評価の実施にあたり、本学が自己点検・評価をおこなった結果及び認証評価機関からの評価を受け、今後本学がより良い大学へと進んでゆくための方針検討に十分に活かしている。

理事会は、各理事が学内外の必要な情報を収集し、適時かつ正確に情報共有されるよう監督を行うとともに、その都度、理事会等で紹介するなど短期大学の発展のために寄与するよう努めている。

当法人は、学校法人運営、及び短期大学運営に必要な規程を整備している。(備付-規程集)

理事は、『中期目標・中期計画』(令和2年度～6年度)における「全学的教学マネジメント推進体制の確立」(中期目標・中期計画表 p.3)等を理事会で承認したため、「建学の礎」、短期大学部の教育目標、学修成果に対する考え方、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの共通認識を再確認している。

理事は、寄附行為第8条1項の規定に従い2年ごとに改選しているが、現在の理事は令和2(2020)年3月18日開催の理事会、及び評議員会において選任された理事であり、私立学校法第38条(役員を選任)の規定に基づき選任されている。(提出-46)

次の寄附行為第10条1項の役員解任の規定は、学校教育法第九条(校長及び教員の欠格事由)の規定に抵触しないよう、理事就任時にこれについて該当しないことを誓約書にして文部科学省に届け出ているが、在任時の欠格事由にも寄附行為を準用して次のように定めている。(提出-46)

第10条 役員が次の各号の1に該当するときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の過半数の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

特になし

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 15. 静修短期大学開学 20 周年記念誌[平成元（1989）年度] 巻頭言、41. 令和2年度～6年度 中期計画&令和2年度事業計画（案）について ～概要説明資料～ [令和2（2020）年度]

備付資料-規程集 85. 学校法人札幌国際大学の学長の選考に関する規程、21. 札幌国際大学短期大学部学則、22 札幌国際大学短期大学部学則施行細則、28 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部合同運営委員会規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は平成 30(2018)年 4 月に就任以来、本学在職 42 年にわたる教育指導と研究活動によって培われた学識と見識に基づき、本学の教学運営全般について強いリーダーシップを発揮しており、教育の質的保障と次代の変化に対応できる短期大学の在り方を追求し、教育体制の強化・充実、および研究環境の充実に努めている。

「建学の礎」に含まれる「自立・自由・自省」の精神は時代を超えて教育活動の柱となっている。『静修短期大学開学 20 周年記念誌』（提出-15）ではこの精神が「教えることに傾斜しない教育」というフレーズで記されている。この精神は、その後の本学の教育活動において重視されてきたフィールドワークの中で脈々と受け継がれており、この流れが本学の実務教育の根幹を成している。開学以来のこのような教育活動は、現在の小中高等学校学習指導要領の中心的理念である「主体的・対話的で深い学び」を先んじて実践してきたと言える。学長はこのような本学の歴史と教育の伝統を踏まえ、特に地元清田区をフィールドとするアクティブ・ラーニングを重視し、座学とのバランスの取れた総合的な学習、またそれらを通じた全人教育を展開するために、学長講話において学生に直接語りかけたり、教員の奨励研究の採択や学内人事構成において「自立・自由・自省」を具現化するための方向性を打ち出したりしている。このように、学長はリーダーシップを積極的に発揮している。

学長は、『学校法人札幌国際大学の学長の選考に関する規程』（備付-規程集 85）に基づいて選任される。候補者は理事長の主宰する学長選考委員会（理事長のほか理事長から指名された理事 2 名及び評議員会議長から指名された評議員 2 名により構成する）で選考され、理事会の審議を経て理事長が任命する。なお、選考した学長候補者を理事会の審議に付するにあたっては、事前に教授会の意見を聴取することになっている。

教授会は『札幌国際大学短期大学部学則』（備付-規程集 21）及び『札幌国際大学短期大学部学則施行細則』（備付-規程集 22）の定めに従い、教学部門の意思決定機関として、原則として、月 1 回開催している。議長は規定により学長が務めている。なお、同学則施行細則第 3 条の規定により、必要に応じ併設大学と合同で教授会を開催でき

ることになっており、学習成果及び「三方針」について議論や認識の共有をしている。

議事録は整備され、かつ学内ポータルサイトにも掲載しており、全教職員がいつでも閲覧できる状況にある。

教学部門の協議の場としては「運営委員会」（備付-規程集 22）がある。運営委員会は、学長、副学長、部長、学科長、図書館長、自己点検・評価委員会委員長、事務局長等で構成され、通常月 1 回開催し、教学部門の運営に係わる事項の審議、及び教授会への提出議題の検討・整理をしている。議長は規定により学長が務める。なお、当法人全体に係わる共通議題も多いことから、現在は『札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部合同運営委員会規程』（備付-規程集 28）の定めに基づき、原則、併設大学と合同で開催している。

その他、教育活動・研究活動遂行のため、各委員会を置き、設置目的に従い業務を遂行するとともに、学長から諮問された事項及び教授会において付託された事項について審議しているが、いずれも『札幌国際大学短期大学部学則』『札幌国際大学短期大学部学則施行細則』及び各委員会個々の設置規定に基づき適切に運営している。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

特になし。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

本学は、全教職員の合意形成を図りながら「建学の礎」をより現代に適合した具体的な姿として目標化した『中期目標・中期計画』（提出-41）を将来構想・企画室が策定した。この中期計画では「学生第一主義」と「国際化」が大きな理念として掲げられ、開学 50 周年から次なる 50 年へむけた発展のための将来構想が示されている。

学長はこの中期計画を、国際連盟サミットで平成 27（2015）年 9 月に採択されたいわゆる“SDGs”（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）と関連付けながら、「卒業後も伸びる人材育成」と「全人教育」という二つのフレーズに象徴化し、各種の式典や教授会、学生向けの学長講話等の場での啓蒙に努め、教学の長としての強いリーダーシップを発揮している。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 46. 学校法人札幌国際大学寄附行為

備付資料 なし

備付資料 - 規程集 74. 学校法人札幌国際大学の公文書の開示に関する規程、75. 学校法人札幌国際大学財務書類等閲覧取扱要領

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は、理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。学校法人の業務及び財産の状況について理事会及び評議員会に出席して監査を実施している。（提出-46）。

令和元（2019）年度には 2 名中 1 名が文部科学省が開催した説明会に参加しており、今後も一層のガバナンスの強化に努めている。

なお、令和元（2020）年度に 10 回開催された理事会には、2 名のうちのどちらかの監事が必ず出席しており、監事としての職責を果たしている。なお、『学校法人札幌国際大学寄附行為 第 14 条』（提出-46）で、監事の職務について定められ、これに基づき次の職務を遂行している。

- (1) 当法人の業務を監査すること。
- (2) 当法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 当法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 上記（1）又は（2）の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前述の（4）の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) 当法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

なお、前回の認証評価から今回の認証評価に至るまでに、監事が上記のような職務権限を発動することはなかったものの、ガバナンスの強化へ向けた監事の機能の強化については、本学の『中期目標・中期計画』の遂行上、重要な機能強化でもあるため、教授会の傍聴をするなど、今後も教職員にさらに周知徹底が促進されるような努力が継続されている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員
の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

当法人の評議員会は、理事長の諮問機関として18人の評議員(定数17人以上21人以内)をもって組織している。

18人の評議員は、本学の教職員7人(定数7人以上8人以内)、年齢25歳以上の卒業生4人(3人以上5人以内)、学識経験者7人(定数7人以上8人以内)となっている。

評議員会は、『学校法人札幌国際大学寄附行為』第18条で規定され、理事長からの次の諮問に答える機能を果たしている。(提出-46)

- (1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)

及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな重要な義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項

- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

これらの業務は滞りなく遂行されており、評議員会は理事長の諮問機関としての職務を果たしている。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

本学は、『学校教育法施行規則』第一七二条の二の規定に基づき教育情報を、また『私立学校法』の規定に基づき財務情報を本学公式ホームページの「情報公開」ページに公表している。

財務情報の計算書類は、法人事務局に備え置いており、その公開については、平成12(2000)年10月に『学校法人札幌国際大学の公文書の開示に関する規程』(備付-規程集74)、平成17(2005)年9月に「学校法人札幌国際大学財務書類等閲覧取扱要領」

(備付-規程集75)を制定し、財務関係書類を含めた公文書の閲覧を許可している。また、学生の保護者に対しては、広報紙「創風」(備付-11)において事業活動収支計算書、

貸借対照表等財務状況の概要を掲載し、その公開に取り組んできた。さらに、平成 18 (2006) 年 12 月からは本学公式ホームページ (本報告書 P.17 参照) にも、毎年の事業報告・財務状況等を掲載し、情報が専門的かつ多岐にわたるため、それぞれの諸表の上部に説明を加え、更にグラフを挿入し理解しやすいよう配慮し、広く一般に公開している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特になし

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証 (第三者) 評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証 (第三者) 評価を受けた際には、下記の行動計画を掲げた。

- ① 今後とも寄附行為、その他の関連法令の定めに準拠し、適切に運営していくこと
- ② 今後とも「合同運営委員会」を有効に活用しつつ、「学則」及び「学則施行細則」の定めに準拠し、適切に教授会を運営していくこと
- ③ 財務情報の適切な公開になお一層努めること

これらの行動計画は、法令遵守とガバナンス及び財務情報の適切な公開に関することであり、これらはすべて滞りなく実施されている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特にないが、法令遵守に一層努める。